

◆特集◆

法と経済学会・第1回学術講演会報告

法と経済学会・設立総会報告





## 目 次

### 法と経済学会・第1回学術講演会報告

特別寄稿『特区の経済的意義』	1
濱田宏一・イェール大学経済学部教授	
基調講演『我が国法学教育転換と「法と経済学」の将来』	6
宮澤節生・早稲田大学法学部教授	
パネルディスカッション報告『司法改革の中での法実務の展望』	10
パネリスト	
木下 實三・弁理士／日本弁理士会総括副会長(会長代行)	
相馬 計二・司法書士／NPO 法人日本不動産登記決済機構理事長	
高中 正彦・弁護士／日本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部事務局長	
コーディネータ	
松村 良之・北海道大学大学院法学研究科教授	
パネルディスカッション報告『構造改革特区の法と経済分析』	22
パネリスト	
大久保幸夫・(株)リクルートワークス研究所所長	
坂田 道夫・足立区役所政策経営部長	
中城 吉郎・内閣官房構造改革特区推進室長	
福井 秀夫・政策研究大学院大学教授	
八代 尚宏・(社)日本経済研究センター理事長	
コーディネータ	
安念 潤司・成蹊大学教授	

### 法と経済学会・設立総会報告

記念講演『経済学で法を考える』	濱田宏一・イェール大学経済学部教授	38
記念講演『「法と経済学」からの政策』	森嶋昭夫・(財)地球環境戦略研究機関理事長	43
パネルディスカッション		48
『法と経済学の展望 - 法解釈・判例・行政実務・経済政策・立法過程・各種士業はどう変わるか - 』		
パネリスト		
八田 達夫・東京大学空間情報科学研究センター教授		
八代 尚宏・(財)日本経済研究センター理事長		
神田 秀樹・東京大学大学院法学政治学研究科教授		
久保利英明・日比谷パーク法律事務所・弁護士		
深山 卓也・法務省民事局民事法制管理官		
コーディネータ		
常木 淳・大阪大学社会経済研究所教授		

### 学会ニュース

第1回総会	76
第1回理事会	80



## 法と経済学会・2003年(第1回)全国大会(学術講演会)報告

特別寄稿<sup>\*1</sup>

### 経済特区の経済的意義<sup>\*2</sup>

イエール大学経済学部教授 浜田宏一

#### 〈要旨〉

特区には、輸出加工区、貿易自由地域のように税制の関与した特区(「保税特区」と呼ぼう)と、今日日本で盛んに議論されている規制緩和特区、すなわち構造改革特区がある。保税特区の特徴は、比較的経済分析にのりやすいが、後者は未知の領域を多く含む。特区のもたらす一国二法制は「法の下での平等」を脅かすという考えもある。したがって、特区は、法学と経済学の接点から分析するにふさわしい研究題目である。

一国内で法制の適用が地域、産業によって異なることは多く見られるので、特区は大いに活用されて良い。しかし、特区が経済活性に関する打ちでの小槌なるかどうかは、未知数の側面が多くある。

#### 1. はじめに

経済特区とは一定の地域を指定して、その地域において他地域とは異なる税制、規制の定めを設けて、地域経済の発展、ひいては国民経済の発展に寄与しようとする試みである。経済特区の例として大別すると、税の軽減を用いて違ったインセンティブを一定の地域に与えようとする税制を用いる特区、いわば「保税特区」と、税制以外の規制のあり方を一定の地域に与えて規制緩和の効果を発揮させようとする規制緩和特区つまり現在注目を浴びている構造改革特区とに分けることができる。「構造改革特別区域法」(2000年12月18日)は地方公共団体が自発的に行なう構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進すると共に地域の活性化を求めることを目標にしており、部分的には例外はあるにせよ、

同法は規制緩和特区の基礎となると考えてよい<sup>\*3</sup>。

税制を用いる経済特区の歴史は長く、貿易加工区とか、輸入自由地域、保税區、あるいは特別経済区域等と呼ばれる多くの例がある。アイルランド・マウリシア・台湾・韓国、中国を始め、多くの東南アジアの地域が貿易加工区の利益を受けている。中国沿海部の目覚ましい発展は、南巡講話後の特別経済地域なしには説明できなしし、マウリシアは貿易加工区を作ることによって経済発展の導因を得ているし、アイルランドでは国際金融サービスセンター(International Financial Services Center: IFSC)を設け、金融業に関する規制、税制の緩和によって、外国からの投資増加で経済の活況を導いている<sup>\*4</sup>。アイルランドの例は沖縄の金融特区を設ける際に参照された。そして

<sup>\*1</sup> この論文は、2003年(第1回)全国大会・第1日(2003年7月12日)の基調講演『経済特区の経済的意義』をもとに、執筆いただき寄稿いただいたものである。

<sup>\*2</sup> 本稿の執筆に当たり成蹊大学の田中亘氏から有益なご教示を得たことに感謝したい。

<sup>\*3</sup> 規制緩和特区の意義については、八代(2003)を参照されたい。

<sup>\*4</sup> たとえば、Rajen Dabee & David Greenaway eds. (2001).. Peter G. Warr (1983), IDA(Ireland) (2000)などを参照。

税制を伴う特区の制度的な仕組みと経済的機能については、比較的多くの解説がある。

これに対して税制を伴わない規制改革特区、構造改革特区は比較的新しい考え方である。その成果についてのデータは少ない。日本の特区構造は、新しい試みとして注目すべきである。

本稿では、まず実際上にも経済的にも実験が既に行なわれている税制を伴う特区について説明し、その経済的メカニズムを明らかにする。次に規制改革特区について考察すると共に、両者にまたがって重要である一国二法制、一国多法制、「法の下での平等」の問題についても私見を述べたい。

#### ・税制をともなう保税特区

貿易論にはいわゆる自由貿易地域の理論がある。二国なり数国が貿易の垣根を取り払って自由に貿易を開始し、これと共に投資の自由化も行なわれることが多い。自由貿易地域内で貿易を促進し、地域外から貿易を地域内に排除してしまう効果がある。すなわちヴァイナーの、地域間の国々の間での貿易創造効果(Trade Creation Effect)と地域に参加しない国とからの貿易排除効果(Trade Diversion Effect)が共に働くわけである<sup>\*5</sup>。

ところが貿易加工区という経済特区の形は、一国の一部が、国外に開く袋のような、いわゆるアンクレイブを形成することによって、一国の一部が外国地域とつながるといふ、ちょうど自由貿易地域の裏返しのような性質を持っている。開かれた地域と外国との貿易は盛んになるけれども、開かれていない国の部分から貿易のフローが若干なくなっていくこともありうる。しかし、一般には開かれた部分の貿易が経済発展を促進し、あるいは国際投資がそこに集まるといふことで、特区の部分の活動が盛んになって国全体の発展に繋がると考えられているわけである。

経済学はこのような輸出加工区、貿易自由地域について貿易で保護された地域に外国資本が流

入すると、その資本が資本集約的な産業に入ってくる限り、国内から一定の補助金を得るような形になり、結局のところ資本の収益に關税の保護効果が働いて、国際投資が超過利潤を外に持って行ってしまつて、国民経済はマイナスになる可能性がある<sup>\*6</sup>。これは宇沢効果 - 外国ではBrecher-Diaz Alejandro効果 - にもとづく交易条件悪化の帰着である。しかし、もちろん多くの場合、輸出加工区を開設する地域には失業も存在するので、失業を考えた時には以上のような効果が働いても、輸出加工区がプラスになる公算が大きい。さらに、失業者が一種のくじをひいて良い職業に当たろうとする、ハリス = タダロ型の確率的な失業均衡まで考えた時に、これらの貿易自由化は役に立つかということも詳細に議論されている<sup>\*7</sup>。結局のところ失業その他を考えに入れると、自由貿易地域は有益な効果を持っていると結論付けられると言ってよい。

貿易自由効果はそれだけに留まらない。ある一定の地域が自由化されて、貿易 - 特に国際投資 - が自由に行われるようになると、他の地域の国民もその地域で何が行われているかみることが出来る。新しい金融技術その他が採用されているのを見ることが出来る。そうすると、一国の輸出加工区以外、金融特区以外の部分も技術的外部性によって恩恵を受ける。これは「ショーウインドー効果」と呼ぶことができよう。

第三に、重要なのは、保税特区の特徴として政治的に比較的受け入れやすいということである。国全体として関税を引き下げたり、税制、法人税を軽減したりするのに色々な抵抗がある場合に、一部だから良いだろう、特別区だから良いだろうということ、一部の地域に税制その他の恩恵を及ぼしてみても、その結果国民全体が税制の簡素化、軽減が以下に効率化に役立つかを見せることができるという効果である。特区の一つのメリットは、この政治的な受け入れやすさと、ショーウインドー効果を結び付け、既得権益の抵抗を

<sup>\*5</sup> 伊藤・大山参照

<sup>\*6</sup> (Hamada (1974))

<sup>\*7</sup> (Young, (1992))

和らげていくだけでなく、国民への教育効果もねらえる点にある。

保税特区の場合だけでなく、以下で述べる規制特区についても、特区について絶えず湧いてくる疑問は、もし特区がそんなに有効ならば、特区で行うことをすべての地域でやればいいのかという疑問である。特区を何故わざわざ作らなければならないのか、一国全体の区域で減税を行ったり自由化すればいいではないかという疑問である。ここで述べた第三の効果があるので、政治的圧力があるので部分だけでまずやりましょう、というのがそれなりにプラグマティックな解答である。

### ・構造改革特区の機能

さて、これから日本で設けられようとしているのは、主として以上のような税制を用いた特区ではなく、規制緩和あるいは構造改革のための特区である。『構造改革特別区域法』（平成14年12月18日公布・施行）は、「構造改革特別地域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上および国民経済の発展に寄与することを目的」（同1条）としている。ここで「構造改革特別地域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自主的に設定する区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実現するためのものであり、その手段としては法律で規定された規制についてさまざまな特例措置を設けること、つまり「規制の特例措置」を用いる。関税法に関する手数料の減免（17条）もないではないが、一般には税制を用いない、規制緩和を主体とする特区構想である。具体的には、教育、職業安定、移民、難民の受け入れ、農業への参入、老人福祉、電気通信などさまざまな事業についての特例が可能とされている。ある地域では外国の医療を許し、外国の学校教育を許し、そして株式会社で農業や病院も経営するというような経営形態が、抵抗は後を絶たないにせよ、特区の中では可能となろうと

している<sup>\*8</sup>。

構造改革特区の機能は、ほぼ税制構造をとまなう特区と同様に議論できる。ただ輸出加工区などと違う点は、第一に、必ずしも規制特区には資本が外国から入ってくるとは限らないという点がある。ある地域において、例えばIT回線に関する制限が地域外よりも緩やかになると、そこに日本のIT産業も参入し得る。そこでは特区がインセンティブに与える影響は同じでも、輸出加工区のように必ずしも厳密に自由貿易地域の裏返し、あるいは自由投資地域の裏返しとは言えなくなる。

第二の問題点は、規制緩和しか武器がないので、十分にインセンティブが働くかということである。そもそも外国にうまく働いた大々的な例が輸出加工区と比べて極端に少ない。税制を用いた特区は山のように例があるが、規制特区はドイツに自由ハンザ都市条例といった例があるのを聞くぐらいである。もっとも、日本はあまりにも外国の例を見習うのに熱心で、自ら工夫をしたがらない国なので、自分で開発して新しい事をやろうとするのは大いに奨励すべき態度ではあるが、他の、全国規模で行うべき改革が政治的抵抗が大きいからと、すべて構造改革特区さえ作ればよいという、特区に打ち出の小槌的役割を期待しすぎるのは現実的でない<sup>\*9</sup>。

第三に、「ショーウインドー効果」は規制特区の場合極めて重要である。既得権益の抵抗を排除するために一部にだけ特区を作ることのメリットも規制特区、構造改革特区には当てはまる。なかなか既成改革が進まないのだから一つ風の穴を開け、それを突破口に全体の既成改革に結び

<sup>\*8</sup> 白石(2002)は、特区の実現方法として地方特別法による者、条例によるもの、国が地域を指定して行うものの3つがあり、その法的な問題点が説明されている。結局、最後の方式が立法化されたわけであるが、本稿ですでに立法が成立した後でもあるのでこの問題には立ち入らない。

<sup>\*9</sup> この例からもわかるように、ミクロの構造政策だけに頼っていたのでは不況脱却には時間がかかる、だからマクロ政策、特に金融政策に工夫してほしいというのが私見であるが、これは本稿では傍論に過ぎない。

付ける」という構想<sup>\*10</sup>である。ただ、すでに特区に対しても業界や官僚機構のすさまじい抵抗がみられるのは、特区をばねにして全体的改革の実現まで持ち込もうとする改革勢力の意図をはじめから見抜いて、既成勢力が防戦に躍起となっていることを示すものであろう。

#### ・構造改革特区に関する法的問題

最後に、特区に関する法律問題で、法と経済学の境界領域に触れる問題を考えよう。特区にかんする法律問題に関しては、立法過程でかかれた白石(2002)が綿密で示唆に富む議論を展開している。

そもそも法律は、一般的、抽象的な法規範であって、不特定多数の人に対して、不特定多数の場合ないし事件に適用される規範である性格を持っている<sup>\*11</sup>。そこで特区の法的性質として、一国の違った地域に住む、あるいは働く、あるいはある特定の属性に属する人に違った法制を適用する分けであるから、以上の一般的な法律の特性と相克が生ずる恐れがある。

このことは第一に法制を複雑にする。おそらく、このことは他の条件が同一であれば望ましいことではない。しかし、特区で経済活動が活発になる場合には、国民が全て同じ取り扱いを受けるという権利を何処まで尊重すべきかが問題となる。特に、既成に関して、既成の目的を達成できる「より緩やかな既成手段Less Restrictive Alternative : LRA」を認めてもよいのではないかと、有益な活動のために違った人を違った形で取り扱ってよいのではないかと議論が成立しよう。

最高裁の判例も、ほぼこのような考えに従っているように見える。沖縄職務執行命令訴訟上告審判決(最高裁平成8年8月28日大法廷判決、民集50巻7号1952頁)は、ある特定人に有利な規制緩和を行う場合においても、他方でその規制緩和により不利益を受ける可能性があるものがある場合には、適正手続きが必要ではあるが、それは立法府の裁量で決定されると判示している。MKタクシ

ー事件判決(大阪地裁昭60年1月31日判タ545号)は、同一地域に複数料金を認めても道路運送法の認可基準に反しないとして値下げ申請基準却下処分を違法とした。これも経済学的にはそれ自体興味ある事例であるが、ここでは法もとの平等に対する柔軟な解釈姿勢に着目したい<sup>\*12</sup>。

法と経済分析の立場から言えば、能率のいい限りにおいて「法の下での形式的平等」に厳密にとらわれることなく、多少目をつぶっても良いではないか。どこまで例外を設けるかという、当該の活動が社会的にも経済価値を上げる限りということになる。ポウズナー(Posner(1972))は、先に述べたように、法の下での平等を唱える人たちは、多くの場合、自分自身の既得権益を保護しようとしていると主張する。そして利益を受けるものと不利益を受けるものがある場合には、両者の持つ利益不利益の比較で決定すべきだと主張する。「法の下での平等」には形式的平等、実質的平等、その他様々な法律論があるが、規制緩和に付いて、結局誰がどれだけ得をして、誰がどれだけ損をするのかについて適正な理解を持つことが、立法府にも裁判所にも求められている。

しかし、利益衡量には、異なる人々の間の効用を同比較するかという問題が絶えず問題になるので一意的に判断できないこともありうる。また利益衡量が行き過ぎた社会的結果をもたらす可能性がある。伊方原発訴訟判決(最一小判平成4・10・29民集46巻7号1174頁)は危険性の判断は国民に画一のものではなく、活動のもたらす社会的利益の大きさと比較考量の上で一応安全なものだという「相対的安全性」の基準をとっている。しかし、原発が以下に社会的に結うようだからといって、近所住民の安全基準が緩められて言いと判決が意味するのなら、利益衡量の行き過ぎであろう。ここでカラブレイジの(法律家にしかわからない)「正義」の概念が働いて、住民の権利を守ることを辞書式選好で絶対視するといった過程が必要であろう<sup>\*13</sup>。特区が経済発展に役立つから

<sup>\*10</sup> (白石(2002)参照)

<sup>\*11</sup> (芦部(1993)、白石(2002))

<sup>\*12</sup> (白石2002)

<sup>\*13</sup> (Calabresi(1970)、解説は浜田(1977))



とって、マリファナを許す特区とか、子女労働を許す特区が許されないのも当然である。

このような留保は必要であるが、考えてみれば色々な場所に違った取り扱いが行われるのは特に珍しいことではない。社会保障、年金、公共料金などでも老人に対しては違った取り扱い、子供に対しては違った取り扱いをするのが普通である。地域的にも、例えばギャンブルを地域的に許すのはアメリカによくみられるし、環境について、森林保存区もある箇所だけ限定して一定の森林のクオリティーを確保しようという試みである。国立公園や国定公園もそうである。世の中には色々な人、地域の属性に応じて違った法律の取り扱いをすることもごく自然に行なわれている。都市でゾーニングを作って、家を建てる建築基準を細かく決めることも行なわれている。そうすると特区が「法の下での平等」に反するという議論はそう説得力を持たなくなる。差別的な取り扱いが、人々の基本的人権を阻害することは避けつつも、有効な試みを実現するために特区構想は大いに利用されてよい。既成権力が自分たちの立場を失わないために「法の下での衡量平等」へ議論を持ち出して来るのを良く見極めねばならない。

#### 参考文献

芦部信喜(1993)『憲法』  
伊藤元重・大山道宏『国際経済学』岩波書店  
白石賢(2003)「規制改革特区の提案をめぐる論

点について」『自治研究』

浜田宏一(1997)『損害賠償の経済分析』東大出版会

八代尚宏(2003)『規制改革：「法と経済学」からの提言』有斐閣

Guido Calabresi, *The Cost of Accidents*, Yale University Press, 1970

Rajen Dabee & David Greenaway eds. *The Mauritian Economy : A Reden Palgrane*, 2001

Koichi Hamada, "An Economic Analysis of the Duty Free Zone", *Journal of International Economics* 4(1974), 225-241

IDA Ireland, *Dublin International Financial Services Center (IFSC), Annual Report*, 2002.

Richard Posner, *The Economic Analysis of Law*, Little and Brown, 1972

Peter G. Warr, "The Jakarta Export Processing Zone: Benefits and Costs," *Bulletin of Indonesian Economic Studies*, 19, No.3, 28-49

Leslie Young, "Unemployment and Optimal Export-Processing Zone," *Journal of Development Economics* 37 (1992), 369-385

基調講演

**法と経済学会・2003年全国大会基調講演**

日時：2003年7月12日（土）15:40～16:00

場所：成蹊大学8号館・101教室

**『我が国法学教育転換と「法と経済学」の将来』宮澤 節生 早稲田大学法学部教授**

今ご紹介いただきました早稲田大学の宮澤です。といいましても、レジュメに書きましたように、9月末日で早稲田大学を退職することになっておりまして、その後は大宮法科大学院大学設置準備室顧問として、新しい法科大学院の設立に取り組むことになっております。というわけで、「我が国法学教育の転換」といいますのは、法科大学院ができるということの意味しているのです。次の浜田先生のお話は、シンポジウムにつながる本来の基調講演であります。私のものは、状況が状況なものですからこのテーマで一つお話をしようということで、いわば余興ですので、気楽にお聞きいただきたいと思います。

そもそも法科大学院とは何か。色々複雑な話がありますが、簡単に言えば、その大学院を出なければ法律家になるための資格試験を受けることができないという学位を授与するというものであります。つまり、プロフェッショナルスクールですね。日本中で今、プロフェッショナルスクールが作られようとしているわけですが、ロースクールとメディカルスクールというのは、世界的に見て、そのプロフェッショナルスクールの双壁であります。今まで日本には、メディカルについては、学部段階ではありましたが、プロフェッショナルスクールはあったわけでありまして、ローについては、プロフェッショナルスクールはなかったわけですね。それが初めてできるということになります。しかも、大学院レベルというところが重要でありまして、法学以外の学問を勉強した人、あるいは実社会で例えば経済活動をやった人々が法律家を目指すことができるようになるということでありまして。

設置申請状況はどういうものか。法学部、あるいは法学関係者にとっては、これはいわずもがなのことですけれども、他分野の方々のために、最近の新聞記事をレジュメの最後につけておきました。司法制度改革審議会が目標として設定したのは、2010年に新司法試験合格者を3,000人にするという目標であります。しかし、そこに注意深く但し書きがついておりまして、「これを上限とみなしてはならない」という一節があるわけです。6月30日の設置申請〆切の段階では、72校、総定員6,000人近くになっています。今その審査が始まろうとしているわけでありまして、学校の全体計画についての審査、それから個々の教員についての審査、二つのふるいがあるわけですが、そのどちらかでもパスしませんでした、これはできないということになります。教員審査の結果は、8月中にほぼわかるという見通しでありまして、最終的には11月中に決着がつくということになります。

しかし、いずれにしても、これが30に減るといふようなことは、おそらくないだろうと思います。ということは、もう初年度で定員が4,000人、5,000人という規模に達してしまうということでありまして。というわけで、このまま次の段階の第三者評価。つまり、教育内容に関する評価をもパスすることに成功すれば、3,000人という新司法試験合格者の目標は、間もなく、目標時点からはるか以前に達成してしまうということになります。

しかし、世の中はそう簡単ではありません。現在の司法研修所を守ろうとする勢力は、いろんなことを言っているわけです。最近でいいますと、サンデー毎日の今週号の記事が最悪のものです

ね。司法試験合格実績のない大学に、法科大学院を作る資格はないというのであります。大宮などはまだ存在しておりませんから、当然これは論外ということになるわけですね。もちろん、司法試験実績とは何を意味しているかということは、みなさんご存じのとおりであります。それは、それぞれの大学の教育力の問題ではないのであります。それは学生の能力と努力の問題なのであります。ですから、その実績が、新たに作るまったく異質な機関の判断基準になろうとしていることに、皆さんはぜひ注意をしていただき、それに反対の声を上げていただきたいと思います。

司法研修所は、現在の1,000人から1,500人まで収容能力を高めて、それをふた回りさせて何とか3,000人は収容しようというのが、現在の計画です。3,000人が上限というのは、それを超えるのはイヤだというわけなんです。ですから、司法試験は、今ほどではないけれども、資格試験ではなくて競争試験にすべきだと言っているのです。このサンデー毎日の記事は、そのとおりことを言っているわけです。問題は、そういうことが、そもそもこの法科大学の目標であったかということです。例えば、そのように抑制した場合、経済学を勉強した人が大量に法科大学院に入れるようになるんだらうかということ、ぜひお考えいただきたいと思えます。

それが現在の状況であります。そのような政治状況の話はこれぐらいにいたしまして、少し純粋な話をしたいと思えます。

それでは、このような法科大学院において、法と経済学はどれほどの大学で開講されようとしているかということでもあります。我が学会の組織利益に関わる問題なのであります。レジユメの次のリストを見ていただきたいと思います。6月26日現在で調べたところでありまして、意外なことに、ホームページはほとんど作っておりますが、カリキュラムを公表しているところはあまり多くありません。有名大学ほどカリキュラムを公表しておりません。お任せ料理しかない、しか

も値段のついていない高級料亭みたいなものでありまして、そこに客を呼び込もうというところもない計画になっているわけでありまして。大宮のように、まだ店舗もできていないファミレスのようなところは、非常に懇切丁寧なホームページを作っておりますので、ぜひご覧いただきたいと思うわけです。このリストは、ホームページに授業科目が載っているもののリストであります。それと現在の学部のホームページの科目とを比較したものであります。ですから、東京大学も京都大学も、名古屋大学も、カリキュラムは載せていませんので、このリストに出ていません。早稲田も出ていません。恥ずかしいですね。慶応も出ていません。ですから、載せているところだけの話なんです。さすがに立派なのは北海道大学でありまして、学部でもちゃんとやっておられますし、法科大学院でも4単位の科目が展開されることになっています。ほかのところは、リストに書いたとおりのことでもあります。大宮につきましては、幸いにも福井先生と八田先生に毎年交互に教えていただくということになっております。こういう状況でありますね。

これは確かに、現状よりも進歩するということになるのは間違いありません。しかし、だからといって、それほどバラ色ではないということは、ご理解いただけるだろうと思えます。今後の問題は、いわゆる大手大学に、どれほど法と経済学の科目が展開されるかということです。最後に述べるポイントでありますけれども、学会としても何らかの行動を取らなければいけないと思えます。

その次の表は、アメリカのロースクールにおける状況です。これはもう天と地、雲泥の差であります。私は決して経済学者ではないのでありまして、正体を言いますと、日本で法学博士、アメリカで社会学のPh.D.という、経済学とは縁もゆかりもない人間なのであります。しかし、法と経済学という学問が、あるいはアプローチが、法科大学院で教育される、あるいは、法律家に対して教育されるということの教育的意義は、大いに認めているわけでありまして。先ほど荒井先生のご報告が

ありましたけれども、なぜ法律家は経済学を参照しないのか。色々原因はありますが、要するに法律学における理論というのは、ドクトリンでありまして、信ずるか信じないかの世界だからであります。それに対して合理的な議論の根拠を与えたい、つまり、実証的社会科学の理論と方法を持ち込みたいと考える人々が現れるのです。その時に、何に注目するかということですが、かつては、私のような社会学でありましたし、最近ですとそれはほとんど経済学ということになっているわけです。もう一つ違う流儀としては、今アメリカの法学では、哲学あるいは言語学との参照が非常に盛んになっておりますけれども、社会科学といえますと、経済学であります。

そこで、現在アメリカの主要ロースクールにおいて、法と経済学の分野に属すると思われる学者は、いったいどういう人たちであるかということで、レジュメに三つだけ大学を挙げておきました。色々なところのホームページを見まして、もちろんこれ以上たくさん見たわけです。浜田先生の、そして私の母校でもありますイエールももちろん見ましたし、ミシガンやスタンフォードも調べたわけであります。しかし、東部、中西部、そして西部ということで、この三つの大学を挙げておけば、だいたい趨勢はわかるのではないかとということで、ここに挙げておきました。ここで、パークレイ以外の二つの大学、つまりハーバードとシカゴに、ジョン・オリンという名前が出てくるのに気がつかれると思います。これは、1980年代の始めに亡くなった発明家・起業家でありまして、その遺産で作られた財団が寄附した研究所が両校にあるのです。もちろん、給料のほとんどは大学が出しているわけですが、研究費が、現在もグラントという形で出ているのです。この財団が、アメリカにおける法と経済学の発展に、大きな寄与をしてきたわけでありまして、この名前のついたセンターはジョージタウンにもありますし、ビジネススクールですと、セントルイスのワシントン大学にもあります。年間予算がだいたい、グラントの金額にして2,000万ドルですから、

25億円ぐらいの規模ということになります。

これらのデータを要約するとどういうことになるでしょうか。初期の法と経済学者というのは、イエールのカラブレイやシカゴのポズナーで、いずれもイエール・ロースクールの出身で、J.D.だけの人たちですね。ところが最近ですと、ほとんどPh.D.になっているということに、このデータからお気づきになると思います。少なくともPh.D.が増えている。アメリカというのは、実は学位社会でありまして、それぞれのクリデンシャルを示す学位を持っていないと、専門家として通用しない世界なのであります。従って、ロースクールにおいてJ.D.を取って、法と経済学的なアプローチに関心を持った人は、それで将来食っていこうと思えば、かならず経済学のPh.D.を取ろうとします。あるいは、Ph.D.論文の過程で、法律問題を扱ったという人は、それじゃあ自分も法律家になろうということで、必ずJ.D.を取ろうとします。どちらも比較的容易なわけですね。何しろハーバードやイエールですと合格率ほとんど100%だという司法試験しか存在していないわけでありまして。その後は、それぞれの切磋琢磨で、様々な法律家や学者が作られているということなのであります。これらがだいたいのパターンであります。

そこで、我が法科大学院はどうしなければいけないかという、次のテーマになるわけでありまして。まず第一の問題は、「法科大学院イコール教育機関」論というものがひたすら唱えられているということがあります。つまり、教員の能力としても、教育能力だけが問題で、研究能力は問題ではないということを使うわけですね。こんな誤った話はありません。つまり、将来、法学教育のセンターが法科大学院になるのはもちろん、法学研究のセンターが法科大学院になることも、火を見るよりも明らかだからであります。つまり、より優れた法学者は、大挙して法科大学院に移り、より優れた学生が、従来型の法学研究科へ行かずに法科大学院に行くことは明らかですね。そうすると、研究センターとしても法科大学院は重要な役割を果たさなくてはならないということになり

ます。しかも、将来そうならなければならないという条件が、設置基準の中に一つ入っています。

法科大学院教員の3分の1は10年間、学部と既存の法学研究科の専任教員としてもダブルカウントできることになっています。それから、博士課程については、やはり10年間、全員ダブルカウントできることになっています。ですから、縮小しようとして10年経つと非常に重大な決断を迫られるわけです。法科大学院をやめるか、法学研究科をやめるか。そこまでいなくても、ラジカルにリストラするかということを決めなくてははいけません。その時に、重大な段階が到達すると思います。一つの対応策としては、法科大学院の上に博士課程を作ることが考えられます。法科大学院の学位は、実践的な学位でありまして、法務博士、J.D.であります。それに対して、学問的な博士号はPh.D.ですね。ですから、Ph.D. in Lawという学位が創設される必要があるわけです。現在の法学博士であります。

もう一つはJ.D.と経済学のPh.D.のジョイント・ディグリーを作ることができるかどうかというのが、重要であります。そうなれば、ロースクール3年プラス経済学2年、合計5年ぐらいでJ.D.とPh.D.が取れてしまうという仕組みになって、研究者の養成としても、将来の法と経済学教員の養成としても、非常に重要な役割を果たすことになりそうです。

そこで結論です。日本ではこのようなオリン財団に相当する胆力のある財団が存在するかとい

うことであります。森ビルのオーナーですとか、オリックスのオーナーであるとか、そういう方々がこの種の財団を作ってくると、けっこうだと思います。オリン財団は、アメリカ憲法が認めている私的財産権と自由市場を守るというイデオロギーの下でお金を出しているわけですが、その資金がひもつきにならずに、重要な研究教育活動に使われればいいわけですね。そういうフィランソロピーが日本で今必要とされているのです。この学会の人的ネットワークの中に、そういう組織があると好ましいのではないのでしょうか。それから、当学会自体の課題として、純粋な法学者に対して、学際的な、あるいは経済学的な研究が必要だと思わせるためには、彼らの主張に対して異論を唱えるということが必要なのであります。そういう論争を挑まない限り、安住していただけるわけですから、必要だと思われるわけでもないでありまして、大いに戦闘的に論争を挑む必要があると思います。

もう一つは、この学会として、いかにして法科大学院における教育活動を展開していくかということですね。本会の会員である法学者が所属していながら、法科大学院に法と経済学の科目がないという大学が、たくさんあるんですね。信じがたいことに。ですから、学会としてやるべきことは、具体的に考えても色々あると思っております。以上で、余談といいますが、余興といいますが、私の基調報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

シンポジウム報告

**法と経済学会2003年（第1回）全国大会  
パネルディスカッション『司法改革の中の法実務の展望』**

日時：2003年7月12日（土）10:55～11:55

場所：成蹊大学8号館・101教室

パネリスト 木下 實三 弁理士・日本弁理士会総括副会長(会長代行)  
相馬 計二 司法書士・NPO法人日本不動産登記決済機構理事長  
高中 正彦 弁護士・日本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部事務局長  
コーディネータ 松村 良之 北海道大学大学院法学研究科教授

松村 パネルディスカッション「司法改革の中での法実務の展望」を開会します。現在司法改革にあわせて、法実務の制度改革が進んでいます。このシンポジウムでは、それぞれの分野の方に、それぞれの制度改革及びその下でこれから法実務がどうなるかという点につきまして、経済学的な観点を入れつつ、ご報告をいただきたいと思えます。そのうえで、残りの時間を議論にあてたいと思えます。

それでは木下先生どうぞお願いいたします。

木下 与えられた時間の中で、弁理士としての立場から、現在行われております私たちに関連した法改正について、お話ししたいと思います。司法改革といいますと、私よりもあとでお話しされる高中先生がご専門だとは思いますが。

皆さんご存じのように、国民の期待に応える司法制度の構築ということが言われております。その中で民事裁判の充実であるとか、迅速化であるとか、ADRの拡充・活発化。それから、司法制度を支える体制の充実強化のための、法曹人口の拡大と、法科大学院。さらには、隣接法律専門職域の活用と、ここで初めて弁理士との接点が出てきます。隣接法律専門職域として、弁理士が入ってくるわけです。

最近、知的財産、あるいは知財という言葉が、連日のように新聞紙上をにぎわしており、たいへ

ん重要視されています。

企業のほうでは、もうだいぶ前から特許等を中心とした産業財産権について、非常に重要視されています。特許の数でいきますと、毎年40万件強出願されています。ピーク時は昭和62年に、54万件ぐらい出た時期がありますが、平成6年に実用新案法が無審査になったということを受けて、実用新案はほとんど出願されなくなったという中で、特許は右肩上がりですと来ております。ただ、昨年は一昨年に比べまして、ちょっと下がったのですが、いずれにしても40万件強の特許が出ておまして、世界の中でも一番多い。アメリカがだいたい二十数万件ですが、その倍近い数を日本は出している、特許大国と言われていました。どちらかというと、業界内で、特許等の知財が非常に大事だと言われていたのですが、最近、業界を超えて、社会一般から知財という言葉が非常に使われるようになってきました。

これは、昨年の2月、小泉首相が国会での施政方針演説の中で、知財立国を宣言したことによって、さらに進展しています。

昨年の2月に知財立国が宣言され、3月には知財戦略会議が設立され、昨年の7月には戦略大綱が策定されました。11月には、知財基本法が制定され、今年の3月に知財戦略本部が設立され、ついこの前、7月8日に、知財推進計画が決定さ

れたというように、めまぐるしく非常に早いスピードで知財関連の政策が実行されています。

この状況を東大の中山信弘教授は、知財のバブルだとして、あまり浮かれてはいけないと言っております。このように知財がもてはやされる背景は、企業が特許を極めて多く出しているということと同時に、全体的に見ると、中山教授が指摘されているように、情報化の進展と、今の日本経済の閉塞感ということで、何らかの形で、今のこの経済の不況を打開しなければならず、それには知財が一番いいのではないかというふうな認識が出てきているからと、思います。そういう点で、知財が非常に注目されている訳です。

知財と司法との関連でいうと、先ほど司法改革の目的として裁判の迅速化がありました。知財関連訴訟は非常に長期化していて、それを早期に解決しなければいけないということが言われています。それと同時に、知財関連の注目判決も増加しております。

我々の世界では非常に有名な事件、キルビー特許事件があります。これは、裁判の中で、本来行政庁が行う無効判断、特許が有効か無効かという判断をしたものです。本来ですと、特許庁に無効審判を請求して、その中で、この特許は無効というような判断をしていたのですが、侵害訴訟の中で、裁判所が無効判断をしたところが、非常に注目されています。その理由は、明らかな無効理由がある場合には、その権利を利用することが権利の濫用にあたるという判断です。

このような判決が出されたので、最近の特許の侵害訴訟においては、侵害した側、被告側が、必ずといっていいように権利濫用主張をするような傾向にあります。ただ、無効判断が対世効を持つのかどうかという点については、いろんな議論がされておまして、普通は対世効がなく、その事件に限ってということではあります。この辺も、今いろんな業界でいろんな要望が出ております。業界によって言っていることが違う。医薬関係なんかでは、特許そのものがなくなったほうがいい、対世効を持ったほうがいいというような主張を

しております。一方、電機業界等は、最近特許が一つだけでライセンスされるというようなことがあります。プールした形で一括で関連の技術をライセンスする場合に、一つだけがつぶれてしまうと、ライセンスの関係が崩れてきてしまうということで、対世効を持たせないでほしいという言い方をしております。

それから、あと均等論判決等が出まして、技術が似ている場合、特許になっている内容と、イ号にあたる技術が多少違ってても、すなわち、特許公報における文言、文書の上では特許の範囲に入らないのですが、ある程度技術的な均等を見て判断しようというふうなものが出ております。五つの均等のための判断基準というものが示されております。

それから、最近また問題になっているのが、職務発明の関連です。オリンパスの事件で、それが判断されたのですが、そのほか日立のピックアップ事件とか、まだ最終判決は出ていないと思いますが青色ダイオードです。中村先生が日亜化学に対して訴えている事件というものもあります。

中村先生のは、一応、今現在進行している内容では、一部請求のため、必ずしも高額ではないんですが、それとは別により高額の特許侵害訴訟というのが非常に増えております。パチンコ関係ですが、ゲーム機のアルゼ事件で、74億円という判決も出ております。

あと、弁理士業務は、司法とはちょっと違っていて、今は訴訟のお話をいたしました。本来的な業務は、特許庁に対する出願業務が大半を占めております。ただ、今、知財が注目される中で、弁理士が一貫して関与しなさいという方向が出てきています。発明を作るところから、権利の設定まで、今まではここまでが我々が関与していたところですが、さらに、権利の活用の部分でも弁理士が関与しなさいというふうな流れが出てまいりました。

特許に関する特定侵害訴訟に関しては、弁護士さんと共同訴訟が可能になりました。今年の4月から法律が施行されて、我々は今、能力担保研修

という形で、日本弁護士連合会さんに、色々ご協力いただきながら実行しています。9月に、その第1回の研修が終了して、10月に試験が行われ、来年早々には最初の共同訴訟ができる弁理士、我々の世界では、付記弁理士と言っておりますが、誕生します。付記というのは弁理士の資格を二重構造にしないということもありまして、弁理士の登録簿に付記で、そのようなことができると書くということです。ちょっと名前が変なのですが、付記弁理士と呼んでおります。

ちょっと時間がなくなったので、あまり知的財産の推進計画については、お話できないのですが、これは、首相官邸のホームページ等に出ておりますので、興味がある方は見ていただければと思います。発明の創造分野では、大学、TLO等における知財の創造をいかに図っていくかが注目されております。それから、特許審査の迅速化法、医療関連行為の特許保護も検討しております。今まで医療そのものは特許にならなかったのですが、これを医療関連行為について保護していこうという方向です。それから、一番の目玉としては、知財高等裁判所の創設を目指しております。9番目の高裁としての創設です。あと、偽物対策とか、コンテンツビジネスの振興、それから法科大学院。ただ、法科大学院につきましても、知財人材の育成として本当に今の法科大学院でいいんだろうかというふうな点で、我々としては、別の知財の法科大学院、知財を専門にしたものを、主張しております。以上でございます。

相馬 お手元の資料にもとづいて報告します。規制改革委員会が業務独占資格のうち、国民からの意見要望が多く、国民の関心が高いと考えられる事務系資格、10資格というものを示しています。これは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公証人、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、不動産鑑定士の10種類を重要な資格としています。その中で、時間の関係もありますが、報告的に今現在、司法書士職能における業務独占資格の改革がどのようになされて

いるかということをご報告したいと思います。

2003年の6月1日に、「平成15年度第1回簡裁訴訟代理能力認定考査」という名目の試験が、法務省の指導の下に、全国一斉になされました。全国3,855名が受験しました。司法書士の総数は1万7,304名ですので、22.27%が受験をしました。平成14年7月に公布された改正司法書士法が司法改革の具体的な問題解決の第1号と言われる所以です。弁理士、公認会計士の皆さん方の資格に先んじて、改正なされました。改正の主な事項というのを挙げます。司法書士業務の範囲に「簡易裁判における訴訟代理人」についての資格が与えられました。二番目は、裁判所、検察庁、法務省に提出する書類の作成事務について、「相談権限」が与えられました。三番目に、簡裁訴訟の代理人となるため、100時間の日弁連のご協力をいただいて研修を履修。その後、法務大臣の認定を受けて、「簡裁訴訟代理人」、または「裁判外の和解事務代理人」となる資格も与えられました。認定司法書士の法務省の試験合格は、今月の7月28日に発表されます。法務大臣から簡易訴訟の代理関係業務を行うことができるとの認定を受けた司法書士は、官報で公告され、「簡裁代理認定司法書士」として公告されるわけです。司法書士の中に、本来の司法書士と、これから簡裁代理人の資格を取得する司法書士と、両建てになります。司法書士業務は、ご案内のとおり、双方代理が許されているたった一つの職能であります。そこに今度は、裁判の訴訟事務という片面(へんめん)の委任契約関係に立つという、何か両生動物がそこに共存するというふうなことになったわけでありまして、このことについては、また次の次の機会です。いつか議論したいと思います。

簡裁訴訟代理権付きの司法書士の誕生に伴って、法律扶助協会は、弁護士の場合の、相談登録弁護士という制度の司法書士版。相談登録司法書士制度を研究しようという方針が決まったと伝えられております。そのような形で、二つの性格を有する職能に分離されたということになります。



司法書士が事物管轄の現在は 90 万円でございますが、それを超えて法律相談にあたったばあいは、当然にその事件は弁護士に引き継がれるという形で、弁護士と司法書士の業務の簡裁代理事件においては、一体として機能していく。今までにない違った弁護士と司法書士のあり方というのが、発生してくるのではないかと思います。

明治 5 年の職務定制、司法三職、代書人、証書人、代言人以来、一貫して国民の私的財産権の保護、登記の制度の担い手として機能してきた司法書士が、このような状況で今後実務的にはどう一般社会に機能していくのかということが、2 枚目のページに提言的にということで書いてあります。

このような背景の下に、法務省は昭和 15 年の 7 月 1 日、オンライン登記申請システムについて、意見を求める。「電子情報処理書式を使用する方法による申請の方法の導入等に伴う、不動産登記法の改正に関する担当者骨子案」に対する意見募集というようなものがなされました。7 月いっぱい、この意見を求めるといいますが、ここに私が書いてありますとおり、不動産登記のいわゆる登記済み権利書がなくなるというのが、この法務省の提案している不動産登記情報ネット、オンライン登記申請システムの最も世間的に言えば、関心のあるところだと思います。法務省が考えているオンライン登記システムが、不動産取引の世界に、革的な変化をもたらすものであると思います。このオンライン登記申請システムの特徴は、電子政府、E-JAPAN 構想と不動産情報の一元化、そしてこれが住基ネットと結合して、行政の一体化が図られます。今まで不動産の物権変動については、登記義務者・権利者、売り主、買い主の意志の確認。それから、その委任ということについての、確かさを実印と、その委任状に押す行為によって確認をしてきました。これが電子的に、元禄の時代の「山・川」の合い言葉ではありませんが、山を法務省が持っていて、川を所有者が持っていて、その山・川が合えば、そのまま登記は進んでいくという形になるわけです。

内容は、いわゆる登記済権利書が姿を消して、英数字 10 桁の「登記識別情報」というものになります。権利書、印鑑証明書、実印が不要になります。電子署名、電子認証、登記識別情報というものの適合によって、どんどん登記官が、勝手にとは言いませんが、法務省の受付の窓口で、その符号が合えば進んでいきます。また、登記完了後の登記識別情報の交付ですが、再交付はしなくなってあります。これは、例えば識別カードをなくした場合には、再交付をしない。再び、もう一度の手続きの仕直しをしなければいけないことになります。

手続きは、オンライン制度によって、当事者出頭主義はなくなります。しかし、法務局の窓口の申請の受付制度は従来どおりで、いっぺんにやめてしまうと文句が多いし、慣れない人も多くいるというところで、あろうかということです。それから、登記に関する権利の登記申請は、全国どこからでもできるということになります。

次に問題として、登記犯罪の増加というようなことを危惧します。ハッカー(ネットによる地面師)の暗躍などです。一方現実の不動産取引市場は、B to C の世界から、C to C、個人間取引というものに変化しつつあります。この不動産取引世界での変化を、まったく無視をして、登記情報を管理するというふうなことについては、皆さんも一緒に考えていただきたいと思います。時間が来ました。次のページに示した、C to C、不動産電子商取引モデルは、私の事務所で作ったものですが、2 分の 1 にデューデリジェンス、それから 2 分の 2 に登記決済システムを表わしたものです。登記決済についての法的な判断とそのプロセスが登記交渉の理論と技術というふうに位置づけているわけです。登記決済の中で、声を大きくしたいのは、マネーロンダリングを精査する。登記決済は、法務省は符号が合えば進むということになりますが、ここは十分に注意しなければいけないところではないかと思います。

高中 レジューメにもとづいて報告したいと思います。

弁護士業務の展望と題しておりますが、司法制度改革審議会の意見書を具体化するため、司法制度改革推進本部に法曹制度検討会が設けられております。その検討会の審議において、弁護士制度改革の問題が、かなりのウェイトを占めました。今までの議論状況を踏まえて、大きく分けて五つの改革案がまとめられました。弁護士資格の特例拡大、報酬規定の会則必要的記載事項からの削除、弁護士報酬の自由化、公務就任・営業等の自由化です。今までは、営業は許可制でありましたし、公務就任は弁護士法上規制がありましたが、これがフリーになります。さらには、懲戒制度の透明化・迅速化・実効化という面から、綱紀審査会という市民参加の懲戒制度に変わります。さらに72条の規制範囲明確化ということから、但し書きに他の法律に別段の定めがあるときにはこの限りでないといわれました。

これらの改正は、現在参議院で審議中でして、私のつかんでいる情報によりますと、来週中には参議院で可決される予定のようです。さらに、弁護士法人制度、法律事務所の法人化ですが、すでに2年前に成立していて、昨年4月からスタートをしました。すでに日弁連に届け出ている法人数は本年4月1日時点で76となっております。

このような大きな改正が実現するのは間違いないわけですが、これによりまして弁護士業務は、大きく変わってくると思います。まず、資格特例の拡大によって、旧来の司法試験合格・司法修習修了という画一的な資格要件による弁護士群の中に、多様な社会経験を積んだ弁護士が加わります。特に、司法試験に合格した企業法務従事者、公務員が、法律関係業務を7年以上をやっているならば修習免除という形で弁護士群の中に入ってまいります。かなり違った修練を積んだ弁護士が、我々の中に入って来ると思います。さらに、報酬規定の撤廃というのが、弁護士業務のあり方の変化についてかなり大きなウェイトを占めております。そして、近い将来において弁護士間の、価格競争を促進いたしまして、質の高い法的サービスを安価に国民に提供するという体制になると

思います。また、法曹養成制度改革、ロースクール問題がありまして、弁護士人口が大幅に増えてまいります。これを背景として、公職就任、営業の自由化により、弁護士が官庁や企業、あるいは各種の団体に積極的に入っていくと思われまゝ。法律事務所についても、弁護士間の競争激化、あるいは専門化への強いニーズに基づいて、共同化、組織化が一層進みまして、隣接法律専門職種との協働化も進行すると思われまゝ。よく聞かれるワンストップサービスは、今、緒についた段階だと私は思いますが、今後さらに進んでいくと思いません。これらは、劇的に数年のうちに実現するとは思えませんが、着実に進むと私は予想いたします。

他方、私はこのような変化が起こりますと、弁護士の中に、分化が起こるだろうと予想します。すなわち、共同化、組織化を進める法律事務所にも所属する、いわゆる専門性に特化した弁護士群と、旧来のいわば何でも屋的な弁護士群に分かれると思えます。前者、すなわち専門性特化をめざすのは、ご案内のとおり、東京を中心に、大企業を主たる顧客層として活動する百人規模の事務所に所属する弁護士であります。後者は、いわゆるホームロイヤーとして、離婚事件、個人破産事件、債務整理事件、交通事故事件等のいわゆる一般の市民事件を取り扱う弁護士です。現在の状況を見ますと、我が国企業の中に急速に高まっておりますコンプライアンス確保の要請、あるいはアメリカを中心とする世界経済のグローバル化、我が国経済の低迷による事業再編の加速等による色々なニーズがあり、東京の大手渉外事務所が新規弁護士を大量雇用しております。

それから、評価は分かれますが、司法試験受験が、産業化して、受験生の意識も変わってきていると私は思います。このようなことが原因となって、前者、すなわち専門性に特化した大型事務所に行く弁護士が、かなり多いと思われまゝ。そして、今後もこの指向性は変わらないのだと思いません。しかしながら、年間3,000人規模で弁護士が増えた段階になったときに、我が国の経済が仮にも失速状態に陥っていたとした場合、ホームロイ

ヤーとしての弁護士、あるいは隣接業務、弁護士以外の業務に活路を見出す弁護士も増えてくると思います。弁護士は弁護士法3条2項に基づきまして、当然に税理士、弁理士の仕事ができますので、こちらの業務に進出するのではないかと。タックスロイヤー、パテントロイヤーという形で進出していくことも十分に考えられると思います。

しかしながら、アメリカのような弁護士社会がすぐに実現するかというと、私は若干懐疑的です。アンビュランス・チェイサーと呼ばれるような救急車を追いかける弁護士も少数ながらいると言われますが、広告の自由化がすでに実現されておりまして、弁護士の中でも広告による顧客獲得、あるいはアンビュランス・チェイサーになるという弁護士は今後増えると予想はしますが、これが多数派を占める、弁護士界全体の中での多数派を占めるとはちょっと思えないのです。営業能力あるいは法的技能等に劣る弁護士は、結局のところ法律業務市場から淘汰されてしまうのではないかと思います。

司法書士、弁理士、税理士等の、隣接法律専門職との垣根ですが、先ほど申し上げたとおり、垣根が低くなってまいりました。隣接法律専門職への進出も、当然に予想されます。私は、将来いわゆる土業の統合がどこかの段階で考えられる時代が来ると思います。アメリカでは、弁護士、司法書士、税理士という分化はしておりませんので、アメリカ的な「ロイヤー」という一つのくくりになる時代が、やがて法曹人口が増えた段階で来るのだらうと思われま。

さらに、弁護士の意識の分化も考えなければいけないと思います。弁護士職をビジネスに徹して考える弁護士群があります。これに対しプロフェッションとしての意識を強く持ち、オピニオンリーダーとしての活躍を指向する弁護士群があります。そして、この二つのいずれにも属さない旧来の町医者的な弁護士群とがあると思います。私は、この三つに意識分化が起きるのではないかと思います。

そのうちの、第一のビジネス重視の意識を有す

る弁護士が、仮にも将来我が国で多数となったとき、我が国の弁護士観は大きく変わらざるを得ないのではないかと思います。これまでも、弁護士は経済的エリート、金持ちだという意識はあったという指摘がありますが、一方、弁護士の人権擁護活動、NGO活動等々のプロボノ活動に対して高い評価を得ていたと思います。しかしながら、ビジネス化が進行し、アメリカのような弁護士のいわゆる産業化という問題が仮にも出現した場合には、この弁護士観の質的転換が起こるのではないかと思います。これが果たしていいことなのか悪いことなのかは、私が判定することではないと思います。

最後に、弁護士の将来像について若干述べたいと思います。私は、今次の司法改革、弁護士改革によりまして、司法制度改革審議会意見書が指向する方向、すなわち、社会の様々な分野で弁護士が活躍する方向に進むということは、当然に予想いたします。我が国では、まだまだ弁護士に対する需要は多いですし、それを発掘する努力を増加した弁護士がするし、またせざるを得ないと思います。例えば、株主総会指導というのは、過去には弁護士の業務範囲としては省みられなかった時代がありました。今は、どの弁護士も株主総会指導というのを、重要な業務分野として捉えています。また、大都市を中心とする弁護士間の競争が激化した場合、あるいはそれが顕在化した場合に、良質の顧客層を確保するためには、専門化し、共同化し、組織化するということが、避けられない状況だと思います。弁護士報酬についても、全体としての低価格化が実現すると思います。さらには、日弁連が進めている公設法律事務所がありまして、ゼロワン地域、つまり弁護士がゼロないしは1という地域に、日弁連が法律事務所を作って、そこに弁護士を派遣するということがあります。現在17だったと思いますが、これが全国展開すると、かなり様相が変わってくる。弁護士がいないうちという地域が消えてくる状況も予想されます。

しかしながら、私はその半面で、弁護士のビジネス化が進行して、先ほど述べたような意識分化

が進行した場合に、弁護士会の指導力、求心力が低下することを危惧します。また、プロフェッション論が通用性を持たなくなるのではないかという心配があります。

しかし、私はプロフェッション論と、ビジネス論を、相対立する概念であるとする考え方は採っておりません。ビジネス化が進行したら、ただちにプロフェッション論が通用性を持たなくなるとは断言はいたしません、この意識の希薄化を若干危惧をするわけです。業務分野に関して言いますと、弁護士業務については、確実に我が国の経済の影響を受けます。バブル期には、不動産とか証券に関する事件が花形でした。現在は、この不況を反映して倒産事件、企業再編事件が脚光を浴びております。さらには、先ほど述べましたように、知財立国を目指すという中で、知財事件も将来の有望分野となっています。しかし、現在の状況が永続的に続くという保証はどこにもないと思われまます。弁護士がどのようにこれから変わっていくのか。私が述べた方向に行くのかどうか、注目をしてみたいと考えています。時間でございますので、以上で終わらせていただきます。

松村 どうもありがとうございました。報告者の方に時間を守っていただきましたので、討論の時間がたっぷり取れたと思います。これから討論、ないしご質問の時間としたいと思います。どうぞ自由にご質問、討論があたりの方は挙手の上ご発言いただきたいと思ひます。

阿部 神戸大学の阿部と申します。今の最後の弁護士業務の展望に関して、専門分化が進むのはいいことだと思うのですが、ちょっと私なりの意見・コメントを述べます。

もっと弁護士の能力・仕事を情報公開する義務を課すべきです。広告の自由化というのは一歩前進ですが、これは広告しても良いというだけです。そうではなくて、仕事をもっと明示する。そして報酬規定を撤廃するというのはいいのですが、それでもまだまだ足りない。例えば、民事は原告が8割勝つ。行政訴訟は数%も勝てないということですから、民事の原告代理人の報酬はぐっと安く

していいわけです。そういうものをちゃんと情報公開をして、お客さんがほかの弁護士のセカンドオピニオンも取りに行き、比較できるということをするれば、当然報酬は下がる。逆に行政訴訟が難しいのであれば、勝てばいっぱいもらっておかしくない。ということがわかるように、業績から、仕事の内容を全部明示する。あるいは刑事事件で、僕は非常に気にいらぬのは、刑事の弁護士って本当にわかってやっているのだろうか。小学校6年生の非行少年に面会に行ったという弁護士がテレビに出ていますが、あの人は少年の心理をちゃんと勉強した人だろうか。普通の弁護士は、そんな勉強はしないで弁護士実務をやっているわけですから、実は何も知らないで素人が心理のことを聞いているだけではないか。そういう弁護士は本当は排除されるべきで、私は刑事法を勉強しましたっていうのではなくて、ちゃんと少年の心理をこれだけ勉強して、こういうケアもできますという広告をうてるという人が、ちゃんと高い報酬をもらえて、しかしそれがインチキであって、実は能力はないといったら、賠償責任を負うという形で、そこまできちんとした表示をするようにさせるべきではないか。だから、司法試験でも、何でもやるというのは間違いです。「私は刑事はできません」、「その代わり司法試験では刑事法は受けませんでした」というのがあってもいいのに、刑事法を必修にするなんて、とんでもない間違いです。だいたい、弁護士の多くは刑事法をやっていませんから。と思うのですが。

とにかく情報公開義務が、まず一番先。だから、司法試験も何番に通ったことまで全部表示するし、研修何番も表示する。成績が悪かった人は、次にそれを消せるような、次の仕組みを作ればいいのだと思ひます。

あと、もう一つ弁護士が、片方で儲けて、片方で人権を守ると言われますが、それは誰の金でやるか。弁護士会のボランティア活動でやっています。しかし、あれは間違いだというのが私の意見です。弁護士というのは、ボランティアじゃなくて、単なる中小企業です。だから、儲からないと

ころをやれって言われても、やらない人はいっぱいいるわけ。儲かった人は、実力以上儲かっているんです。あるいは事件の額が大きいから、ガクンと儲かるようになっているだけです。だから、儲かった人から1%でも巻き上げて、プロボノ活動に強制的に出させて、そういう活動だけをやっている弁護士も、生活保護を受けないでちゃんと報酬を受けられるような仕組みを作る。今、生活保護を専門にやっていたら、自分が生活保護を受けなきゃいけないというようなアホな仕組みになっています。長々といろんなことを言いましたが、意見だけ申し上げておきます。

高中 弁護士の情報の公開についてですが、報酬規定がなくなったことによる情報公開を検討中です。日弁連では、報酬に関する各種の義務規定を検討中でして、報酬規定がなくなりますと、報酬基準を各自が作って、それを広く公開することが求められます。おそらく事務所報に掲載する、あるいはホームページに載せるという形になってくると思います。当面は、現行の報酬規定を踏襲した基準が用いられると思いますが、数年経った時に、貨幣価値というか、経済状況が一変した時、そこからおそらく本格的な競争が始まる。つまり、今30分5,000円とさわれている法律相談料が、貨幣価値が変わった時にどう動くのか。ここから価格競争が本格化してくると私は思います。

次の広告の問題です。広告が自由化されたことは阿部先生ご指摘のとおりですが、まだまだ広告に関していうと、弁護士は消極的です。なぜかという、これは弁護士は、私自身の懺悔も込めて言えば、一見の客をどうもいやがる。この意識があるわけで、なかなか広告しない。広告を積極的にしているのは、債務整理事件のを取り扱うもので、この広告だけが目立っているという状況です。

ただ、おそらく競争が激化する中で、いつか広告が一般化するような時代が来るだろうと思います。そして、弁護士の能力や仕事の情報公開に絡んで、専門認定という問題が出てくると思います。どういった手続を経て、どの機関が認定する

のかどうか問題がありますが、弁護士の能力を認定する制度を導入せざるを得ない時期がやがて来るだろうと思います。つまり、弁護士は常にスキルアップを図り、その能力を磨いていかないと、市場からパージされるということになるのではないかと思います。

プロボノの義務化の問題がございました。実は弁護士会では、いろいろなプロボノ活動がありますが、これをやらない弁護士が増加しているという批判が出ております。自己の業務しかやらない弁護士が確かに増えています。韓国では、プロボノをやらない人は、金銭で補償するという制度が実現しています。東京の弁護士会の中でも、プロボノをしない弁護士から金を取ろう、それをもって、弁護士によるプロボノ活動全体のボトムアップを図ろうということが検討中です。ただし、東京弁護士会でこれを諮りましたら、反対が出てしまいました。「プロボノの定義は何か」、「プロボノ活動は強制されてやるものではない」というものでした。いつか制度ができるとは思いますが、過去の議論は難しい問題を露呈しておりました。ただし、仕事だけやって、まったく弁護士会の活動もやらない、国選弁護もやらない、当番弁護士もやらない、こういう弁護士が増えていることは間違いのないところです。東京弁護士会全体の中で、国選弁護はほんの200人から300人の弁護士が、全体の7割だか8割をこなしているという状態ときいています。渉外事務所系列の人を悪く言っただけかもしれませんが、この方々はほとんど、国選もやらなければ、プロボノ活動も、弁護士会活動もやらないという状況で、私個人としてはちょっと危機感を抱いているところです。

松村 今のパネリストの3先生の共通のテーマは、規制緩和だと思います。この規制緩和とは、業務の垣根を低くすることだと思います。まず、第一の弁理士さんが垣根を低くして、法廷に出てこられるっていうのは、ある意味で弁理士さんは、ものすごく専門特殊的です。その領域は弁護士さんは、もちろん弁護士さんも色々多様な方が入られていますけれども、例えば薬学に関

すること、コンピュータに関すること、そういう専門技術的なことは、弁護士さんよりは弁理士さんがということで、僕の考えでは、弁理士さんに関しては、業務がかなりニーズが増えているのかなと思います。その確認を、弁理士の先生にお願いしたい。

それから、第二点目に、司法書士さんの垣根に関して、僕はおやっと思いましたが、簡裁訴訟代理。司法書士さんにとって、不動産が業務のメイン・コアだとすれば、これは主に地方裁判所の管轄がひょっとしたら多いのではないのか。それで、簡易裁判所で業務ができるってということにしましては、かなりの部分、街の法律家さんとしての司法書士さん、もちろんそれ以上の役目もありますけれども、弁護士業務とオーバーラッピングするところがあって、これに関して、あまり司法書士さんでニーズがあるのかなってという疑問が一つあります。

それから、高中先生に関しましては、弁護士法でよく言われる 72 条の問題です。弁護士さんは数が増えて、他の隣接業務に流れる人もいらっしゃるっておっしゃいましたが、だけど他方で、隣接業務の方が 72 条を破って、弁護士さんの業務に来る。それから、特にその 72 条は、将来的には ADR の形で発展していこうとする時に、弁護士さんの 72 条が壁になって、いろんな相談業務ができないという問題とも関連しますが、その 72 条に関して、どういう方向性というか、高中先生が持たれているのか、お聞かせ願えたらと思います。

木下 おっしゃるとおり、我々の業務範囲は広がっています。今まで我々は補佐人という形で、弁護士さんと法廷に立っていたという経験がありました。技術が難しい、薬学であるとか、コンピュータであるとかという場合、補佐人としての経験を持っている人たちの言を借りますと、技術そのものに対して、弁護士さんはなかなか理解しにくい。それから、特許の場合、明細書というのがあるんですが、その中でどういう技術の特許しているんだという、請求範囲っていうのがある

ですが、この解釈について、どうしても普段そういうことをやっておられない弁護士さんは、極めて分かりにくいということで、弁理士の活用という点が非常に増えてきております。

ただ、先ほども申しましたように、我々の仕事の大半は、特許庁に対する出願業務でございます。知財関連の訴訟というのは、年間 600 件とかというところなんです。そうすると、先ほどの特許の 40 万件ということから比べますと、まあ金額その他は別にしまして、件数だけからいきますと、まだまだ多くはないのかなと思っております。

それから、あと我々のほうで、訴訟ではないんですが、ADR に対しても特許に関連したものについては、代理人をできるというふうな点でも広がっております。

相馬 司法書士がその裁判において判断を要する簡裁の代理権がないというのは、100 年前からです。司法書士は簡裁の事件を扱った場合に、法廷に立てない。書類の作成については、100 年来ずっと作ってやっております。今現在も、弁護士の過疎地では、ほとんどが簡裁の代理をして、法廷には立ちませんが、実際の事務は処理していますので、違和感はまったくありません。

あともう一つのご質問は、弁護士との関わりですが。今でも難しい問題です。私は、訴訟に関しての相談がある場合には、必ず弁護士と一緒に共同して仕事をしております。そのほうが安心なのです。私どもの顧客の弁護士さんは、登記その他訴訟事件については、全部私どもと一緒に共同でやっているという形で、そんなに仲が悪いわけではなくて、ずっと一緒にやってきております。

高中 72 条問題についてですが、今度但し書きが改正され、「他の法律に別段の定めがあるとき」は除外するということになりました。これまで 72 条が、弁護士の法律事務独占のための規定とされていたことに対して非常に批判がありました。しかし、今後は、「他の法律」が山のようにならざるを得ないと、72 条は骨抜きになるということになります。我々は、何のために 72 条があるのかという原点に立ち返って考えていか

ないといけません。政府のほうで 72 条の特例法を、それこそ山のように作れば、72 条は事実上崩壊してしまうということになりますから。

但し書きに「他の法律」と入っただけでありませんが、これはかなり大きな責務を弁護士に課したという認識をしております。ですから、ADR などについても、単に 72 条違反の問題があるという点からのみ検討しますと、それでは立法しましょうと言われればそれっきりです。やはり、ここは何のための 72 条かという原点に立ち返った議論を、弁護士会としてはしていきたいと考えております。

もう一つ、72 条の規制範囲について、注目すべき判例が出たのはご存じだと思います。73 条に関しまして、平成 14 年 1 月 22 日、去年に最高裁判決が出ました。その判決は、正当業務行為による違法性阻却を正面から認め、73 条の規制範囲に絞りをかけました。今までファクタリングとか、不良債権のバルクセールに対して、かなり規制的な見解を日弁連はとっておりましたが、最高裁の判決が出て、正当業務行為による除外を明確に打ち出しました。これはかなり大きいと思います。

これに関連して、今は分社化が進んでおりますが、親会社の法務部門が子会社の法律事件を扱う。あるいは、関連企業の法律事件を取り扱う。この二ーズは強くなっております。この問題も、正当業務行為という最高裁判例の考え方をうければ、やはり 72 条について、弾力的な解釈・運用がこれから進んでいくと思います。そういう意味では、弁護士としても、72 条にあぐらをかいているというつもりはまったくございません。

福井 阿部先生のご質問に関連して、高中先生に一つ質問です。このプロボノ活動ないしは公益活動について、これは阿部先生の問題意識とはちょっと違うかもしれませんが、公益活動を弁護士のいわば儲かる仕事をしている方々で分担するというのが、先ほどのご質問の趣旨だったと思いますが、それが本当にいいのかどうかということです。

公益活動というのは、弁護士集団に便益が帰属するわけではなくて、おそらく国益ないしは国民全体の利益です。すると、要するに自分のためでないことに払うお金を強請される。もしそういう公益活動が、本当に社会的な重要なものであったとしても、必要な供給水準は提供されないということになって、かえって縮小するということになりかねないわけです。そう考えますと、適切な公益活動とは何かはさておいても、適切な供給水準に達成させるためには、むしろそれは納税者全体で背負うというのが筋ではないかという考え方もあるように思います。そういう考え方はどう思われるかというのが一つです。

それから、二つ目は、各先生に共通なんですが、弁護士の 72 条を初めとして、業務独占がそれぞれの士業について認められています。それで、何で業務独占があるのかということの、根源的な理屈をさかのぼると、おそらくこういうサムライの資格を設けておかないと、サービスの受益者、消費者のほうで、いったいこの人に頼んで大丈夫かどうか。何も手がかりがない。非常に悪いサービスを提供させられて、不測の損害を受けるんじゃないか。そうすると、一定の難しい試験を通った人だという印をつけておけば、安心して頼めるというのがベースにあるんだと思います。この観点から、もし業務独占規定が弁護士法 72 条を初めとして設けられているのだとすると、業務独占である必要があるのかどうかということです。要するにそうであれば、弁護士と名乗ることはできる。そうでない人は名乗ってはいけません。ないしは、司法書士と名乗ることはできる。ほかの人は名乗っちゃいけないというところまでで、その人が危ない人かどうかということがわかるわけです。業務をやっちゃいけない、名乗らないでやる人が、同じ業務をやったとしても、処罰するには当たらないという考え方があり得るわけです。そういう考え方についてどのようにお考えになるんでしょうかということです。

それから、特に司法書士の方なんかですと、弁護士の仕事もある意味ではにじみ出してなざる

よくなっている反面、司法書士外の方に司法書士の業務を開くほうについては、例えばどうお考えになるのかということも合わせてお聞きできればと思います。

高中 公益活動について阿部先生のご指摘は、要するに儲かっている弁護士から金銭を出させ、プロボノ活動のみをやっている弁護士もきちんと生活できるようにしてはどうかということと理解しますが、実態を申し上げますと、儲かる先生は弁護士業務のみに特化しておりまして、公益活動をやらない。非常に一生懸命プロボノ活動をしている先生もいるんで、一般的な傾向として申し上げるわけです。やはり、仕事に埋没される弁護士は、どうしてもプロボノ活動にさける時間が少なくなってくるという状況にあると思います。その危機感もあって、プロボノ活動をしない弁護士からプロボノ会費をとって、みんなで公平にプロボノ活動を負担しようという議論が出たわけです。

弁護士職というものに対する責務なのだから、個々の弁護士に負担を求めずに、強制加入団体である弁護士会が費用負担をするべきではないかという議論もあります。

福井 国民全体で負担すべきでは。

高中 国民全体ですか。それは無条件で歓迎するところですか。公的弁護も含めて、我々が声を大きくして主張しているところですから、何の異論もありません。ただ、今のところ、国の予算措置からみますと、国選弁護料にしても、1件やって8万だか9万という金額であり、割に合わないと言う人もいます。でも、それでも歯を食いしばって皆さんやっているわけです。やはり、公平な形で分担するという意識を国民全体が持っていたことが大切であり、ここがなくなった時に、弁護士に対する国民の信頼というものは崩れるのではないかと私は思っております。

それから72条に関する名称独占についてです。福井先生は、実質的には最後は名称独占になりはしないかと言いますが、そのご指摘は当たっていると思います。つまり、弁護士、司法書士、税理

士、弁理士の業務範囲が重なり合って垣根が低くなってまいりますと、最終的には名称使用の独占ということになってくると思います。さらには、私が先ほどご指摘したように、サムライ業全体の統合化というところまで進んでしまうのではないかと考えております。

相馬 福井先生のおっしゃるとおりですね。私は意味がないのではないかと思います。

業務独占資格に反対といいますが、対置するものとして、必置資格があります。この必置資格ってというのは、消防官とかの資格者は、どうしても必置資格で置いておかなければいけない。そういう人がたとの資格の競合といいますが、するのকাশないのかという議論まで、まだ日本では議論されておられません。

それから、二つ目の協働するという点です。不動産取引における協業については、それぞれのデューデリをする中で、権利関係の調査は司法書士と弁護士。それから、物件調査は土地家屋調査士と建築士。価格認定とか税金問題については、不動産鑑定士と税理・会計士がおります。一つの職能が独占するという形は、この電子商取引の世界において、なかなか生存しがたい。やはり協業、ワンストップサービスということを前提に考えないと、すべての取引がこれからは成り立っていないのではないかと思います。

木下 お2人の先生方から、業務独占、資格に関して名前を名乗ればそれでいいんじゃないかというふうな、積極的なご発言がありました。私もたぶん方向性としてはそういうことがあるだろうと思います。規制緩和が叫ばれる中で、我々の業種も非常に規制緩和にさらされておられて、先程来、弁護士さんのほうだけ、緩和されているというイメージを持っておられるようですが、我々のほうも、逆に一部の業務については、行政書士さんに開放しております。それから人数増という点では、数倍の合格者が出てきております。5~6年前までは100人台だった合格者が、急激に増加しています。我々の業界は非常に小さい業界で、今現在5,200人ぐらいしかおりません



が、先程の100人ぐらいの合格者が、去年は440人強の合格者が出ております。今年は500人を超えと言われておまして、そういう意味では先生がおっしゃるように、業界が非常に緩和されてきている。将来は、名乗りだけで一般の方もできるようにということもありうるだろうと思います。

それから、資格の取り扱いに関しても、先ほど高中先生がおっしゃったように、アメリカではことに弁理士という業種はあまりなくて、エージェントってのはあるんですが、ロイヤーがパテントもやるという形でやっております。たぶんそういう方向も出てくるだろうと思います。我々の世界では、国際化の問題がありまして、資格の相互承認というようなことも、今議論はされております。以上でございます。

松村 どうもありがとうございました。あと1名ぐらい、どなたかご質問、ご意見ございますか。

岸本 神戸大学の岸本でございます。先ほどの弁護士さんのお話で、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。普通、報酬規制がなくなると、競争が出てきて、安い価格で良いサービスが供給される。これは自由競争、自由市場を弁護するときによく出る主張です。もう一つ、報酬を自由化した時の効果として、良いサービスを高い価格で、あまり大したことの無い質のサービスを低い価格で手に入れられるようになるというのが、報酬の自由化の一つの大きなメリットだとされています。これは逆にデメリットとされるこ

ともあります。というのは、低いサービスなんか提供されるのはよくないというわけです。これを報酬自由化の効果として、メリットと考えるのか、デメリットと考えるのか、考えが分かれるところだと思います。私自身は、メリットだと考えているのですけれども、これに関してお考えをお聞かせいただければと思います。

高中 報酬が自由化した場合に、青天井になって、質の悪いサービスを高い価格でという最悪のシナリオも、あり得るとは思います。しかし法曹人口増加により、弁護士が毎年3,000人生まれる時代を迎えると、弁護士人口3万人というのは目と鼻の先だと思います。

そうなった時に、増大した弁護士層が果たしてどのように顧客層を開拓していくかというのは、競争原理によるほかないと思います。一時の病理現象は、常に起きることですから、質の悪いものを高価で売りつけるということはあるかもしれませんが、しかし、全体として申し上げますと、私はやはり低価格化が進むと思います。1人で弁護士事務所をやっていく、あるいは3~4人でやっていくという時代はそろそろ終わりを告げ、共同化や協働化によってコストダウンを図って経費を抑え、安い弁護士報酬で良質のサービスを提供するという形に進むだろうと私は思います。

松村 どうもありがとうございました。それでは、本シンポジウムはこれで終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

シンポジウム報告

**法と経済学会・2003年全国大会  
パネルディスカッション『構造改革特区の法と経済分析』**

日時：2003年7月12日（土）16:20～16:15

場所：成蹊大学8号館・101教室

パネリスト	大久保 幸夫	(株)リクルートワークス研究所所長
	坂田 道夫	足立区役所政策経営部長
	中城 吉郎	内閣官房構造改革特区推進室長
	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
	八代 尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
コーディネータ	安念 潤司	成蹊大学教授

安念 パネルディスカッション「構造改革特区の法と経済分析」を開会します。

ご承知のように構造改革特区につきましては、日本の立法としては非常に流れが早くて、去年の前半は、かなりの人がただの茶飲み話だと思っていましたが、あれよあれよという間に制度化されました。去年の12月には平成14年法律189号として法律ができ、その後いろんなところから様々な提案があり、4月には第一弾の計画が認定されました。5月には第二弾の認定がなされて、すでに100件以上の計画が走り出しています。6月には法律が改正されて、多少というか大部というか、特区の適用対象となる事業も広がりました。しかし、一方では早かったのですが、一つ一つの事業や特区についての法律の規定を見ると、ある意味で、せこかったというか、よくもよくもこれだけ厳しい条件をはめたものだと思うものもあります。また私ども法律を商売にしている人間も、条文を読むのが嫌になるぐらい、一つの条文が長い。それだけ色々な限定条件がついているのです。

本日は、様々なお立場の方にですね、経済分析という観点から、特区法を評価していただきたいと存じます。トップバッターとして、特区推進室長の中城さんから、いったい特区というのはどういう思想で、なぜ生まれて、どこに行きつつある

のか。また、もしできましたら、個人的にはどう思っておられるのか、お話ししたいと思えます。

中城 お手元に「構造改革特区」についてというパンフレットが配布されていますので、これを見ながら、ご説明したいと思います。

まず、1ページ目には、これまでの検討経緯をまとめています。先ほど安念先生からご紹介いただきましたように、この特区が公式文書に初めて出たのは、昨年4月の経済財政諮問会議です。そのあと、5月に総合規制改革会議の規制改革特区ワーキンググループ、八代先生、福井先生なども中心メンバーでしたが、そこでの検討が始まりました。7月5日には推進室が法律を作ることが決定、12月には法律の公布されるまでいきました。4月5月には117件の構造改革特区を認定するところまでできました。

基本的な考え方を特区の目的として2ページ目にまとめております。我が国の経済の活性化のためには、民業拡大、民活ということが重要なテーマになっています。そのためにはいわゆる規制改革が重要です。ただ、規制改革を全国一度にやろうとすると、なかなかコンセンサスが得られない。あるいは、反対勢力がいて、なかなか全国一律の規制改革が進まないということもある。そこ

で、地方公共団体や、民間事業者の方の自発的な立案によって、その地域の特性に応じた規制の特例を導入してみてもどうか。そういった地域を作って、そこで構造改革、いわゆる規制改革をやらせてみたらどうかという発想です。

その目標・目的には二つあります。一つは、地域に限って規制改革をやった時のサクセスストーリーが、全国的な規制改革につながる。先ほど浜田先生が言われたショーウィンドウ効果に近いものだと思いますが、そういうことがあります。それから二つ目、この計画は地域が自発的に作るものですから、その地域特性に応じて、地域の活性化にも資するものになる。このような二つの狙いを持ったものです。

次のページの基本理念、ポイントですが、一つは知恵と工夫の競争、いわゆる地域間競争を進めようという考え方です。これまで我が国では、戦後多くの地域振興立法が作られましたが、テクノ法とカリゾート法とか、それらはいずれも国が、例えばリゾートを作りなさいと、いわゆるモデルを示して、それでリゾートに手を挙げさせる。テクノも同じです。大学と研究機関をつないだテクノポリスを作りなさいとする。ところが今回のものは、国があらかじめモデルを示さない。自分たちの地域の特性で、何が一番いいだろうかと自分で考えてもらう。それが一つであります。

もう一つは、規制とは、全国一律のものがいいというのが基本的な考え方でしたが、その規制の法律の目的を達するための方法は、地域の特性を活かしたやり方があるのではないか。そんな発想の転換を図ってみてはどうかということが一つです。

それから、自助と自立の精神の尊重です。この特例措置の導入に関しては、地方公共団体が主体的に対応してもらいます。また、従来型の財政措置はとらない。これは、地域指定したところに、例えば補助金や補助率のかさ上げがあるとか、指定されたことによって何らかの特典があるというものではない。自分たちでどういう地域を作ればいいのかということを自主的に考えてもらうと

ということです。ただ、地域には色々な財政措置があるわけでありますから、そうした既存の財政措置を組み合わせ、その地域の活性化に資するというのももちろんそれは構わないのですが、その地域を特別に何らかの財政的な優遇はしないということです。それは、国がモデルを示さない、地域の自主性を重んじるということと表裏一体です。

私もはできるだけ、可能な限り幅広い規制を対象にした特例措置をリスト化しようと考えております。それから、手続きとしては、内閣府において手続きを一本化します。最後に、的確な評価に基づく全国規模の規制改革の実施ということで、規制改革については、事後評価が非常に重要です。これについては、今月末には評価委員会を立ち上げることにしております。事後評価の仕組みを作ることによって、特区で行われた規制改革の進展について、それをこのまま特区でやるのか、それとも全国的な規制改革に進めるのか、またうまくいかなければ、どういうところに問題点があるかということの評価してもらう。そういった仕組みをこの中に付け加えようということです。

それから、もう一つ今回法制化で重要視したのは、プロセスの透明化、トランスパレンシーを増やすということです。例えば地方からの提案・要望、それに対する関係省庁の回答といったものを、全部ウェブ上に載せるというものです。どういう理由でその中央省庁が反対しているのか、その規制を続けなければいけないと考えているか、すべてウェブ上に載せるということです。

法律上少し工夫した点は、一つは、関係省庁に対し各規制についての法令の解釈を求めることを可能とし、各省庁にその回答義務を持たせたことです。いわゆるノンアクションレターの一つの形を法律上初めて入れました。これは、規制が、オープンでない形、通達とか、行政指導とかによって行われていることが規制改革を妨げているという認識があるからです。その意味では、地方公共団体が関係省庁に、この規制はどういう根拠

なのか、その解釈を求めることができるようにして、それに対しては文書で答えなければいけないとしました。

もう一つは、できるだけ民間のアイデアというものを活かそうということから、民間からも地方公共団体に、特区の提案を出せるようにしました。出せるだけでは問題にならないので、それについてもし採用されない場合は、その理由を付して答えなければいけないという形で、地方公共団体が民間の提案を、単に握りつぶしてしまうということがないようにと、そんなことも工夫したつもりです。

こうすることで、構造改革特別区域法はスタートしたわけですが、これからの仕組みについては、16 ページを見ていただきたいと思います。構造改革特区に関する認定申請と提案募集の二つの流れです。構造改革特区とは、規制の特例をリストアップして、そのリストを見て、地域が自分たちにあった特別地域の計画を提案する仕組みです。そのためには、まずリストを充実させなければいけない。私も最初に、今年の8月31日に第一次提案を募集して、それに基づいて特区法を作ったわけですが、今年の1月15日に第二次提案を受けつけて、これについていくつか、例えば、学校法人以外の株式会社やNPO法人でも学校を設立できるとか、話題になったどぶろく特区、これらについては、法改正をして、この通常国会で改正法が通過しております。

これにつきましては、今年の10月から提案募集をして、法律が動くようにしております。こういう形で、規制の特例措置を定期的に集めて、それで法令の改正を行って、リストを増やしていくというのがひとつの流れです。もうひとつの流れは、特区計画の認定申請の流れです。これはリストを見て、各地域に特区の計画を提出していただく。これについては、4月1日から始めておりますけれども、7月も今ちょうど第2回目の申請の受付を行っておりますが、だいたい四半期おきに特区の計画の認定申請を受けつけています。そして具体的な計画を認定して、それによって特区が

動き出すということです。

そういう意味で、この二つの流れというものをうまく組み合わせて、その規制改革にできるだけはずみをつけていこうと考えています。

個人的な意見をという要請もいただきましたが、やはり特区自体の経済効果を計るとすれば、非常に小さいと思います。これは、特区を使って、規制改革の、ブレークスルーを行おうというものですから。それによって、全体の改革がどれくらい進むか。あるいは、地域が自分たちの資源を使って、どういうものを、どういう計画を作ればいいのかと、そういう議論が各地方で始まっているので、そういったこと全体を計ると、この影響力、あるいはこの効果はかなり大きいものがあるのではないかと考えております。以上です。

安念 ありがとうございます。それでは次に、現地報告といえますか、まさに中城さんが発言された地方のサクセスストーリーであってほしいと注目されております足立区の職業紹介事業について、坂田さんにご紹介いただきたいと思っております。

坂田 足立区の坂田でございます。自治体の現場が特区をどんなふうに見止めて、今どうやっているのかと、この辺のお話を申し上げたいと思っております。

まずきっかけは、今年の4月15日です。経済産業省の若手の方々が私どものところに来て、「特区というのがあるんだけど、どうだい乗らないかい？」っていう話なんです。中を見たらすごい話で、たいへん面白い話だったので、「じゃあ乗ります」と。「いつまでに我々の考え方、企画書をまとめてくればいいのか？」と申し上げたら、4月15日に来て、4月中にまとめてくれという。これは厳しい。とにかく5月の連休まで待つと、ということで、連休中はずっと出勤して、それなりのものをまとめて、総合規制改革会議などにお示ししたのが、最初です。

役所の中では、区長以下みんなで集まって、最初に「こういう話がある」と。先ほど茶飲み話っておっしゃってましたが、みなさん絶句して、

キツネにつままれたような顔をしていたのが大部分です。それから、区議会の自民党・公明党、その他にお話をしたら、向こうも「エッ？ またお前のほら話じゃないか」という話のほうが多かった。とうとう最後には、中城室長さんに足立区に来ていただいて、足立区の自民党議員さんも、室長から直接話を伺って、初めて「これはどうも本物らしい」と。まあ、こんな流れで進んでいったということです。

私どもポイントとして考えたのは、足立区の場合は、例えば北九州市とか神戸市などに比べると、港もないし、空港もない。それから、実は64万都市なのに大学一つもありません。観光地もない、農地もない、ないないづくしだった。こうした中で、すでにある地域特性というか、地域の資源を使った特区というものはなかなか作れない。で、四苦八苦しなながら、それじゃあ我々はまるっきり違うパターンを考えよう。雇用の問題だとか、教育だとか、福祉だとか、環境といったような、都民・国民の生活にモロつながるような、ハードルもそんなに高くない規制を、かなりの数、取っ払った時に、どういう生活が見えるか。ある意味では、区民・都民に規制改革された社会っていうのは、こんなふうになるんだと体感していただく。これを生活創造特区と名づけたんですが、こういった仕組みをちょっと出してみようという話で、やってまいりました。

もう一つ足立区の特徴としては、民間における規制を一気にはずす。我々民間にどのような細かい規制が入っているかよくわからない。例えば、運輸関係でいえば、クロネコヤマトの会長がものすごく努力したと、こういう話は知っているんですが、そのほかに全部で1万1,000本あると言われる規制が、民間業界の中でどう機能しているのかははっきりわからない。ですから、いきなりそこに飛び込まないで、まず考えた。我々役所が、公務員なり社会福祉法人といった準公務員が、教育や福祉を今まで独占してきたわけです。この独占企業というのは、だいたいいいことにならない。戦後何十年経っても、生産性の向上が福祉や何か

では見られなかった。こういった公共サービスを、民間に全部開放する仕組みを考えようということが二つ目のポイントでした。

すでに、この時までには介護保険等において、足立区の場合は特別養護老人ホームで、公設公営、我々が経営していたものを全部廃止したり、あるいは公務員がホームヘルプのサービスをやっているのを全部廃止して、介護保険のサービスはすべて民間から出るような仕組みで、当時すでに4,000人ぐらいの雇用が発生していたわけですが、こういった仕掛けを全体に広げようと考えてきたのです。

ところで、私が本格的にこの構造改革特区が間違いなく進むというふうにしたのは、去年の8月か9月ぐらいでした。理由はインターネットを通して大臣の正式な文書を取り寄せた時の文書が非常にすごいものだったんで、これで確信しました。何が書いてあったかというと、例えば「これこれの規制改革についてどうなんだ」と特区推進室にお聞きすると、文科省なり経産省なり農水省がみんな答えるわけですね。普通ならば、農水省の回答とか、経産省の回答と書いてあるんですが、その回答の下に「回答ぶり」って「ぶり」が全部ついてるんです。これはたいへん驚いた。普通我々、文科省の回答ぶり、農水省の回答ぶりって「ぶり」をつけることはないわけです。これを見て、これはさうとう厳しい議論をやっている。ここまで来れば、やっぱりこれは本物で、動くんじゃないかと考えました。

それから、そういう中で、我々第一歩としてやっているのは、ハローワークと、民間の人材派遣会社を、足立区が提供するスペースで一種のビジネス融合をさせる。で、情報を全部共有することを、今年の11月からスタートします。新しいタイプの職業斡旋システムを作っていこうということです。ハローワークさんは、無料でやっていますから、頑張ってはいるんだけれども、マッチング率が足立区内では高くない。100人中10人もマッチングできていない。もう片一方で、大手の人材派遣会社等が対象しているのは、今のこの

景気の中でもたいへん元気が良く、高収益を上げている企業が一部にある。そういったものとIT等に強い労働者とか、要するに品質の非常に高い求人と求職を中心に回っているという状況で、真ん中が抜けている状況にあるのです。ここをうまくつなげることを今やろうとしています。この場合、当然補助金等はないのですが、私どもはもう一方ですね、この特区の基本は補助金とか税制はつかないんだけど、特区は特区として、それ以外の事業パターンを合わせて活用してもいいのではないかと見ています。ついこのあいだ、日経新聞に載っていた、イギリスのブレア政権がやっているニューディールのような形で、例えば若年の労働者、若い人たちが、多少の教育訓練をして、きちんと就職する。例えば、継続雇用が6か月とか1年とか、こうしたものがあれば、段階的に報酬が出てもいいのではないかと。こういった議論もなされているので、我々はぜひこういう成功報酬型のスキームと、特区をうまくダブルでかみ合わせて、全体を回していきたいというふうに考えております。

安念 どうもありがとうございました。お次は、リクルートワークス研究所の大久保さんです。伺いたいのは、坂田さんはたいへんポジティブなんですが、補助金なし、税制なし、規制緩和と官業独占の撤廃で、果たして企業は儲かりますか、という点です。企業が参入するインセンティブになりますか。そのあたりから伺いたいと存じます。

大久保 私の役割は、民間企業の観点から特区の話をしるということですので、まず、民間にとっての特区というものを少し整理してみたいと思います。

一つは、一種のビジネスコンテストだということです。つまり、今まで法律の枠を一応守るという中でビジネスを考える、そういう慣性があるというわけなんです。これに対して法律を緩和するから、ルールを変えていいから、新しいゲームを作って、そのゲームに勝つと、こういうことを言われているわけです。ですから、これはまったくビジネスコンテストに他ならない。そうは言いな

がら、それに参加してくる企業は今のところ数が少ない。本来はもっと色々な企業から、「それだったら、この法律を何とかしてくれ」という声がたくさん出てきてもいいのではないかと思います。私も、経団連の規制改革部会などに出席して思うのですが、意見は出てくるのです。出てくるのですが、この法律が変わったらこういう新しいビジネスサービスが立ち上がるぞという声は、まだまだ少ない。地方自治体に火が付き始めてきた特区ですが、そういう意味では坂田さんのおっしゃったように、民間の火のつき方は、まだ少し遅れているのかなという感じがします。やはり現在の法規制が頭に染みついているという感じがします。そこを超えていけるかというところです。

二つ目は、ニーズの宝庫だということです。最近、経済が停滞しているせいかなかなかものが売れません。あんまり売れないので、最近ソリューションビジネスといって、わざわざ相手の課題を見つけて、課題解決を教えに行くほどです。そのくらいニーズがない。それに対して、この規制緩和に関連する分野というのは、私は相当ニーズの宝庫ではないかと思っています。少し言葉は悪いかもかもしれませんが、今まで消費者とか生活者とかユーザーのニーズに十分に答えてこなかったところが、集中的にこの規制改革特区の対象になっている業界なのです。医療もそうですし、教育もそうかもしれません。あるいは、ニーズに答えてこられなかったという意味では、観光業界等もそうだと思います。要するに、消費者のニーズと観光業の実態のあいだにギャップができてから、もう20~30年経っているわけです。ですから、こんなに観光したい人が山ほどいるのに、観光業では経営が成り立たないところがいっぱい出てきている。あるいは、我々が属している人材ビジネスの業界でも、非常に歴史が浅い零細企業の比率が圧倒的に多い。そういうところも、まだ十分に消費者ニーズに答えて切れていない。こういうところに、まさしくニーズがあると思っています。そこに、規制緩和によって可能性が開かれると、非常に大きなビジネスチャンスが広がって

くるのではないかと思います。

三点目は、官と民の関係を作り直す可能性があるということです。この特区の議論と並行して行われた経済産業省のPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)という官民協力の関係を研究する研究会に、私は参加しました。これは官と民の協力関係の下に、PFIを発展した議論を行う場でした。要するに、今まで日本において官と民の関係は、それほど多様性のある関係ではなかったわけです。私たち民間事業者が官庁に行くと、だいたい先生か業者かのどちらかに振り分けられる。こういうことからわかるように、対等のパートナーシップという関係は、今までではなかったのではないかと。そこで初めて、この特区の中で民間が提案して、それを地方自治体が受け止めて一緒にやる。あるいは、こういうようなルール改定の中で、今まで公共サービスとしてやってきたことを、民間にアウトソーシングする。官と民のいろんなパターンとの関係を、この中で試してみようということが行われようとしているわけです。

元々日本では公共サービスは官が提供するのが当たり前だったわけですが、必ずしもそういうものだけではありません。NPOが提供するケースもありますし、民間事業者が提供するケースもあります。あるいは、公共部門が民間に委託して提供するケースもある。アメリカと日本を比べてみると、公共サービスに従事している就業者の比率が、アメリカでは2倍ぐらいになっています。つまり、そこにまだ可能性があるということです。官と民の関係見直しと共に、公共サービス領域における新しい隙間といいますが、新しいニーズ、ビジネスチャンスというものが、そこに広がっているのではないかと思います。

最後に、NPOの発展に寄与しそうだということです。先ほども申し上げたとおり、民間のビジネスがまだこの特区の問題を十分に咀嚼し切れていないところが多いのに対し、その隙間を突いてとっては失礼ですが、非常にNPOが元気で、この特区の問題に取り組んでいるのではないかと

と思います。むしろ、民間よりもよっぽどNPOのほうが、この特区についてはいい取り組みをしている。このNPOと民間が競っていく。あるいは、NPOと民間がさらにまた新しい関係を作っていくことが、この特区の中から生まれてくる可能性がある。以上が、民の観点からの特区に対する感想です。

安念 ありがとうございます。ビジネス界でまだ特区の認識が深まっていないとすると、大久保さんの一人勝ちとなりそうです。この分野はいけますというのを、一つだけ教えていただけませんか。おそらく企業秘密ですから、お前には教えられないということであれば、それはそれでいいのですが、「これは！」っていうのはいかがですか。

大久保 分野というのは、それは雇用や医療といった分野のことですか。それならば、一番可能性があるのは、教育ではないかと思っています。

安念 今の学校の教師はよっぽどダメということですか。

大久保 もちろんニーズも溢れていますので。

安念 どうもありがとうございます。またのちほど伺いたいと思います。

福井先生に伺います。この特区というのは、まず一国二制度なのではないでしょうか。あるいは、日本の今までの立法のあり方から見て、非常に特異なものなのではないでしょうか。それとも、色々萌芽があったものが具体的に結実したというものなのではないでしょうか。

福井 基本的にこれは、一国二制度、三制度、四制度でもまったく構わない。そんな当たり前のことが、今回の法律制度でできたのだと思います。そういう前提でコメントいたします。

規制の費用対効果というのは、なかなかわからないものです。もともと、その政府関与が合理化できるかとか、正しいものかといことは明らかにされていないのですが、それが問題視されるようになって、規制改革という文脈が出てくるわけです。改革で取り返しのつかない副作用があるというのが、だいたい規制を守る側の言い分です。だから、慎重な検討が必要だというわけです。非

効率的な規制で被っている被害というのは、実際には目に見えません。市場に出てきていないので、目に見えません。ところが、もし何らかの規制改革での弊害で、例えば健康被害があったとなると、個別具体の被害ですから、いわば被害が発生した時の規制を緩和した当事者が非難を受けるというリスクのほうがはるかに高いわけです。ここに一つの重要な問題があると思います。薬害エイズの問題などでも同じ構図だと思います。

ただ、これはまだ真面目なほうの論拠で、もう一つのそう真面目でもない論拠というのは、制度を変えないことによるレントがあまりにも大きいということがあると思います。既得権を維持するうえで、健康のためとか、環境のためというのは、便利な言い訳です。本当は既得権を温存したいという時の理屈として、「慎重な検討が必要」というのは、うまい言いぶりです。

だからそんなに慎重な検討がいるんだったら、試したらどうかということで、社会実験としての特区が出てきたわけです。ところが、これには二つの反論があります。一つは、国民で、人間で人体実験をするとは何事かという議論です。もう一つは、浜田先生のご指摘があったように、法の下での平等に反するじゃないかということです。これは次の理由により、まったく心配がないと思いません。

一つは、人体実験という議論ですが、ある地域で人体実験をするのはダメだということですが、これは裏返せば、やるんだったら全国民を巻き添えにして人体実験をやれということです。これは矛盾した議論だと思います。ある地域で被害があるんだったら、全国ならもっと被害があるわけですから、変える時は全国一斉だというのは、実は非常に危ない議論だと思います。

それから、法の下での平等ですが、これも憲法14条で想定しております平等では、異なる事情の下に異なる取り扱いをするということは、何の問題もない。これは14条の問題じゃないということが前提です。これに対して、同じ事情の事柄に対して、異なる取り扱いをする。これは法の下

の平等に反するというですから、そうではないように仕組みれば問題はないというだけのことです。

三つ目は、アメリカの州法との比較でいいますと、アメリカの州法はバラバラでして、死刑制度があつたりなかったり、あるいは麻薬が合法だったり非合法だったり、非常に多様な規律を認めております。一国二制度どころか、十制度、二十制度もあるわけです。でも、アメリカの憲法と日本の憲法というのは、基本的人権の部分に関しては、ほとんどまったく同じわけです。だとすると、法の下での平等や精神的自由や、経済的自由ということが同じなのに、何でこんなにいろんな規律ができるのかということは、日本の普通の憲法解釈の感覚では説明できない。要するに、こういった前提をとるならば、日本では条例ではできないというだけのことで、国法なら何だってできると解釈をしないと、つじつまが合わないというところがポイントになったわけです。

そうすると、国法自体で二制度、三制度ということを経験してしまえば、異なる事情に応じて、異なる弊害の代償措置さえあればいいとなります。いわば、これまでの一国一制度という考え方はドグマだったということです。この弊害の代償措置というのは、例えば株式会社が農地に参入すると、農地が荒廃するとか、転用が起きるといった批判があるのですが、だったら、特別の転用規制を課せばいいじゃないかというだけのことだと思います。

こう言えば、1分か2分で言い終わるのですが、ここまでたどり着くのに大変だったわけです。今のような議論を提示すると、当初は内閣法制局は、「そんなことはあり得ない」と言っていたのですが、法案提出の段階では公式には何も言わなくなった。議論では分が悪いと思うと何も言わなくなるということで、いつの間にか国会を通過してしまったといえます。

こうした観点から、非常にいい法律ができたわけですが、こういう制度はできてしまえば今のような議論に乗っている限りは、観念的にはあらゆる



る規制が対象になり得るはずですが。まだスタートしたばかりですので、軽いものが中心ですが、突破口が開いたという象徴的な意義は、非常に大きいと思います。今後これには、三つ選択肢があります。とりあえず実施されたものについては、弊害が多いからやめる、そこでだけやる、もう一つは全国で展開してやる。私は、現在の特区項目は、100%全国展開に近々なるべきものだと予測しています。

それから、浜田先生のご指摘で、税財政措置の特区も、将来課題というご指摘がございましたが、従来型のモデル事業のような形で、いわば獲得競争の成果として、国から税財源が降ってくるという形で競争させてしまうと、たぶん意味がありません。税財政の特区をやるとすると、国の財政にはまったく関わりのない、自治体固有のものに限っての拡大ということは、あり得るのではないかという気がします。

安念 どうもありがとうございました。それでは最後に八代先生から、アカデミックに総括していただいて、フロアとの議論につなげたいと思います。

八代 何をもってアカデミックというか難しいのですが、最もアカデミックである浜田先生に対する反論として、なぜ税制を伴わない特区というものを作ったのかということについて、私なりの解釈を述べさせて頂きたいと存じます。

浜田先生がおっしゃったように、税制上の優遇のない特区は世界に例がない。世界にある特区というのは、例えば中国の特区、あるいはアイルランドの特区のように、政府がいわばイニシアティブをとり、規制改革と税制上の優遇措置を特定の地域に設ける。そこに産業を集積し、集積のメリットで経済の活性化を図るというものです。こういう財政措置を伴わないようなものは、日本が初めて、実効性は難しいということでした。

なぜこういう日本型の特区を作ったかという、私は三つの理由があると思います。一つは日本特有の政治的な制約で、中国にすらないような悪平等主義です。もし日本で税制等の財政措置を

伴うような特区ができるとしたら、それは経済的に遅れた地域の振興として認められる可能性が大きい。例えば沖縄が、その典型的な例です。なぜ沖縄に金融特区を作るのか。それは沖縄が金融サービス産業の発展に比較優位を持っているかといえば、全く逆です。それは国土の均衡ある発展を達成するという目的で、所得水準の低い沖縄だけに特権的な特区ができるわけです。それでは日本全体の経済の活性化ということには到底ならないのではないのか。こういう政治的な制約を前提にしたセカンドベスト政策というのが、税制等の財政措置を伴わない特区が必要な理由です。

二番目は、先ほど大久保さんも言われたことで、日本は先進国の中では、極めて規制が厳しい。しかし、逆に言うと、それはいわば規制の「含み益」であり、日本で規制を緩和することは、例えば米国等で規制を緩和するより、はるかに大きな効果があるはずです。

例えば、株式会社性悪説があります。株式会社は、儲け主義だから、病院を経営すれば患者に害をなす筈だ。また農業を行なえば品質の悪い米を作る。福祉や教育をやっても、必ずダメだという論理です。私が非常に驚いたのは、経済学者の中ですら、「株式会社の参入は、他の分野では良いけれども、教育ではダメだ」という方が多いわけです。しかし、株式会社が利益を得るためには、お客に良いサービスを提供して、買ってもらうことが大前提です。植民地経済のように、人々から収奪して儲けるといのは、もう過去の時代の話です。いわゆる「非営利事業者」に独占させるよりも市場での競争があれば、企業が利益を上げるためには、お客に良いサービスを提供しなければならない。だから競争が重要だと、経済学では言っています。その意味で、企業の参入が認められれば、効率化の余地の大きな市場は多い。それが規制の「含み益」が大きいということです。

それからもう一つは、株式会社が入ることによって、既存の非営利法人がより活性化することも、より大きなメリットなのです。何も全部株式会社が医療や教育サービスを独占しなければいけな



だろうかどうだろうか。

それから、福井先生かどなたかが言われた、八代先生の本にも書いてあると思いますが。確かに日本の特別の権益を得るために、地方公共団体が中央政府にお参りするという形の競争は避けたいという点については、私もまったく賛成です。これは、現在の規制特区のたいへん長所だと思いますので、そういう意味で、論争という点では何ですが、そんなに八代先生の言っておられることと、私は違わないと思っております。

安念 ありがとうございます。中城さんに伺いますが、外国の例はいかがですか。もっとお金と暇があれば、もっと分厚いいつものような報告書になったんですか。

中城 それは規制改革会議で、外国の例を調べています。先ほど浜田先生が言われたようなドイツの実験とかそういうものはあるのですが。純粋に規制改革だけの特区というのは、ちょっと見つからなかったというのが現実だと思います。

安念 ありがとうございます。それでは、フロアからのご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞ自由にご発言ください。

吉田 弁護士の吉田です。たいへんいいお話を伺いました。規制特区の報告、やるべきことのお話の中で、一番私今日感じましたのは、大久保さんのおっしゃった、民間の企業からなかなか話が出てこないということ。まだそういう印象、イメージが薄いのではないかというお話があったのですが、そのことについてちょっと感じたことを申し上げます。

現在成功している会社とは、規制の中で、含み益が一番大きいというお話がありました。大リーグボール養成ギブスをつけていながら、これだけ成功している。逆に言えば、大リーグボール養成ギブスを使いながらうまくやれるわけですし、規制のあるところにビジネスチャンスあり。要するに、規制を使ってうまく商売をしている。そこを横にどけるとか、裏道に行くということでもうまく商売している人がいるのではないかと。まあ、弁護士も、規制があるから商売になっているわけ

です。人のことはあまり言えませんが。

だとすると、現在ある規制を前提にして、株式会社でも、そういう人たちに、「さあ規制を改革するからうまくやりますよ」と言ってもどうでしょうか。規制があったからうまくやっていた方たちのほうが多いわけですから。極論しますと、今まで出てこなかったような人たち、例えば1万円で株式会社ができるとか、色々議論に出されていますが、そういう形で参加できる道を開きませんか、既存の企業とか株式会社に期待しても、あまりうまくいかないのではないかという気もしているのですが、その点はいかがでしょう。

安念 大久保さんいかがでしょうか。確かに私もそういう気もするのですが。大企業の幹部になればなるほど、例えば行政訴訟を起こすとか、行政にたてつくことはまったく考えないというメンタリティの方が多いいです。そういうところから、本当に新しいものが出てくるんだろうかという疑問は、当然あると思います。

大久保 大リーグボール養成ギブスは、みなさんはめっていると私も思います。やはりそのルールが前提としてあって、そこに技術が乗っかっていて、あるいは市場ができあがっている。この構造が、しっかりベースとしてあるわけです。例えば、派遣ビジネスは、派遣法という法律があって、そこに登録者を入れて、派遣して、30%ぐらい中間マージンを取って、そこから経費をまかなって、最後3%の利益を取る、というものです。もう派遣といたら、頭からそうなっているのです。「規制緩和、何かないですか?」と言ってもですね、「え?」という感じが実態です。その中で、どうやって3%を3.2%の利益に上げていくかというのが、そこでのビジネスノウハウであって、そのルールが何だなんてことは考えられないというような育ち方をしているのだと思います。

もう一つは、まだ特区というものがあまり認知されていないということです。特区の状態や今の動きをよく見ている人たちには、確かにこれは大きな動きになってきていることはよくわかるのですが、一般のビジネスをやっている人たちから

見ると、今でもまだ、「そんなこと言うと、行政との関係が悪化する」とか、「あとで何をされるかわからない」というような対応、反応をする人がすごく多いのです。ですから、良くないことだと思いますが、「触りたくない、関わりたくない」「知らぬ・存ぜぬで過ごしたい」という風土が、民間の中かなり僕は根強くあるのではないかと思います。

やはり大企業にそういう慣性が働くわけです。反対に中小企業は、法律が難しくてよくわからない。何か良くないと思うけれども、何を変えていいのかわからないという問題が、こういう両方から来ているのではないかと思います。

安念 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

城野 私、水戸家庭裁判所で主任書記官というものをしております。ピントがずれているのかもしれないのです、色々な規制が、地域によって撤廃される、変わるということは、司法・裁判所との具体的な絡みとかで、問題が出てくる。問題が出てくるという言い方が妥当なのかどうかかわらないのですが。日本の裁判所は、基本的には全国一律の規制、判断というのを、おそらく行政機関以上に重視しているので、そういうところが場合によってはネックになり得る可能性もあるのではないかという気がするのです。それについてどなたかにコメントいただければと思います。

もう一つ、実は以前足立区に住んでいまして、足立区に一番望みたいのは、逆に日本で一番の警備社会にしてほしい。警官を10倍ぐらいにして、そこでなら安心して住めますというぐらいの管理社会にしてほしいと思うぐらい、ちょっと治安の悪いところだったのです。たいへん失礼なんです。逆に自由にする、フリーにする発想とは、逆の発想とも、ひょっとしたらあり得るのではないかと思います。要するに区別ということがいけないのではないということ、別にあるところよりも自由だということと逆に、自分のところはカチカチっていうやり方もあり得るのではないかと思うのです。これは民間企業の力を活用しての景

気回復とか、そういったところとはずれると思いますが。住んでいた住民としては、一番心配だったのが、やはり安全。これは、学会には関係ないかもしれませんが、何よりもとにかく住んでいて安心できる街。大学とかはいらないし、農地も別にあればあるにこしたことはないのですが、とりあえずひたたくりに遭わない街というのが一番です。そうすれば、もっと足立区に来る人も増える、そんな気持ちもあるので、ちょっと申し訳ないのですが、以上2点何かコメントいただければと思います。

安念 ありがとうございます。たいへん興味深いご指摘をいただきました。まずは福井先生に何かコメントをいただきましょう。司法の画一性というのは、確かにすごいのですが。

福井 確かに裁判所は一種の番人ですので、法の画一的な適用に配慮することは予測されることです。しかし、特区の場合はどうでしょう。いわば現在も全国にいろんな条例があり、法律の趣旨の範囲内では、個々の地域に固有の条例制定権があります。条例制定権の結果としての法解釈は、裁判所ごとに違う条例を、違うように適用するということをやっています。法解釈の適用場面では、今回の特区も条例のほうで練習しているので、違う適用についても、特区では練習済みのことだと考えれば、その限りではそう混乱は起こらないのではないかと思います。

二つ目の犯罪取り締まりのように、規制緩和ではなくて強化する方向の特区というのも、今の法制度でもあり得ると思います。例えば、犯罪取り締まり特区のようなものがあって、刑法や刑事訴訟法の適用について、何らかの異なる事情を前提にして、特に厳しい適用をすることは、日本の場合は連邦制ではないので、条例では無理ですが、国法で特例を作ってしまうと、あり得ると思います。

現にアメリカでは、さっきも触れましたが、麻薬が合法的な州もあれば、非合法的な州もある。売春だって合法・非合法がある。死刑がある州もない州もある。日本でも、法秩序としては同じことだ

と思います。ただ、そこまでは刑事法の研究者や、刑事法の実務家の意識は進んでいないとは思いますが、私は違憲ではないと考えています。

八代 その点について少し補足したいと思います。

例えば、足立区で警官が不足しているということであれば、単なる増員だけでなく、今いる警官をもっと有効に活用するという事も考えられます。つまり日本では、警官が犯罪の取り締まり以外の余計なことを数多くやっているわけです。例えば、犯罪の記録とか書類手続きをやらなければいけない、あるいは犯罪といえるのか疑わしい交通違反の取り締まりをする。規制改革の一つのテーマとして駐車違反の取り締まりを、貴重な警官にやらせるべきではない。そんなものは民間に任せて、警官は本来の犯罪防止をやる。あるいは、警察内の業務を、守秘義務をきちんとかけた上で、民間にアウトソーシングさせる。そのためには現行の規制を改革しなければならない。それを通じて、財政措置なしでも、警官の犯罪抑止力を強化することも、可能ではないかと思えます。

中城 規制の強化という点では、すでに実例があります。今回の改正の中で、屋外広告物法の簡易除却、これを簡単にやるという改正が入っています。これは倉敷などから出ているんですが、屋外広告物を条例で禁止しているのですが、違反広告物であっても、なかなか財産権の問題があって撤去できない。これについて、街並みの美観を守るため、今は非常に限られたものだけですが撤去できるのですが、それについて特区では、もう少し簡単に撤去できるようにという法改正をしております。そういう意味では、規制を少し強めるという形での特区というのは、実現しているということです。

坂田 私どもは、規制を緩和すれば、即ビジネスが発生するという、そんな単純なものではないと考えています。例えば、先ほど何が一番いいかと言えば、教育という話もございました。教育とか福祉については、参入の規制があるのです。そもそも民間企業や NPO は全然入れない。役人だ

とか、それに近い部類が全部独占しているという状況です。これを開放してやれば、間違いなくこれはビジネスが発生する、そういう性格のもんです。ところが、例えば有望産業の IT なんかを見ると、今度は逆に、コンテンツや何かについて、ろくにルールがない。それでもって、ビジネスがよく回らないというので、これはルール・規制を作らなければダメじゃないかという話もあります。あるいは、環境もやや似たようなもので、このあいだ石原さんが DPF だとかいろんな話をバンバンやったら、トラックの買い換え需要が今かなり拡大しています。規制をかけたほうがビジネスが拡大する。こういういろんなパターンがあります。緩和しさえすればいいという捉え方ではないと思っています。

なお、最後に、足立区も確かにひったくりは多いのですが、世田谷はピッキングです。お金がありそうな家が、世田谷のほうが多いようです。ただ、我々は、なぜいったいこうなるのかという背景に、例えば足立区は大学が一つもない、最終的な高等教育機関がまったくない。そのために足立区の子どもの学力、偏差値が低い。そういうことですか、いろんな相関の中で、こういう問題が出てきています。

樋口 慶応大学の樋口です。私も構造改革特区の効果に非常に期待しています。その中で、議論になっていないのかなと思うのは、この位置づけとしまして、ある方は、これは実験なんだ、社会的実験なんですということをおっしゃるわけです。社会的実験である以上、うまくいけばそれを広げていく。逆にうまくいかないものについては、撤退のほうを考えなければいけないと思うのですが。例えば、この特区で自治体が手を挙げる。足立区が手を挙げた。その結果を評価していきますという話がありました。当然そこでは中立性というか、中立的な評価とが求められるのだらうというふうに思います。そこに民間が入ってきた時に、民間の自由な撤退とがどれだけ保証されていくんだらうか。それがなければ、自治体はどんどん

失敗しても、別に損をしても続けたいという気持ちが強いです。責任を追究されるよりは、一応うまくいっているんですと言いつけることがあると思います。民間はロスが出ればすぐに撤退ということが起こります。その点、どんな議論がなされているのか。参入する自由と同時に、撤退する自由といったことも議論になっていると思いますが、その点教えていただけたらと思います。

安念 これは重要だと思います。これはPFIとの大きな違いだと思います。PFIは一度コミットすると逃げられないというか、撤退は難しい。

八代 今の樋口さんの言われたことは当たり前前のことですね。企業に参入する自由があれば、当然、撤退する自由もある。むしろ、今の規制の考え方が逆なのです。教育とか福祉は、大事なものだから、安易に撤退させないように、例えば社会福祉法人とか、学校法人に独占させるという考え方です。規制改革は、そういうのではなくて、自由に参入し、自由に撤退できる企業やNPOを活用することで供給を大幅に増やし、そのなかで消費者に選択させるということが大事です。

また、仮にせつかく特区を作って、企業が一つも入ってこなくても、別にそれは失敗ではない。将来入ってくるかもしれないし、そうでなくても現状と変わりはない。規制改革・規制緩和とは、選択肢を広げることに過ぎないわけですから、仮に企業が入ってこなかったら失敗で、その特区はやめるということにはならないわけです。あくまでも、特区の弊害がなければ成功であるというのが、骨太の方針でも示された特区の考え方です。

樋口 例えば足立区が始める。今想定されているのはハローワークがサービスを中止するということは考えていないと思います。上乘せしてということだと思います。もしそこで、例えばハローワークに代わってというようなことになって、民間がやり出した時に、そこでロスが発生した。「じゃあ、撤退します」と言った時に、それに対する公的なサービス、最低限のサービスというものが提供されなくなってくるわけです。

そこでの問題をどう考えていらっしゃるのかということなのです。今の例は、あまり適切な例じゃないかもしれませんが。

坂田 私どもとしては、今回の雇用創出特区は3か年限定でやろうと話をしています。しかも、求人求職については、足立区の中の求人求職だけではなくて、東京都全体に広げるといような格好でやっています。雇用創出特区をやっているのは足立区だけです。全国的な雇用、新しいタイプの雇用創出をする実験をやろうという仕掛けで、3か年でやめるという形になっています。しかし、今先生がおっしゃったように、本格的な特区は、当然のことながら、新しいタイプの市場を作り出して育成したり、調整したり、あるいは監視したりする。それから、規制が全然なくなるわけではなくて、新しい市場ルールを作ったり、事後評価であるとか、一連のものなのです。まだ特区が始まったばかりなので、全体のシステムができあがって動いている特区は、まだほとんどない。これからそれをやるという段階だと、我々現場サイドでは思っています。

福井 撤退の議論についてですが、特区の趣旨は、例えばハローワークなりを民営化してみても、そのあいだに何らかの事情で、民間ですから撤退したり、撤退した結果、何か社会的に弊害が起こったかどうか、ということを確認するためにこの制度があると思います。私は、実際には起こらないとは思いますが、仮に問題が生じたなら改善をしたほうがいいのか、あるいはもうこの制度は悪いものだったから、やめてしまうのかということ、その時点でまさに評価して、判断することです。それも含めて、弊害が発生することは織り込み済みと考えてやっている制度ではないかと理解しています。

中城 撤退をした場合のことも考えなければいけない事例というのを、一つだけご紹介します。例えば、学校。今回大議論になりました株式会社・NPOの学校設置主体としての参入につきまして、これについても、株式会社の場合は、すぐに撤退してしまうのではないかと議論があり

ました。これに対しては、地方公共団体が、その主体的にその生徒たちを転校などの措置を取るという措置を決めております。ですから、たいいていものは撤退すればそのままいいのですが、撤退により消費者なり利用者なりに弊害が生じる場合は、それは地方公共団体が責任を持って、それをどういうふうにフォローするかということまで決めるといって制度になっております。

廣田 弁護士の方の廣田です。特区で認定されたものについては、規制緩和がなされるとします。それでなされたとしても、それに限定されてですね、いわゆる強化の規制によって包囲しようという動き、現在そういうものが出てきていますでしょうか。あるいは、そういうものが出る心配はあるのでしょうか。もし、そういう動きなり、心配があったとすれば、それをどういうふうにして突破していくのか。その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

安念 これはポリティカルにはありそうな話ですね。

八代 ちょっと御趣旨がよくわからないのですが、仮に特区である規制が緩和されたとする、省庁がそれに対抗して別の規制を作るといようなイメージでしょうか。ただ、特区で規制を緩和する時には、その省庁と交渉をして決めるわけですから、その場合は逆に言うと特区ができないという可能性が高い。

廣田 いや、その部分では特区を認めるとして、そういうものと別の動きがあって、それを包囲してしまう、別の規制を作るといような、何か動きみたいなものはないのですか。

安念 それは我々のいる大学業界なんかでは、チラホラ感じないでもないんですが。

廣田 あるいは、将来そういう心配がないかどうか。もし、そういう動きだとか心配が出てきたら、どういうふうに突破していくかという。

福井 直接のお答えではないのですが、教育で実は未解決で重大な論点があるのです。今室長がおっしゃったように、現在、株式会社の学校は特区内で認められました。認められたから、当然イ

コールフティングで参入できると思われている方も多いのです。ところが、学校法人に対しては、様々な課税も非課税ですし、また私学助成もかなり出ているのに対して、現在の文部科学省のスタンスは、株式会社や NPO の学校は、経営は事実上してもいいけれども、課税の免税や補助金は一切出さない。これを堅持しようとしています。実質的には一見緩和されたように見えても、一切恩典を放棄してでも、株式会社や NPO でやろうというインセンティブを持つ主体は、必ずしも多いとは思えませんので、実質的には、特区での規制改革が、一種骨抜きになっている例ではないかと思われまます。

安念 学校法人って税金を払っていないのです。利子の 20%の源泉課税もないのです。ほとんど税金を払っていない主体ですので、もうラクチンラクチン。そこにまともに法人税を払わなければならない株式会社が参入しても、それはきついですよ、確かに。

板倉 京都大学情報学研究科修士の板倉と申します。多少技術的な話になりますが、評価のことです。普通社会実験というか、実験を行う場合は、統制群を用意すると思います。例えば京阪奈の地域に特区を設けて、それを評価するといった場合に、同程度のものでも特区を導入していないものを比べないといけな。京阪奈でそういう研究が盛んになりましたといっても、ほっといたってたぶんなるに決まっているので、それで評価されて、すごく良かったと言われても、たぶんそれは実験としては間違っていると思うのです。そのコントロールグループの用意というのはどのように担保されているのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですが。

八代 経済学者が実証分析する時は、おっしゃったようにコントロールグループを作って、それと比較してどれだけの効果があるかを検証します。例えば、税制改革でも同じようなことがあります。ただ、この特区について、今おっしゃるような厳密な評価が不可欠かどうかというのは、私はちょっと疑問だと思えます。繰り返し言います

が、これはいわば利用者にとっての選択肢の拡大なのです。ですから、まさに各省庁は特区を作った以上、それが非特区地域と比べて、必ずいいものでなければいけない。いいことが実証されれば、それを全国展開してもいいと、こういうロジックなのです。例えば、農業特区ですと、そこでできた米の品質がいいとかです、そういうことだから、2～3年はやっぱり品質を見なければ、全国展開をしないと、そういう論理を用いているわけです。

私個人の考え方が、特区というのは、選択肢の拡大ですから、弊害をむしろチェックする。つまり、特区を作ることによって、まあほかの地域と比べて著しい弊害があるか、あるいは時系列で見て問題がないか。ですから、コントロールグループを設けて特区の経済効果を実証するということが自体には大きな意味はありますが、特区の全国展開の是非を決める際の評価については、例えば経済学の分析で有意な差がないというだけで構わないわけです。それだけ逆に言えば特区の評価は楽になるわけです。

福井 学校について、ご紹介します。安念先生も、非課税の範囲が広いとおっしゃいましたが、具体的な税目でいうと、学校法人のレッテルがついた途端に、消費税・法人税・事業税・都道府県民税・市町村民税・事業所税・固定資産税・都市計画税、全部ゼロです。一方株式会社は、これらをすべて満額支払うこととなりますので、営業してもいいと言っても、これだけ意地悪されているとなかなかできない。しかも、私学助成というのは、例えばこの成蹊大学でもそうですが、だいたい教職員の人件費の半分ぐらいは私学助成です。

安念 いえ、そんなにないですよ。

福井 半分弱ではなかったとしようが、それがあつたのとないのとではかなり違う。ところが、何でそういうことをする必要があるのでかという理屈なのですが、文部科学省の株式会社では補助金がダメだという理屈は、学校法人は、非常に厳しい監督に服している。学校法人という法人形態自

体が、教育のためだけに余剰金を使う建前になっている。ところが、株式会社になると、株主に配当を出す。配当を出すということは、教育外への余剰の流出であるので断じて認められない。これが主な論拠です。

しかし、余剰の流出という議論で面白いのは、株式の発行は、資金の調達の一手段であり、銀行からお金を借りるか、あるいは株式を発行するかというのは、株式会社にとってはどっちだってありうる。その都度、資金需要の個別的なニーズに応じて決めればいいわけです。ところが、現在の学校法人でも、この理屈でいえば、お金を借りて銀行に利子を支払うのは、教育外流出のはずなんです。そっちはいいとされる。それを言うのであれば、学校法人が金を借りて、利子を支払ってはいかんと言わないとつじつまが合わないと思うのですが、そうは言わない。半面、株式会社であれば全然ダメ。

さらに言えば、今は教職員の人数にほぼ比例して、単純に私学助成が増えるという仕組みがあります。でも、こうなっている一方で、憲法 89 条があり、公の支配に属しない教育に公金を支出してはいかんと規制があるのですが、株式会社、NPO への助成はこれに反するというのです。株式会社にお金を出すと、公の支配に属しない教育にお金を出すことになるが、学校法人ならいいというわけです。ところが、現行でもほぼ教職員の数に比例して私学助成が出るということは、要するに宗教教育だけを担当している教職員の分の助成も、まともに納税者が負担しているということになるわけです。89 条は、当然のことながら政教分離の趣旨を徹底させるということが含まれているということは、政府見解でも、内閣法制局見解でも、前提になっているのですが、文部科学省はこれを無視しまして、キリスト教の教義だけを教える、オウム真理教の教義だけを教える教員にも、まったく他の教員と同じようにお金を出してもいいとする。半面、株式会社という名前がついた途端に、どんな立派な教育を、ノーベル賞級の学者を呼んできて授けていても、一切補助金



を出してはいけないとする。このバランスの悪さは見事なものだということをご紹介しておきます。

安念 どうもありがとうございます。佳境に達したところで恐縮でございますが、時間が迫ってまいりました。最後に浜田会長にクロージング・リマークスをお願いしたいと存じます。

浜田 私、先ほど紹介しようといいたしたのは、もっと小さい問題で。例えば、囲い込みの話です。教育にしろ公安にしろ、自由化、規制緩和をしたことによって、それがプラスになるところであれば、周りをもっと規制を強化したりすると、かえって人が周りから特区に来てしまう。普通の場合、特区がいい意味のものであれば、そのご心配は、弁護士の先生がおっしゃったようなご心配はないのではないかと。しかし、警官にピストルを持たせない特区というものを例えば作った時に、それが周りできちんと安全な、規制を強化するところができたら、そちらに住民が移るということもあり得るかもしれません。先生のおっしゃるようなことが起こるのは、特区そのものがあんまり意味のないような時に起こるのではないかと感じました。

締めるというよりも、感想です。これだけの優秀な方が、非常に熱心に特区はそもそもいいもので、これをやればすべてうまくいくというふうな議論を展開されているのを聞きまして、僕は少しまゆに……と思われたのかもしれませんが。私は、将来の日本にとって、たいへん希望が持てるような感じがいたしました。これで、もし日本が特区によって、経済の活力をできるとすれば、先進国に対してだけでなく、発展途上国に対しても、日本がまさに模範をたれるというようなことができるのかもしれない。そういう意味で、非常に心強く感じたわけです。

アカデミー賞のような時には、どなたにも「ありがとうございます」というのを全部言わないといけないわけですが、今日はそういう活気のある議論を展開してくださったパネルの先生方と、それから特にこの会場を提供して下さって、非常に快適な環境の下で活気ある組織だった議論ができることを可能にしてくださった座長の安念先生にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。今日はこれで閉会いたします。活発なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

## 法と経済学会・設立記念シンポジウム報告

基調講演

### 法と経済学会・設立記念シンポジウム「法と経済学の課題と展望」

日時：平成15年2月15日(土)13:40～14:10  
場所：発明会館(東京虎ノ門)

#### 講演『経済学で法を考える』浜田宏一イェール大学経済学部教授

本日3人の方から大変ありがたいご祝辞を頂きましたが、3人の先生とも私全く偶然なんです、色々な思い出を持っている先生方です。私がエール大学に大学院学生として学んでおりました時に新堂先生がいらして、その後新堂先生は太田勝造先生のように、非常に革新的なお弟子を暖かく見守って下さったということがありますし、法と経済を勉強し始めた時に、初めてセミナーのような形で呼んで下さったのが鈴木先生と広中先生の東北大学の民法の教室であったということも、大変懐かしい思い出です。それから最近経済学は進歩しまして、なかなか理屈・数学わからなくなると飛んでいくのが柳川先生のところであるという意味で、皆様から大変暖かい言葉を頂いたことをまず感謝させていただきます。

このような高いところから皆様にお話しできるのは、大変身に余る光栄と思っております。それ以上に30年近く前に法律と経済の境界領域を始めた時には、色々相談して下さる親切な先生がおられたわけですが、ここにいらっしゃる森嶋昭夫先生がその代表的な方ですが……。そういう方が5人とか10人とか、十指に満たないような方がおられたと……。ところが現在これだけの方々が興味を持って下さるということは、昔日の感があって、非常に感慨に堪えません。

法の経済的効果がより客観的にわかるようになるということ、そして立法のみならず解釈もそ

れによって影響を受けるということ。それだけでなく、日本ではどちらかと言うと法律のあいだでも憲法と民法と商法は違うという、そういうふうな縦割りの風土があるし、鈴木先生のおっしゃっていたことがよくわかりませんでした、多分マルクス経済学と近現代経済学というのがある、そういうあいだで自然な議論の交流というのができないと……。そういうふうな学問的風土に、一つの垣根を取り払う役目を果たすということがあれば大変いいと思います。もちろん法曹をどういうふうに教育していくかと、ロースクールをどういうふうに立ち上げて、どのようなカリキュラムで、司法試験にどういう科目をもってとか、そういう問題にも「法と経済学会」の設立は大きな意味を持つと思います。それと同時に、学問として二つの違った領域が接することによって、今までに人に見えなかったことが、少しでもいいからわかりたいと……。そういう学問探究の面白さというものが皆様に味わって頂ければいいというふうに思っております。

本日の学会創立に至るまでは、森嶋先生を始めとして、八田・福井各先生、その他事務局の方、皆様に大変お世話になりましたことを厚く感謝申し上げます。

本日は初めに、法と経済をした昔話でもすれば楽かなと思っていたのですが、まあ前向きに考えまして……。具体的な問題に即しまして法律と経

済はどういうふうに接するのか。特に最近判決がありました、東京大気汚染公害訴訟の問題等を例に挙げながら、議論をしていきたいと思えます。

それに入る前に、現在法と経済学には大きく分けると二つの大きな潮流みたいなものがあると思うんです。一つは公共経済学とか、近代経済学の普通の考え方で、どういうふうに法律をデザインしたら、人々が有意に従って行動して、どういう結果が起こると……。あるいは、どういうふうに法律を解釈したら、人々の行動が変化し、あるいは悪いことをしなくなってという、そういう社会をデザインするという、どちらかと言えばノーマティブな考え方であるわけです。しかしそれだけではないですね、法と経済というのには……。シカゴ大学のポズナー教授の考えるように、ヘーゲル的と言っていいんでしょうか、人々は裁判官もともかく経済合理性というものを求めて行動し、判決も下し政策も作っていくのだから、法の発展を見ていくことによって、マーケットメカニズムであり、経済合理性がだんだん実現されていくのを見ていくことができるのだと……。そういう見方もあります。それが非対称情報の経済学。「僕の知っていることをあなたは知らない」という、そういう経済学と結びつけて議論されておりますのが、ラムザイヤー・中里両先生のThe Japanese Lawと……。そういう見方ももう一つあると。私は個人的に論文を書く時は、ポジションをとることもありますが、こういう新しい領域の場合において、色々なアプローチというのがお互いに競い合う、あるいはインタラクトし合うことによって、我々の認識が進んでいくんだらうと思えます。本日はどちらかと言うと、第一のどういうふうにデザインするかという問題意識に従ってお話したいと思えます。

環境の問題を取り上げるというのは、常木理事と私に岩波書店の「環境の法政策講座」というので論文を書いていたからでもあるわけで、そういう意味では常木さんとの会話にずいぶん依存しているのですが……。そういうことだけじゃなくて、非常に重要な問題で、色々な法と経済に関わ

る、しかも不法行為に関係するところには、問題をたくさん持っているから取り上げようとしたわけです。ただ森嶋昭夫先生はこの最高の権威でありますので、私にわか勉強で生半可なことを言うのは恥ずかしい感じですが……。まあお互いに自分が知らないことは棚に上げるのが境界領域だと思えますので、環境問題を考えてみたいと思えます。

森嶋先生の「不法行為法講義」というのを読ませて頂きまして、僕の昔考えていたよりもずっと経済学的アプローチに近くなったんじゃないかというふうに僕自身は考えたのですが、その辺は先生に後で詳しく伺ってみななければわかりません。あるいは私の方が経済分析のガリガリから少しずつ考え方が丸くなってきたので、同じように感じられるようになってきたのかもしれないのですが……。森嶋先生は非常に何と言うんですかね、経済学の強みというものもよくわかっておられますが、弱みもよくわかっておられるわけですね。こういうこと、公害の規制をこうやればいいと言うけれども、本当に数字に出てくるかとかです。どれだけやったらいいのかとか……。それからそういう意味で本当に我々が、少し自己の処罰が大変になったら、それで運転のしかたを止めるのかとかです。そういう経済学がなるべく仮定したいようなことについて、本当に大丈夫かというようなことを昔随分私は言われました。それから、これから述べますように、ある時には経済学でもトレードオフが考えられない時もあると……。厳しい判断では、他のことにも増して被害者の生命とか身体を考えなくてははいけない。そのような時にも、経済学でトレードオフをなくした時には、どのように経済学のいいところがなくなってしまうのではないかと、色々ご批判を頂いたことがあります。そういうことを考えながら色々今日考えておりました。

環境に関しては二つのことを申し上げます。一つは環境問題と世代間の構成をどのように考えるかということです。もう一つは大気汚染の判決というものを見た時に、それを我々はどのように

解釈するかということです。我々は地球という宇宙船に宿を借りているので、そこで色々な代謝活動をして、いいこともするけれども廃棄物を残していくと。ですから後世の世代に何か責務を感じて、きれいにして宇宙船から去っていく義務があると。そういうことがよく言われるわけです。それは、次の世代に対する責務という問題であるわけです。それからもう一つは、これは戒能先生以来の伝統だと思のですが、環境の問題というのは入会の問題にも似ていると。湖にみんなで魚を採りに行くと、みんなは限界原理に従ってやるわけではありませんので、湖の魚がなくなってしまうと。そういうものが将来の世代に迷惑をかけるということもありますが、現在の世代同士でも色々な問題が起こると……。昔私が「損害賠償制度の経済分析」というのを書いた時には、こういうような場合には、ロールスの構成原理、しかもあまりトレードオフを認めないような厳しい構成原理を考えなければいけないと……。ロールスという人は、亡くなる頃には非常に自由主義者と言うか、保守的な自由主義者になってしまったようなのですが……。ですから初めに書いたことが人間社会では役に立たないということを言ったのですが……。彼は我々が生まれてくる時に、どこに生まれてくるかわからない。貧乏か金持ちかどうかわからない。現在の世代か将来の世代かわからない。そうした時に、どういうことにみんな合意するだろうかと言うと、やはり一番まずくなった時、自分は最悪の状態が最大になるようにという原理を展開したわけですね。そういうようなことが必要になるような場合に、喘息とか何かで人が死にそうになるような場合には、やはり損害賠償だけではなくて、差し止めの必要性もあるんじゃないかと。そして次の世代の生存が脅かされる場合には、差し止めの必要があるんじゃないかと。そういうふうに私は考えたわけです。その時に大阪弁護士会の宮本先生等で環境権という話がありまして、そういうものもそういうことで、ジャストファイできるのではないかと考えたわけです。

それはまた訴訟の問題で触れますが……。環境問題を法と経済で考えようとした場合に、二つの考え方があるんですね。一つは規制的接近と言うんでしょうか。政府が、あるいは現在の世代が環境汚染税をかけたか、あるいは環境をきれいにする人に補助金を渡したり、ピグー的な税補助金を出してきれいに保つと。空気を、水をきれいに保つと……。それが将来に累が及ばないようにすればいいということになるわけです。ところが将来のことを考えると、これは割り引かなくてはいけないわけですね。将来の世代を我々はどのように考えるべきか……。これにつきましては、最近心理学と経済学の境界領域で、色々な面白いことが言われています。昨年のノーベル経済学賞は、心理学を経済学に応用したカーネマンという人に与えられているわけですが……。その一連の人達の考えていることは、何か人間というのは、今日のことを明日に延ばすのはものすごく大変であると。しかし、来年のことを来年より1日延ばすことは大したことではない。それだから、我々はどうして原稿が書けないかという、後で困ることは困っているんだけど、今日のうちにはと、明日に延ばそうかと……。僕はそれだけではないと思うのですが……。そのあいだに頭が熟成していると家内には言うのですが……。そういうことを考えると……。そうすると現在と将来の決定がコンシステントでなくなると。エールに戻りましたら、みんながそれをやっているんですね。あらゆる大学の卒業生は、みんなディスカウントの異常なことをやっている。しかもラビンというプロク拉斯ティネーション、先送りの人が来ると……。どこに来るかと思ったら、リーガル・セオリーだかが法学部の方に来ると……。ですから心理学が経済と結びつくだけではなくて、法律とも結びついてくる。山岸俊男さんという北大の偉い先生がおられるのですが、そのところに他から訪ねてきた人は、法律学のあれと……。法と経済学の有名な教科書、太田先生が訳したのを書いた人は私だったと、山岸先生は言っていましたけれども……。そういうことで、そのあたりで、ただ実

際に考えるところは、私が延ばすのと、次の世代のこととその次の世代のことを考えるのは同じなのかどうかと……。あるいは鈴村先生の話によると、実際に相手がディスカウントしたいと考えるのは、やはりこういう場合の正しいやり方ではなくて、本当に責務としてディスカウントすべきだったと。そういうことを言う人もいますのでわからないのですが、公共的接近だと、やはり次の世代をどのように代表するのか。宇佐見先生の言われるように、次の世代で誰が生まれるかもわからないと。我々の行動如何によっては生まれる世代も違って来る。その時に代表というものをどうするのか、それをどう考えるのか。それからそうした場合に、次の世代のことをどう考えるかというのはなかなか難しいわけでありませう。資源状態を考えて、自分はどこの世代に生まれるかわからないとやればいいわけですが、そうしますとどうして我々はディスカウントするのか、割り引く理由がなくなるということになります。もう一つは言うまでもなく、コース的な接近で、NGOが将来の世代を代表して交渉すればいいと言うわけなんです。NGOは「空気をきれいに使ってくれば何かいいこととしてやるよ」と言えないといけなわけだが、そういうものは持っていないわけですね。我々のモラルにアピールするというようなことになりまして、そういう意味でコース的に交渉させるということに、結構意味があると思うんですが……。NGOに力を与えて、現在の人に我慢させると……。しかしNGOが本当に将来の世代を正当に代表する保障があるのかとか……。まあそういうような問題が起きてくるわけです。時間が迫っておりますので、大気汚染判決に行きますけれども……。

3日前までに僕は訴訟の判決書を見なかったんですね。朝日新聞のだけは見ていまして、これでもとお話できるようなことはできないかなと思っていたのですが……。最近判決理由を読みまして、それから吉村先生の短い評釈を読ませて頂いたりして、それについて2、3申し上げます。

まず第一に、日本の法廷というのは、ほとんど

法と経済そのものを実践しているんじゃないかというのが私の第一の印象です。一つは蓋然的因果関係というのはもう確立された法理であるかのように思います。自然学的に確定的というわけではなくて、その疫学動物実験、その他で推定できればそれでいいんだと……。そうしますと当然、ラーネッド・ハンドの法則ということにならざるを得ないと……。どうしてラーネッド・ハンドなんて難しい名前を付けたのか……。これは偉い判事だったからそう言われているのかと思っただろうともそうではないらしいと。考えてみますと英雄さんとか英機さんとか、優秀な子どもに付ける名前がありますので、ラーネッドと付けるんだと思うんですが……。彼が言うには損害の期待値と……。だから本当に何かやった時にそれが半分の確立でしか損害を与えないと……。しかしその損害に半分を掛けると期待値と……。それと回避するのに費用がかかると……。回避する費用というのは、本当に保護するという意味で費用がかかる時と、経済活動を止めるという意味での機会費用がかかる時があると……。でその回避費用が損害発生確率×損害額、損害額の期待値よりも小さければ、それで回避すべきだったということで損害賠償の義務を課するという考え方でやるわけです。これは詳しくは申しませんが、カラブレイジが言うように、社会的な総費用の期待値を最小にするという条件と同じだというのはご存じだろうと思います。カラブレイジは、各行動が独立である時には、The Cheapest Cost Avoiderと言うんですか……。最安価損害回避者と……。ちょっとよくわかりません。僕がどっちかで訳したら、費用を残せだか、損害を残せだか言われましたが……。いずれにせよ同じことです。判決が言うには、しかし行動が相互因果関係がある時にはダメだというのが、ジョン・ブラウンその他色々な人が言っていることです。彼らが言うには、国とか都とか首都高速道路公団、被告はそういうことを回避できたと。何か面状汚染というアイデアがあって、色々な高速道路がものすごい渋滞して、全体として東京都が二次元で汚染されるという

議論は退けるわけですがけれども、少なくとも国と都と首都高速道路公団は回避できた。あるいは自分ではできなくても、相談して色々な人と環境保全法を守るようにできたはずだと言うわけです。ですから彼らは最安価損害回避者であって、彼らには責任があると……。しかし面白いのは、自動車メーカーはそうではないと。自動車メーカーも日夜低公害車を作る意味はあるんだけど、それだからと言って、ある東京の喘息が発生するようなところにたくさん自分の車、あるいは人の会社の車が通るのを止めるわけにはいかないというわけで、メーカーの損害は回避が不可能だということで退けているということです。

差し止めについても、回避費用等を考えた時に、差し止めというのは大きな費用がかかりますので、損害はそれほどひどくないと……。閾値に行っていないかという議論があって、その辺はちょっと問題だと思うのですが……。何か科学的閾値があって、そこまでいっていないうちはいつでも良くて、いったら差し止めと言うんですが、そういう閾値なんてわかるのかどうかとか色々な問題があると思うんですが、まあそういうことが言われています。

最後に吉村教授の判例評釈によると、どうもこれはひよっているのではないかと……。差し止めを認めてもいいし、やはりメーカーがあれだけ儲かっているわけですから、そこにも非常に強い注意義務を与えてもいいのではないかと……。僕が普通に経済学で費用最小原則と言うと、まあ裁判所の使っているのもまあまあともではないかと僕自身は思うのですが、損害がものすごい人命にかかるようなものだった時は、その回避費用がかかっても行えというべきなのかもしれません。そう言えば、ハンドの公式はその通りなんです。吉村さんと、そのところは内田先生の意見も同じだと言うんですが……。差し止めが関わるような重大な時には、回避費用なんていうのはねぐってしまえという解釈論もあると。これが平井先生の解釈論の、第三項は要件ではないという法律論があるんだというわけです。そういうふうを考えまして、日本の裁判所も結構色々なことを考えてやっているのかなと思うようになったのは、これも私の歳のせいかもしれませんので、その辺は皆様にご批判頂きたいと思います。どうも長いあいだありがとうございました。

## 基調講演

**法と経済学会・設立記念シンポジウム「法と経済学の課題と展望」**

日時：2003年2月15日(土) 14:10～14:40

場所：発明会館(東京虎ノ門)

**講演『「法と経済学」からの政策』****森 昭夫(財)地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授**

ご紹介頂きました森先生でございます。題名が、普通の日本語をお使いになる方ですと、「なんでこんな題名なんだ」と思われたと思うんですが、私も実は忙しくて……。おとといでしたか、改めて自分はどんなタイトルでやるのかと見ましたら、「法と経済学からの政策」と書いてあるんで、これは一体なんだろうと……。私の方で事務局の方に申し上げたのは、立法という点で法と経済学がどのような課題をもっているんだろうというような、単に内容のお話をしたら、立派な日本語になったのですが……。今日は立法における法と経済学の課題という観点でお話をさせていただきます。

ただいま浜田先生からお話がありまして、私の名前を何回か引用して頂きましたが、実は法と経済学という名前が、それを日本に導入されたのは浜田先生だと思いますが、私なども驥尾に付して法律の方から入って行って……。ちょうどその頃に文部省の科学研究費で、これは環境の方でしたけれども……。やはり環境問題についての法と経済学ということで、浜田先生が最初ヘッドで始まったわけです。浜田先生がエールにいらっしゃるので、私がヘッドになったという、今回の学会もそのような感じがしておりますが、まあそういうこともありまして……。私自身は古き良き時代かどうか分かりませんが、先ほど浜田先生が言われました公共経済学の観点からの、つまりどのように仕組みを組めば、最も経済効率性の高いものになるのかという……。浜田先生もそうではありますが、私もカラブレイジというエールのロースクールの先生がおられまして、この人は経済学をやっ

いて法学者になった方ではありますが……。そこで損害賠償法をタネにしまして、個々の解釈と言うよりも、むしろどのように損害賠償の制度……。これは交通事故の損害賠償ですが……。を仕組みればアクシデントコストと、プラス・プリベンションコストが最もオプティマルになるかと……。そこで先ほどお話ししました、ラーネッド・ハンドなんかもそうなんです、アクシデントコストが非常に大きくなれば、それではそれを少なくするようにプリベンションコストをかけるだろうと……。プリベンションコストがある程度になって、それをアクシデントコストを超えると、プリベンションコストは働かなくなる、増加しなくなるという、オプティマリティということですけども……。その当時私は法律家で、先ほどもちょっとそのようなお話がありましたけれども、だいたいアクシデントコストというのは、人の生命や身体を経済価値に引き直すわけですから、人身損害というものを、これがコストで、こっちがだんだん減ってきたから、この辺にしておいて、あとはプリベンションコストの方はこの辺で止めておくという……。先ほど浜田先生からもお話がありましたが、トレードオフという、人身被害についてのトレードオフをするという経済学的アプローチというのは、果たして、少なくとも日本で通用するのだろうかということに疑問を持ったわけでありまして。しかしカラブレイジは、そこだけではなくて、セカンダリーコストということで、所得分布配分の構成、あるいは被害を受けることによって社会的なディスロケーションが起きた場合にどうコストが生ずるかとい

うことも、これもコストとして入れると……。そしてさらに、経済学者はとかくトランズアクションコストを入れないで、サポーズということで、私はよく経済学者をからかうんですが……。みんな具合が悪くなると「サポーズ」とやってしまえばいいけれども、法律はサポーズと言うわけにはいかない。知らん顔というわけにはいかないの、経済学に比べてみっともないけれども、非常に苦しいんだということを言いましたが……。まあカラブレードはアドミニストレーションということで、トランズアクションコストもそこへ入れてくるということをやっておりますが……。それにしましても、理論としてはともかくとして、実際にそれが制度設計に役に立つかと言いますと、実はコストのあいだがどのような関係に立つのかよくわからない。仮に人身損害も、損害賠償額を被害者の数で掛けてですね、仮に出せたとしても、それは決して安定した数値ではありませんので……。そこに経済的な一つの前提を置いて、経済的な価値に読み替えているわけです。その点で私はやっているあいだに、だんだんだんだん経済学的な考え方を入れていくのはいいんだけど、どうも経済学者の言う議論にそのまま乗っていると、先ほどの吉村さんじゃないですけども、法律家の中には、極端に倫理的な……。自分のやっていることはあまり倫理的ではなくても、人に言う時には倫理的な人はいますので……。「お前、人の生命を金で勘定するのか！」というようなことを言われる危険性もありまして、少し腰が引けてきたわけでありませう。

そこで今日は、カラブレードの議論がどうかということよりも、実は私は現在中央環境審議会の会長をやっております、今ご承知のように地球温暖化について、日本は京都議定書をまず批准するかどうかというので大騒ぎをしましたがけれども、批准してまだ発効しておりません。ロシアが参加をして発効した場合に、日本は現実にとりあえずは2008年から12年までは6%下げなければならない。しかし、現在8%ぐらい、すでに90年のレベルから上がっているわけですが……。そこで

現実に政策を、色々な手法を使って下げていかなければいけないわけですね。そうすると、金はかけたけれども下がらなかったというわけにはいきませんし、それからまた、これもこの後で問題点としてお話ししますが、様々な温暖化ですので、単に産業界だけではなくて、国民とか自動車の運輸だとか、色々な分野が関わってくるわけで……。それに対してそれぞれ色々な手法、あるいは立法を持ち込むことによって、削減をしようと、しなければならぬわけでありませう。そこで、その意味では極めて深刻な、しかも現実に効果が出るということが期待されている立法をしていかなければならない。そこには経済とのトレードオフもあるでしょうけれども、経済というものを考えなければ立法というのはできていけないという点で、今日は法と経済の色々な問題があると思っております……。たまたま浜田先生も環境の問題を取り上げられましたが、私自身は立法という観点から、地球温暖化対策の立法をする場合……。立法と言ってもこれは一つではなく、「立法s」をする場合に、どういうことが問題になるであろうかと。そこで今日の法と経済の学会の発足にあたって、ぜひ今後こういうテーマについてお導きを頂きたいと……。皆さんが研究して頂いて、お導き頂く頃には、私は中間審の会長を辞めていなければいけなしかもしれませうし、それだけでなく、皆さんの研究ができた頃には日本は6%の削減ができなくて、十数%ぐらい増えているかもしれませう。まあいずれにしましても、ぜひこういう問題について考えて頂きたいと思っております。

まず一番最初に、政策を導入するかどうかと……。この場合は温暖化に対する対策を立てる必要があるのかという、政策そのものの導入段階での法と経済と申しまししょうか、経済の問題がございます。申し上げるまでもないことですが、環境問題というのは、実は先ほどの将来の割引なんです、一体将来何が起こるかということが自然科学的にも非常に不確実なところがあります。そこで、環境についても不確実性があるわけですが、一応ここではそれは置くことにして、経済学も自然科



学的にどうなるかということまでやるわけにいかないでしょうから、まあそれは置くとしても……。非常に長期的な問題を取り扱わなければならない。しかも不確実性を含んだものにしなければならない。そして私から見ると、悪いことに経済学、特に経済学と言うよりも、世の中の経済というのは、そんなに21世紀の末には88cm海面が上がるとか、そんなことではなくて、今年の決算がどうなるか。来年の決算がどうなるかという、極めて短期的な勝負をするわけですから、心理学者でなくても「そんな先のことはやらんよ」というのは、まともな経営者なら考えそうなことです。ではそれをやっていていいのかという問題があるわけで、そこで一応社会全体として、これだけの経済的な政策をとれるところだけのインパクトはあって、そして環境上はこれだけのプラスがあるということで、それでは今こういうものを入れて今やってもらうというためには、今のような経済の経営を前提とした経営者ですね、例えば経団連を相手にして、京都議定書を批准するかどうかと言ったら、私どもは大変攻撃されましたし……。個人的に言われたのではないと思いますが、私の発言に対して、「中間審はけしからん」なんていうことを言われて……。「この不況の時に何をあいつらは言っておるんだ」と。「だから環境をやる奴は嫌だ」ということもありました。少なくとも政策を考えていく場合には、自然科学の点はともかくとして、自然科学の不確実性に伴う経済へのインパクトの不確実性というものを現時点に引き直して、そして現時点でこういうコストをかけるということについての何らかの、これはどっちにしても割り切りをしていかなければならないわけですが……。少なくともあまりのどんぶり勘定ではいけない。多少中身が分かっているようなどんぶりにならざるを得ないであろうと思うんですが……。そういう今まで法と経済がやってきたのはミクロ経済だったのですが、マクロ的なことを、政策を今導入するのだということについて考えて頂けるかどうかということがあります。

そしてさらに政策を導入する場合に、政策を導入して制度設計をしていくわけですが、その段階でも様々な問題があります。例えばターゲットを設定するという場合も、これは先ほども申しました、政策を導入するかどうかということにも関わってまいりますけれども、どれだけのターゲットを立てるとどれだけのコストがかかり、そしてそのコストをかけることによって、どれだけ社会的にどれだけの便益があるのかということ、具体的に、この場合は6%のCO2……、CO2と言うよりはGHGですね。その削減をするということ巡って、何らかのピクチャーを示す必要があるわけですが、それからその制度設計の段階で出てまいりますのが、どういう手法を使うのか……。そのためにどういう手法を使うかということでもあります。ここでは技術を開発するとか、それから具体的に直接規制をするというようなことは時間もありませんのでさておきまして……。経済的手法ということ、皆さん言って、経済学者は気軽にマーケットメカニズムとおっしゃるのですが、実は環境問題というのは、コストがインターアナライズしていない、内部化していないところに問題が起きているわけで……。そこで、どれだけの、例えば経済的手法を使う場合でも、どれだけの負担をかけることによって、経済界なり、あるいは個々の人の行動が変わるのかということもありますし……。それからさらに、その場合に「これだけかかりますよ」と言ったら、経済学者はそれで気楽にいられるかもしれませんが、法律の立場からすると、それはどうやってインターアナライズかと。例えば税でいくのか何でいくのかという、それによって、今度はトランズアクションコストの問題もありますし、それから仮に税でいくにしても、どこでかけるかと……。例えば、石油の精製工場でかけたら、本当にインパクト・行動が変わるのかどうかという問題と同時に、そこだとアドミニストレーションコストが安いけれども、では先の先の方にいったらどれだけアドミニストレーションコストがかかるかということがあります。そして、しかも単なる抽象的な制度設計では

ない場合には、コンプライアンスのことも考えなければいけないわけですね。こういう制度設計をすると、理論上はこれだけ税なら税が入るはずですが、脱税をすれば、それをトレースなんてとてもできないということがありまして、これはやはりアドミニストレーションコストという観点からも、ある手法を選択する、そしてその手法が経済的手法にしても、それを放っておいたらそのまま人の行動に影響を及ぼしませんから、どういう方法でそれをインターアナライズするかと……。インターアナライズした場合に、そのコストはどうなのかと……。そのコストは単に、石油を使わないことからどれだけのコストが生ずるかだけではなくて、誰に収めさせるかによってどれだけのコストがかかって、そしてどれだけのコンプライアンスが期待できるのかということ、効果とも関わってくるわけです。ましてや次に、それを入れた場合に、どういう経済的なインパクトが起きるかというのは、まさに今まで色々なところで経済学者がやっておられるところだと思うのですが……。実は例えば産業連関表なんかを使ってですね、ここにこれだけのものがあったら、全産業に関わってくるわけですし、しかもみんな平らにかけるわけではないでしょうから……。あるところでかけた場合に、どういうふうに経済的なインパクトがあるのかということ、これは私どもには到底、少なくとも法律家の私にはわからないわけですが……。経済的な影響のロングレンジで、しかも今言ったような様々な問題を抱えているような仕組みをもくろんだ時の、経済的な影響というものを、これもモデルを使ったり何かしておやりになるのは知っておりますが、なかなかモデル同士でも何を組み込むかによって違ってくるわけですが……。ぜひこういう学会で議論をして頂きたいというふうに思っております。

時間が30分ということですので、もうあと5分ぐらいですが……。あまり愚痴を色々、中間審の部会なんかでやっていて、「ここは何とか経済学者がうまいこと言ってくれないかなあ」と思うん

ですが、割合に総論をおっしゃってですね。(笑) 「これだけかければこれだけ効くんだよ」とかですね、「今はこう言っているけれども、今は負担があるけれども、先へ行ったら儲かるんだよ」とか……。アメリカなんかは、あっけらかんと京都議定書を導入したら、アメリカの経済にとってプラスにならないと。いまやらなくたっていずれやればもっと効果的にできるというわけですが、別に何にもデータはないのですね。データがなくて、開き直られますと「そうかなあ」ということになりますし、まああれの場合には、先ほどの制度を導入するかどうかといった時の、京都議定書の時は、最後は産業省もふくめて、「日本は京都議定書によって6%飲むんだから、今さら京都議定書を批准できないなんてどの面してできますか」という日本のメンツで、しまいには経団連にもご承伏願うという、そういう話になるんで……。まあある意味では社会科学的でもありません、サイエンティフィックでもありませんが、まあ政策というのはそうした、必ずしも論理的あるいは社会科学的なバックグラウンドがなくても、政策というのはできていくのかもしれませんが、せめて今後は、例えば先ほどのお話にもありました、今やっている問題が知らん顔していれば我々に戻ってくるならまだしも、次の世代にツケを残してしまうという、そういう前提で我々は今の政策を立てていかなければならない。そのためには、少なくとも多くの人が見て、「まあそういうこともあるだろう」ぐらいの論理はやっていかなければならないわけがあります。

最後になりますが、今の段階ではわかりませんが、政策における、立法における法と経済学の課題の中で非常に重要なことは、やった政策が本当に言っていた通りに、経済学的に見て評価できるかどうかということをやらなければなりません。今道路などの公共投資に対してそういう議論が出ていますけれども、そして各省に政策評価課というのができていますけれども、聞くとこれから評価手法をやるんだと言っておられますから、いずれできていくんだろうと思いますけれども……。

私はこの時点で、ここにおられるような優れた経済学者・法学者が共同研究を組んで、具体的な政策分野における評価、インプリメンテーションをどう評価し、そしてその経済的な効果、単にコストの計算だけではなく、それがもたらした経済的なプラスの効果、を、どういうふうに評価するのかという、そういう研究をして頂きたいと思えますし、それから、その際環境の場合に特にあれなのは、環境についての経済的な評価を、要するに環境を価格に換算する手法というのは、現在環境会計なんかで非常にやっておられますけれども……。私の研究所でもそういうことをやっていますので見ますと、自分のところでこれだけのところに、例えばマテリアルフローのこことここにこういうことをすれば、これだけゴミが減ったし、何とかが減ったと……。だからこれだけ金をかけて、これだけのコストが減ったという、つまり中

の計算はぼつぼつできているんじゃないかと思うんですが……。それが社会に及ぼす影響、ましていわんや次の世代に及ぼす影響というものを、果たして会社で考えるべきかどうかはわからないのですが……。少なくとも全体の政策枠を考える場合には、そうした観点からある政策が具体的に行われている場合の評価をしていかなければならないと思うわけでありまして。その意味では、私はそんなに……。浜田先生は歳をとったと言われましたけれども、私は問題提起だけすればいいわけですが……。ぜひともこれから3年では無理かもしれませんが、5年間ぐらいのうちに、悩める立法に関わっている人間、その悩みを多少なりとも軽減、サイエンティフィックに軽減して頂くことをお願い致しまして、私の話とさせていただきます。どうもありがとうございました。

シンポジウム報告

**法と経済学会・設立記念シンポジウム  
パネルディスカッション『法と経済学の展望 - 法解釈・判  
例・行政実務・経済政策・立法過程・各種土業はどう変わ  
るか - 』**

日時:平成 2003 年 2 月 15 日(土)14:40 ~ 16:50

場所: 発明会館(東京虎ノ門)

パネリスト	八田 達夫	東京大学空間情報科学研究センター教授
	八代 尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	久保利英明	日比谷パーク法律事務所・弁護士
	深山 卓也	法務省民事局民事法制管理官
コーディネータ	常木 淳	大阪大学社会経済研究所教授

司会 それでは記念シンポジウム、パネルディスカッション、「法と経済学の展望 法解釈・判例・行政実務・経済政策・立法過程・各種土業はどう変わるか - 」というテーマでパネルディスカッションを始めさせていただきます。パネリストのご紹介をさせていただきます。舞台向かって左側から、東京大学空間情報科学センター教授 八田達夫さんです。社団法人日本経済研究センター理事長 八代尚宏さんです。東京大学大学院法学政治学研究科教授 神田秀樹さんです。日比谷パーク法律事務所弁護士 久保利英明さんです。法務省民事局民事法制管理官 深山卓也さんです。そしてコーディネートして頂くのは、大阪大学社会経済研究所教授 常木 淳さんです。それでは常木先生よろしくお願ひ致します。

常木 常木でございます。本日はコーディネーターという大役を引き受けることになってしまひまして、大変光栄ではあります、同時に緊張もしております。

それで、私はコーディネーターというのはちょっと難しい表現ですが、まあ要するに司会のことであると理解しておりますので……。長い司会ぐらい興ざめなものはないので、ごく簡単に問題提起のようなものをしまして、ここにおいで非常

に著名な先生方の色々なお考えをお伺いできればと思っております。

それで法と経済学というものは、まあ日本では最近まであまり誰も興味がないと言うか、まあ俗に言う売れないものだったわけですがけれども……。アメリカでは逆に非常に、最近はどうか知りませんが、しばらく前まで非常にトレンドのものであったということがございます。私もかれこれ5年以上前になりますが、ちょっとカリフォルニアの方に留学しておりましたけれども、ロースクールに経済学者でありながら半分以上顔を出していたのですが……。アメリカのロー・カルチャーというものが非常に経済学に強く影響されているということに、非常な驚きとともに心強い感じがした記憶がございます。それはどういうことかと言いますと、だいたいアメリカのロースクールは、だいたいもうロー・アンド・エコノミクスという科目、ないしはそれに類する要するに経済学を使って法学を考えるというような授業が必ず一つありまして、それを教えるのはたいていは経済学者であると。少なくとも経済学Ph.D.の取得者であるというのが、少なくとも一流校の場合常識的になっておまして……。それに加えて、ただその人達がローカルにそういうことをや

っているというだけではなくて、非常にトラディショナルな法律家の方でありまして、皆ごく常識的に経済学の知識を持っていて、そういうロー・アンド・エコノミクスをやっている研究者とも自由に議論できると……。別に経済学にゴマをするという意味では全然なくて、論争になったりすることもあるわけですが、そういう場合でも表面的な言い合いではなくて、非常に内在的な論争ができて、それぞれ議論を深めることができるという、そういう感じが私は非常に強い印象を持った記憶がございます。それで日本の場合、先ほど申しましたように、まあ何故かどういふ学問文化が根付かなかつたということがございます。それがどうしてかというようなことを話し出すと、30分も1時間もしゃべってしまって、それこそ興奮めになってしまうわけですが……。いずれにしましても、なにぶん舶来物に弱い日本の風土がありまして、アメリカでこのロー・アンド・エコノミクスがこんなに売れているということがわかってくると、少しずつ日本の経済学者も法律家・法学者の人達も、「どうも法学者も経済学を知らなければいけないんじゃないか」とか、反対に「経済学者ももっと法律の勉強をしないといけないんじゃないか」といふような意見が少しずつ出てきたのかなという感じでありまして、そういう少し潜在的な動きを受けまして、この学会がそれを今後できる限りプロモートして、さらにいわゆるアメリカンスタンダードか、あるいはワールドスタンダードが難しいところですが、おそらくはワールドスタンダードなんだろうと……。私はドイツにも行ったことがあります、ドイツも日本に比べると格段に法律家が経済学に関心を持っているという印象を持ちましたので、まあそういうワールドスタンダードなレベルにまで、日本の法と経済学というものを引き上げていって、法律家・法学者の人々と経済学者との相互交流が活発化させたいと。そこにこの学会の非常に基本的な意義を見出したいと個人的には思っているわけでございます。

そういうのが私の簡単な問題提起であります

が、それについて、ここにいらっしゃるパネリストの皆さんは、それぞれ各界一流の方でございますが、それぞれに法学と経済学の境界の領域を先駆的にやってきた先生方でございますので、まず最初にこれらの先生方、それぞれに簡単にご自身の法と経済学に対する関わり方と、特に法学的な考え方と、経済学的な考え方の違いとか、そういうものに対して、自分がどういふふうに出してきたのかといったことをまずお1人ずつ簡単にお話し頂ければと思います。それでは初めに神田先生の方からすこしそういうコメントを頂ければと思います。

神田 神田と申します。今日はお招き頂きまして大変光栄に存じます。

何からお話ししたらいいのかよくわからないのですが、時間も限られていると思いますので、私自身の話をするのもあまりどうかと思いますが……。法と経済学にどこで出会って、どういうことを感じてきたかということをごく簡単にお話ししてみたいと思います。

私自身の出会いは、法学部の学生だった時に、先ほどの浜田宏一先生の本を読んだりしたというのが、おそらく出会いなんだと思います。その後初めて日本から留学経験と言うんでしょうか、終えましたが今からちょうど20年前の1982年でして、バージニア大学というところに行っていたんですが、そこで法と経済学の手法に出会ったということでございます。私、商法をやっておりますので、ちょうどその1982年という年に、敵対的買収というものに対して、非常に有名なシカゴ大学のフランク・イースターブルックという人と、ダニエル・フィッセルという人の論文がロー・ジャーナルというのに出まして、それが82年なんですが、ちょうどその82年に私はバージニア大学に行きまして……。80年代のアメリカは、敵対的買収の大ブームでありまして、それに対するいわゆる法と経済学の研究というのが、これまた全盛の時代でして、そういったあたりで触れたということが大きいと思います。その後、89年、91年、93年と、それぞれ3ヶ月ずつですけれども、

シカゴ大学に行く機会がありまして、まあシカゴ大学のロー・アンド・エコノミクスに触れたということがあります。91年にはアメリカで、この会のようにアメリカン・ロー・アンド・エコノミクス・アソシエーションという学会があるのですが、91年に創立されまして、その創立大会が91年の3月だったと思うんですが、春ですけれども、シカゴ大学ではなかったんですが、イリノイ大学というシカゴから南に車で2時間ぐらい行った、シャンペンアバナーというところで行われました。たまたま運良く当時アメリカにいたものですから、その創立大会に行くことができまして、アメリカ人の友人と論文の発表をする機会も与えられまして、大変に勉強になりましたけれども……。その創立大会の、今日の浜田先生と森嶋先生のように記念講演というのがありまして、まあ当時4人の元祖と言われていた、年功序列で、ロナルド・コース、ウィドウ・カラプレーゼ、ヘンリー・マニー、リチャード・ポウズナー、この4人の元祖が講演をされたんですが、時間の関係があって今日はそんなにお話しができないのが残念ですが……。4人ともまったく違うことを言ったんですね。私の印象は、「これは大変だ、どうなるんだろう」と思ったのですが、まあ法と経済学というのは、アメリカでも何でもありで、その時創立大会に集まった人は、ちょうど法学者と経済学者が半々で約300名だったと思いますが……。まあそういうようなことも経て、今日に至っています。日本ではその後、東京大学の経済学部の方で、三輪芳朗先生とか、今日ご挨拶された柳川先生等々と一緒に、「会社法の経済学」という関係の研究をし、それを本にまとめることにも参加させて頂きまして、そういったことで今日に至っています。法学と経済学の違いをお話ししている時間がなくなってしまいましたが、非常に違うと言えば違うんですけども、違わないと言えば違わないので……。今私はあまり違和感がないのですが、まあ最初感じたことというのは、やはり非常に違うということを感じました。しかし同じ社会現象が学問の研究対象ですので、その違いというのは用

語とかアプローチとかそういうものの違いであって、同じ社会現象を対象にしているという意味では同じなわけですね。それだけをちょっと申し上げてこの辺でやめたいと思います。

常木 どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、次に八田先生の方からよろしくお願い致します。

八田 八田でございます。私が法と経済学的考え方に触れたのは、1971年だったと思います。それまで普通の経済学をやっている……。経済学で当時シカゴ大学の位置というのはほとんど感じられませんが、規制緩和とかそういうようなこともあまり強調されていなかったんですね。71年に初めて私就職して、それはオハイオ州立大学というところだったんですが……。そのオハイオ州立大学は、たまたま当時どこにも……。どこにもと言うと極端なんですけど、シカゴ大学というのは非常にスティグリアとかフリードマンとかいて特殊だから、Ph.D.をとってくるところがなかったんですね。今から考えると不思議ですけども……。それでたまたまオハイオ州立大学と、それからUCLAだけは、シカゴ大学のああいう自由主義的な研究者をとるというんで、もうオハイオステートには掃いて捨てる程、シカゴ大学のPh.D.がいたんです。そしてそれらが全員、とにかく規制の経済学みたいなことをやっていて、中にはスティグリアとフリードマンの写真を額に入れて飾って、神棚に置いているというような感じだったんですね。でその強力な文化の中で、私はいかに、例えばトラック産業が参入規制をして、本当に不当な参入規制をして、効率がいかに犯されているかと……。それから航空業界がいかにひどいものであるかという、アメリカの社会が規制に満ちあふれているということをつたき込まれたわけですね。結局86年以降日本に帰ってきて、政策問題に関わることになった時、非常に大きな影響を受けたと思うんですが……。それ以来、税金のこととか、年金のこととか、それから建築行政、都市行政、そのようなことについて関係してまして、様々な問題で法律家の方と議論することが

ありました。

私が思いますには、二つ大きな違いがあると思うのは、一つは、これは大きな違いかどうか知らないのですが……。法律の元来の目的に沿っているかということの検証が、昔式の法律ですと、法律の論理・整合性の中に閉じ込めて、全部検証してしまおうとして、そこでの色々な間接効果まで全部測定しようという試みがあまりなかったという面はあったと思います。先ほどの森島先生のお話を伺っていると、もう完全にそういうことをやらなければいけないとおっしゃっていると思うのですが……。そういうことにはお金もかかるし、色々な研究機関にもやらせる必要もあるし、経済学者にも研究資金を出していっぱいやらせなければいけない。ある意味では法律学者と経済学者の役割分担で、そういうところをやってくれよということが必要で、一種の共同作業が必要だと思うんです。それが今まであまりなくて、「そういうものはまあいいや」というところがあったと思うんです。例えばアメリカでトランス・アプライシングなんかについては、実際に今移転価格の問題なんかで、実際にこれが許容範囲の価格づけであるかどうかなんていうことに関しては、統計的な買い取り面積が周到に出されて、それが裁判で証拠になるというようなことがあります……。そういった種類の役割分担が、これから増える必要があるんじゃないかと思います。

もう一つ、もうちょっと本質的かなと思うのは、経済学者の言う効率という概念ですね。ある意味で得する人と損する人がいた時に、得する人の得の方が損よりも大きければ、必ずしも損をする人を保障しなくてもやった方がいいという場合がありますと……。そういうことのと考えると……。その裏には、その代わりどんどん貧乏になっていくというような人がいたら、所得再分配をきちんとやるべきだと……。そういう社会だからこそ、ある程度効率を重んじた政策がとれるんだという、そういう一種の考え方があると思うんです。これは私は一種のイデオロギーだと思うんです。それを選択するというのは学問の中からは出てこない

んで……。もしそういう考え方を選択するとすると、ゲインの方がロスよりも大きいかどうかということをお知らせしましょうというのが、経済学だと思っただけですね。それに対して法律の場合は、政策のたんびに失う人になるべく迷惑がかからないようにしようと。色々そうやっていっぱい制度を作り上げてしまうために、効率が非常に脅かされてしまうという、なかなかうまくいかない仕組みになってしまう。そういうような側面が多かったように思います。以上です。

常木 どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、次に久保利先生の方からお願いします。

久保利 弁護士の久保利でございます。私は法律学者でもなく、経済学者でもなく、一介の弁護士であります。しかも三十数年間企業法務というものを中心にやってきた、まあ法律分野で言えば倒産法であり、独禁法であり、証取法であり、商法・著作権法・金融法と……。まあこういう法律をやっていく中で、学問的な位置づけはよくわかりませんが、法と経済学、あるいは法律と経済というものがいかに密接に関係しているかということは、当たり前のお話であってですね……。先ほど浜田先生が公害事件を例にとって、裁判官がまさに法と経済学をやっているという評価がありましたが、それをセットでやらない実務家というのは生きていけないのだろうと考えているわけです。奇しくも先ほど敵対的買収の話がされた1982年というのは、ある意味で言うと私の仕事の転機でありまして、いわゆる総会屋対策というのを始めた頃に該当するわけです。この総会屋問題というものを一つ考えてみても、これはまさに法と経済学の典型事例でありまして……。それまで総会屋というのは、刑事罰の対象になっていなかった。しかし彼らがやっていたことは何かと言うと企業恐喝なんですね。その企業恐喝を取り上げて、その一部、総会にからむものは刑事罰をもって対応するということになる。しかも刑事罰が30万円以下の罰金、あるいは6ヶ月以下の懲役という非常に軽い刑罰であると。これを見て総

会屋はどうだったか。あるいはその中の最も質の悪い、要するに暴力団系の総会屋はどう思ったかと言うと、これは「徳政令」であると……。すなわち、恐喝をすれば5年、7年くらい込むのに半年で済むんだと、「こんないい犯罪があるんだろうか」というふうに考えたわけです。私は法と経済学を最も学んでいるのは暴力団であり、総会屋だと思いますが……。(笑)そういう点から言うと、法律学者や経済学者よりずっと先に、彼らはそこを見抜いたわけですね。従って総会屋という職業に、暴力団がどんどん入ってくる。そのきっかけになったのが1981年の改正、82年施行の商法改正だと思います。それがやがて、どんどんどんどん暴力団がはびこってくるものですから、これではならじというので、平成9年の段階で12月に法律を変えまして、「もっと厳罰でいくべきだ」ということで、基本的には3年の刑あるいは要求罪・威迫等があれば5年と、ほとんど恐喝と同じような刑事罰になった瞬間に、彼らは辞めていくということでありまして……。まさに法と経済学の有効性を現実の歴史の中で、事実の中で証明されたと思うわけです。そういう意味で、実はこの学会の元になったと思いますが、神田先生や経済学の先生方が始めた研究会に「会社法コンファレンス」というのがありましてそれに出ました。「何を当たり前のことをワーワー議論しているのかな」と……。当たり前なんだけれど、そんなことはとくに弁護士はわかっているし、総会屋もわかっているし、検察官も法務省もみんなわかっている話なんだけども、どうしてなのかなと思ったことがいっぱいありました。そういうのが法と経済学であるというのであれば、これはなければいけないし、あって当たり前だと思っておりましたら、今日できたということで大変おめでたい話だと考えているわけです。

そういう意味で、犯罪をとにかく常習的にやる連中というのは、常にペナルティがどこまで来て、そのペナルティを犯すことによってナンボの利益が取れるかということを考えるわけですね。小池隆一というのは、要するに6ヶ月の懲役、これ

の併合罪加重で9ヶ月、その罰則の中で百数十億円が稼げるということで、現実に第一勧銀事件、四大証券事件であったわけですが……。彼にとって9ヶ月というのはどういう意味かと言うと、1年のうちの9ヶ月刑務所に入れば、あとの3ヶ月は娑婆にいられると……。すなわち4、5、6と総会シーズンさえ外にいれば、あとは毎年毎年たくさん金が取れると、こういう仕掛けになっているわけです。そういうところを、やはり法と経済学という学問できっちりと抑え込んで、立法を変えていかないと、犯罪というのは抑え込めないではないかと……。そういうことをしっかり研究するというのが、我々としても非常に意味があって……。これは今、たまたま一つの事例として総会を取り上げましたが、独禁法違反にしても、証取法・インサイダー違反にしても、多分同じ問題があるんだろうと、そういう点からすると、ぜひこの学会が非常に隆盛を極めて、ロースクールでもしっかり教えるようになって、そこで一層日本における法と経済、両方がきちんとやれるようになったらいいなあと思いつつ、今日は出てまいりました。全くの素人でございまして、的はずれかもしれませんが、私の法と経済学の話とさせていただきます。どうもありがとうございます。

常木 どうも、本当にありがとうございます。大変興味深く、また心強いお話を頂きました。続きまして、八代先生の方から同じ質問でお願い致します。

八代 今の久保利さんのお話を聞いていると、どっちが素人でどっちが玄人がよくわからなくなるとは思いますが……。学者というのは、だいたい世の常識になってから初めてそれを分析するというのでありますから、遅ればせながらこの学会ができたのは極めていいことだと思います。

私自身の関わり方については、先ほどご挨拶頂きました鈴木先生が、「近代経済学の方には社会政策がないんじゃないか」と、「だから私が作る」とおっしゃいましたが、これに対してぜひ意義を申し上げたいと思います。と言うのは、私は社会



政策を専攻したわけでありまして、米国の大学でソーシャル・ポリシーというのでドクターを頂いておりますから、決して存在していないということはないと思います。

どういことをやったかと申しますと、差別の経済学というのをやりました。これはノーベル賞を取りましたゲーリー・ベッカーが、彼もドクター論文でそれを最初にやったわけですけれども……。それは、人は何故差別をするのか、ということの分析なんですね。これも現場の人から見れば「何を悠長なことを言っているんだ、現に差別されている人がいるんだから、それを禁止すればいいじゃないか」ということになると思うんですが……。経済学的にまわりくどく申しますと、何故人は差別をするのかと、これは差別から効用を得るんだということもあるわけですが……。人を差別して楽しんでいるというようなことですね。しかし、問題は人を差別すると、差別された人は当然ですが、する方にもコストがかかるんですね。つまり「黒人には家を売らない」「黒人には物を売らない」と言ったら、それは自分のお客を失っているわけです。「女性は雇わない」と言ったら、能のない男を雇わなければいけないわけで……。これは企業から見たら損失なんですね。ですからそういう損失を犯してまでも、何故人は差別をするのかというのがこの経済学の課題でありまして……。もし市場が均衡していれば、市場競争が十分であれば、そういう非合理的なことをする経営者は、市場から淘汰されるはずである。現に一部日本でも、外資系の企業というのは有能な女性をどんどん雇って、無能な男性を雇っている日本の企業を淘汰しておりますが、これはなかなかまた時間がかかるし、現にそれは十分進んでいない。それは何故かと申しますと、やはり情報の非対称性があるって、人がどれだけ能力を持っているかということは事前にわからない。だから差別せざるを得ないんだと……。つまり有名大学を出ていれば能力があるだろうと。男性であれば、女性よりも定着性が高いであろうと、個人の属性がわからないが故に、集団の属性をそれに代用するわけで

すね。これを「統計的差別の議論」と言うんですが……。まあこういうことをベースにやったわけでありまして。

何故そんなことをするかと言うと、結局差別を止めさせるためには、どこをどう抑えたら最も効果的か……。単にしてはいけないという禁止規定だけ作れば、企業はいくらでもそれを迂回するわけですね。迂回することによって、ちょうど脱税のために無駄な社会資源が使われるように、無駄な労働市場の混乱が起こってしまう。そうではなくて、情報の非対称性が差別の原因であれば、むしろ企業に対して、個人の情報を集める方向に規制を集中すると。それによって最も効果的な規制ができるのではないかと。例えばこういうことをやったわけでありまして。

法と経済の違いというのを色々な方が言われましたが、私は一言で言えば、法律というのは部分均衡的アプローチではないか。部分均衡というのは、他の条件が変わらない、つまり法律を作っても、それによって人々の行動は変わらないというふうに考えるわけですが、現実には人々は、新しい法律ができれば必ずその法律の下で合理的な行動をやるわけですね。先ほど総会屋の例もございましたが、常に制度の変化を意識して最低行動をとっている。ですから法律を作る時には、この法律を作ったら人々がどんな行動変化をするだろうか、それを読んだ上で、さらに行動変化を閉じ込めるために、考えていかなければいけない。これは経済学では、「一般均衡的アプローチ」と言いますが……。そういうような人々の行動を常に予測する、モデルを作る。これが経済学の役割だと思いますが、モデルさえあればいいわけではなくて、先ほど森嶋先生もおっしゃったように、実際にそれを立法化するためには、様々な細かい技術がいるわけで……。そういう意味では私は、経済学はどちらかと言うと理学に近いんじゃないか。理論を作る。それで実際に家を作ったり道路を作るのが法学の役割ではないかと……。理学と工学みたいな役割分担というのも一つの解釈かなと思うんですが……。まあ理学ほど経済学の

議論が精緻かどうかは責任を持ちませんので、あまりこのたとえに固執はいたしませんので、もっと良いたとえがあれば教えて頂きたいと思いません。ありがとうございました。

常木 どうもありがとうございました。それでは最後になりまして恐縮でございますが、同じ質問で次に深山先生お願い致します。

深山 法務省の深山でございます。私はここにも書いてありますように民事法制管理官というポストに就いておりますが、つい1週間ほど前に辞令を頂きまして、今は大臣官房審議官という仕事をしております。前任の審議官が急死をするという不幸な出来事があったためにそういうことになったわけで、ちょっと肩書きが違っていると、それだけのことです。

私自身はもともと裁判官をしております、14、5年民事を中心とした一般の裁判官としての生活を送っております。今から7年ほど前に法務省の民事局に来まして、それ以降は民事局の参事官室というところで、民事基本法の立法作業に従事しております。現在の官房審議官というポストは、具体的な立法課題を持っているわけではありませんが、つい先頃まで、私が7年ほどやってきたのが、主として民事の手続き法、とりわけ倒産法の改正作業の責任者としてやっておりました。これからが法と経済学との関わりですが、実はあまり関わりはないので、ここにそもそも登壇する資格があるかどうか、はなはだ疑問なんですけど...。私自身は、法と経済学について、他の先生方のような知見があるわけではございません。ただ立法していく時には、当然のことながらその分野における基本的な文献、あるいは最新の議論、立法論等々は、できる限り参照致します。私が主としてこれまで担当してきた倒産法の分野でも、そういう努力はもちろん、時間の許す限りしてきたわけですけども.....。最近では倒産法だけではなく、法と経済学の観点からの論文や論考が増えてまいりました。特にアメリカでは倒産法の改正作業、あるいはその後の見直しの過程で、倒産法のあり方自体について法と経済学の観点

から、多数の議論がされているというようなことを知ることになりましたし、簡単に私たちでも読める日本語の文献も、ここ最近ことですけれども非常に増えてまいりました。先進国では倒産法の見直し作業というのは、どこでもここ20年間ぐらいいにやっておりますが、もともと日本の倒産法制のモデルになったドイツ法・ドイツ破産法ですが.....。ドイツでも1994年に全面的な倒産法の改正作業がされました。その際にも、先ほどドイツの話もちょっと出ましたが、同時の日本ではあまり考えられなかったことですが、当時のドイツの司法省の立法担当者は、アメリカの法と経済学の議論に非常に大きな影響を受けたというふうに言われております。では私自身が立案作業をしてきた日本の倒産法改正作業。これは民事再生法であるとか、会社更生法の改正などをしてきたわけですが.....。どこまでそういう議論が反映されているかと言うと、甚だ心許ないというのが正直なところです。ただ私も色々な倒産法の関係の文献を読む中で、法と経済学のアプローチというのが、立法過程においては一つの有益な視点であるということ間違いはないと.....。最初のうちは実は非常に違和感があったんですけども、多数量が触れているとだんだん人間は慣れてきて、その議論のしかたにも頭が慣れてくるということがございまして、最近では個人的にはそう思うようになっております。しかも、今後は立法においてますますその影響力が増大するであろうと。法と経済学の視点からの議論だけで立法のあり方が決定されるという類のものでは、私はないと思いたすが、しかしまた、後に議論になるかもしれないが、非常に有益な視点なりアプローチを提供するという事は、今後ますます増えてくるだろうと思えます。そんなわけでこういう学会が今日できるということで、私自身も興味を感じて、参加をさせていただいたという次第でございます。

常木 どうもありがとうございます。

今それぞれの先生方から、自らの法と経済学との関わりについて簡単におはなし頂きまして...。まあいずれも、これで終わってしまうにはも

ったくないような、本当に興味深い視点がそれぞれ提起されていたと思いますが……。あまり議論が発散してしまっても困りますので、少し議論の方向付けを与えて、また先生方のご意見をお伺いできればと思います。

最初にお伺いしたいトピックとしましては、先ほど少し久保利先生の方からコメントがありましたが、何と云うのか、トラディショナルな法解釈学の学問的な努力というものは、これまでずっと続いてきたわけでありまして。そうすると、法と経済学というものは、それを上塗りしているだけではないかと。一種の厚化粧をしているだけで、実態は昔とちっとも変わっていないと……。それに限界何とかとか、ものによっては不完備何とかとか、そういう色々な、ちょっと要するに衣装を施して、また同じことを出しているだけではないかという見方というんですかね、考え方というのももちろんあると思います。もちろんそういう場合であっても、今まで法律の内的な視点から出てきた議論というものが、経済学とか、いわゆる社会工学的な論証を通じて、同じ結論が出てくるということはもちろんそれは非常に重要な意味があるわけですが……。それでもやはり、法と経済学というものが、みんなのあいだで「あ、面白い」とか、いい意味でプロボーカティブであるためには、今までの法解釈学ではなかなか出てこない、あっと驚くというのでもないですが、「なるほど、そういう考えもあるのか」と思わせるようなところがあるというのは、すごく大事なんじゃないかなという印象が私にはあります。そういう観点から、そういった法解釈学と法と経済学の関連とか、そういう視点から少しお伺いできればと思います。そういう点でまず神田先生の方からご意見頂ければと思います。

神田 最初でまだ何を申し上げればいいのか分からないのですが、二点ほど申し上げたいと思います。一点は、今常木さんがおっしゃったように、そして先ほど浜田先生もおっしゃいましたし、今何人かの方もおっしゃいましたけれども……。多くの場合、例えば判決が出ると。それがあ

で解釈していると。その解釈の帰結とかそれを呼ぶとすれば、それは法と経済学である場合が多いと、私は認識しています。それをちょっと言葉を変えてお化粧を付けたという常木先生の表現ですが、それは非常にある意味では重要なことで、それはまあ経済学の言葉なのかもしれませんが、どうい

うロジックでそういう結論が正当化されるのかということ、経済学的にきちんと説明できるというのは、私はそれはそれで非常に重要なことだと思います。と言いますのは、法学関係者の方はお存じのように、またそして古い歴史がある「法解釈とは何ぞや」という話には立ち入れませんが……。まあ卑近な例で、よく法学部で「利益考慮」というのが、私の学生の時に全盛でした。AとBが訴訟をしている時に、ある法の解釈を巡って、Aが勝つべきかBが勝つべきかと言うと、これは利益を考慮してと言うのは、関係者の利益というのも広いですが……。しかしそれは非常に全盛だったんですけれども、ではどうやって利益をどうやって考慮したらいいのか、対立する場合にどっちをより上位において結論を出したらいいのかというのは、誰にもわからないんですね。わかる人にだけわかったら、私の先生はおっしゃっていましたが……。商法の色がわからない者に商法の解釈はできないと言われてまして、まあ法学というのは深淵なものだと思ったんですが……。同じ結論でも経済学の方が、少なくとも私にはわかりやすい。どういうロジックで何故そういう結論が出るのか。それが何故正当化されるのかということがあ

ると思います。それが第一点ですね。

もう一点、しかし法解釈をする際に、当然のことですけれども、人により、これも浜田先生からご紹介がありましたように、判決が出れば当然それに批判的な見解もあるわけ

をすべきだという見解もあるわけです。分野によって違うと思いますが……。一つは私自身が試みた例を……。先ほどから法のインセンティブ効果と言うんでしょうかね、経済主体にどういうインセンティブを与えるかという点が重要だというご指摘が何度か出ていますので、ちょっとご披露したいんですが……。細かい株式会社法の話で大変恐縮なんですけど、株式会社が増資と言うか、新株発行と教科書では言っているんですが、そうしまして登記をした。しかし実はそのお金が払い込まれていなかったという時に、今の商法は取締役が無過失の穴を埋める責任を負わせています。例えば、300万円増資したという登記があるのに、実は300万円というお金が会社に払い込まれていなかった時には、取締役が3人いるとしますと、その3人が連帯して300万円を無過失で会社に払わなければいけないという既定があります。この既定の解釈問題として、例えば取締役がABCと3人いた時に、誰が株主になるのかという問題があります。その300万円が例えば1株だったという場合が一番典型的なんですけど、伝統的な通説は、これは3人が1/3ずつ共有と言っていますが、株主になり、そして300万円の支払い義務をそのまま負うというふうに解釈されています。私が若干ロー・アンド・エコノミクスをやった時に、その影響を受けたかどうか、自分ではあまり意識はないんですが、そういうルールよりも、先にお金を払い込んだ人が株主になる方がいいのではないかということ、ある判例評釈で書いたことがあります。つまり例えばAという取締役が、1人で300万円全部払えばその人が株主になる。あるいはBが100万円払えばその人が1/3の株主になる。そういうルールの方が良くて、常に通説のように……。通説というのは法学者しか使わないかもしれませんが……。それまで言われていた見解のようになると、1/3ずつ株主になるという考え方よりも、その方がいいのではないかという解釈を述べました。その理屈は伝統的な考え方ですと、誰も払い込みのインセンティブがない。もし先に払い込んだ人は、それで株主になれると言うと、その方

がまだその責任を履行させるインセンティブを与えるのではないかという、そういうアプローチをしたことがあります。そうしましたら、先輩の先生方を含めて、圧倒的に無視されて……。「そんなのはインセンティブの一番間違った使い方だ」と言われて、当時随分怒られて元気をなくしたということ、今思い出しました。以上です。

常木 どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが今度は経済学者の視点から八田先生に……。同じ問題について少し議論して頂ければと思います。

八田 法解釈学と法経済学の帰結が異なる場合とはということなんですけど……。これは先ほど浜田先生がおっしゃった、法と経済学自体二つの流れがあると。第一の方は経済学的な普通の考え方に沿って立法を考えていくような考え方で、二番目は従来の法律の考え方を、経済学的にきちんと整理しようという考え方……。コースの外国経済の論文なんかを見ますと、本当に多数の判決をたぐっていくと、きちんと整理整頓できて、非常に首尾一貫した形で今までコモンローであるにもかかわらず行われていたんだというようなことが書いてある。そういう側面は確かにあると思うんですが……。ちょっと私、第一番目の方で私の経験に基づいてお話ししようと思うのですが……。

借地借家法の改正が数年前に行われまして、定期借家というのが導入されましたが、その前に色々な議論があった。その時にある意味で経済学者の大部分、経済学者は多くのことについて意見が違いますが、この借地借家法が戦後の家族向けの借家の供給を極端に下げた原因であるということについて、おそらく経済学者の非常に多くの人のあいだで、意見の一致があったと思うんですね。戦前は8割の人が借家に住んでいて、大阪なんかは9割の世帯だそうであったと。戦後はそれがガクンと減って、3割以下になって、それもほとんど学生とか、それから若い夫婦ということになってしまって、家族向けが供給されなくなった。それに関して、それが正当事由という借

地借家法の条項があるからなのですが、もともと正当事由の条項が導入されたのは、弱者保護とは何の関係もなく、地代家賃統制令というのがありましたから……。その地代家賃統制令というのは、昭和14年にできたのですが、諸外国で地代家賃統制令を作る時には、必ずセットとして追い出し禁止、すなわち正当事由条項が必ず入っていたんですが……。日本ではどういう理由だかわからないのですが抜けていたんですね。全く不備な法律だったので、それで結局「家賃が上げられないなら出ていってもらいましょう」と……。 「次に入ってくる人からたくさんの保証金を取りましょう」と、そういう人が出てきたから……。今までそんなふうに追い出しするなんてことはほとんどなかったのに、それを急に追い出しすることが始まったと……。 それに対して、絆創膏を貼るように作ったのが正当事由条項ですから、これはもともとならば地代家賃統制令の中に入れておけばいいものを、別な法律に入れてしまった。戦後地代家賃統制令がなくなっちゃったときに、言ってみればこの正当事由条項は2階に上げられて、階段をはずされたような形になってしまったわけですね。そこで裁判所が乗り出してきて、全く別な意義づけをして、言ってみれば弱者保護という観点から、「家賃はあまり上げてはいけませんよ」と。賃料抑制主義と言うんですけども、市場家賃に匹敵するぐらいのスピードでは上げては、それはダメだと。特にバブルみたいな時にはダメだと。常識的な範囲で上げなさいというようなことにして、そしてこの正当事由条項をずっと維持してきた。その理由付けというのは、これは非常に難しいのですが、大部分指示している人は弱者保護、法律家はなかなかもともとの出だしがそうではないから、そうは認めないんだけども……。例えば継続契約の行為でしたっけ……。要するに契約というのは継続されていくのは当然とみんな受け止められるので、借り手の方が不利なんだからという、そういうような色々な理屈を持ち出してくると……。ところがこれは間接的な効果として、先ほどのように借家を大量に減らし

てしまったということがございます。それからもう一つは、もし弱者保護が目的ならば、これは本当に弱者で、これから家を借りたい人に対して非常に不利に効いたと。借家の大きなパーセンテージというのは、だいたい30代とか20代の人ですから、そのよく言う写真に出てくるような60代の人というのは、借家を借りている人のほんのごく少ない、2、3%以下でして、だいたい30%ぐらいが30代の人で、それから20代の人の方がまたそれぐらいということで非常に多いんですが、その人達は本当に小さな借家しか借りられない。自分で家を持つ前に普通の家を借りることはできないというわけですから、その弱者というのは非常に迷惑を被っているわけです。これについて、そういうふうに経済学者が主張したところ、やはり法律学者の方々と、それからこれを守ろうという人達が、「とにかく経済学者の言っていることは違う」というので大激論になった。要するにそこは間接効果に関する分析の問題なんですよ。そこをやはり法律学者が、あまり分析の方法を勉強していないんだけど、そのそう判断してしまうということがあった。だからこういうことは、先ほど言った繰り返しになるんですが、やはり専門的なそういう間接効果に関する判断をどこかに委ねたり、それからどこかと共同してやって、そしてそれを素直に受け取って、その前提の元に色々な法律を作っていくという作業が必要なのではないかというのが、非常に痛切に感じました。以上です。

常木 どうもありがとうございます。以上のお話しも後半の方でもう少しやっていきたいと思いますが……。 もう一つの、これも関連する観点であります、具体的な学問的な意味での法解釈学ということ以外に、いわゆるリーガルプラクティスという、もちろん相互に関連があるわけですが、法実務の側面で法と経済学が必要になるという場合が多々あるということは、先ほど実務畑にいらっしゃる久保利先生や深山先生の方からお話しがあったと思いますので、その点について先ほどのことも含めて敷衍して頂くという

ことで……。まず初めに久保利先生の方からお願いできますでしょうか。

久保利 今まさに神田先生、八田先生がおっしゃった法解釈学の帰結と、法と経済学の帰結が異なるケースというのは、ある意味で言うと法実務そのものとしても非常に意味を持つ次元の部分だと思えますね。やはり法律解釈、あるいは法律の現場で訴訟なり、あるいは法律相談なり、預かっていく場面というのは色々な局面があるわけですが、まさにいかに自己正当化というのがこの法実務の中でもっとも必要なわけです……。いかに自分の依頼者が言っていることが、合理性があって社会的に正当であるかということを経済裁判所に訴えかけるとというのが我々の役目である。いわば我々はそういう意味で言うと、説得業であり闘争業だと言っているわけですが……。闘いつつそのことを裁判官に理解させ説得させる。その時にまさに神田先生がおっしゃったように、「法解釈学の通説はこうなっています」とか、あるいは「法律の条文はこう読みます」というのは、これはある意味で言うと水掛け論になっていく可能性が非常に高いわけです。もちろん「通説はこうです」「判例はこうです」と言って、ズバリ同じケースであれば、それは最高裁判例のある方が強いのは当たり前なんですけれども、それと少し違う事実関係だというふうになった時に、「いや、このケースはあの最高裁判例とはこう違います」と。「だからこのケースでは、こちらが言っていることが正しいんです」ということを論証し、説得しなければいけない。その時に実は、我々は今まであまりいい武器を持っていなかったということが言えると思います。しかし今八田先生がおっしゃったように、まさに昭和14年にできた地代家賃統制令がこういうことであって、その結果として社会的にはこういう影響をもたらして、本件ではこういうケースであるというふうなことが、もし法と経済学を使って論証ができるのであれば、それは大変法律の実務家にとって強い武器になるということとは言えると思います。それは、あらゆる局面において、多分そういう視点

というのを今まで日本の多くの法曹は持っていなかったのではないかと。あるいは持っていたけれどもそれをどうやって証明をしたらいいか、どうやって立証したらいいか、証拠との関係で弱いところがあったのではないだろうか。そういう点で考えてみると、私は新しい切り口を今後法曹に、法と経済学というものが寄与できる、非常に大きな分野、未開の分野があるのではないかと……。例えば現実に我々が使っているのは、独禁法の事件なんかになりますと、当然のこととして競争制限の話になった時に、何が競争であって、いかなる競争制限がなされるかということについての論証は、かなりこれは経済学的な、データも含めた論証をしていくわけですが……。そういうストレートな経済事件でないものについても、そのような切り口というのが必要になってくるんだろうと思えます。そういう意味では、日本ではいつまでたっても独禁法違反、談合事件というものが無くならないわけですが、これをなくすためにどうしていったらいいかというのも、実は法実務家としては日本企業のコンプライアンスを考える上で非常に大切なわけです。

一つは独禁法の刑事罰を重くして、3億円だ5億円だという罰金を牢罰規定で会社にも科すということをやろうということになるのですが。では法人に5億円の罰金を科した時に、「これは大変なことだ」と言って、社長が「そういうことはしないようにしよう」とすぐに動くだろうか。基本的には会社に来る罰金は、株主が負担するわけでありまして、社長としてはそういう罰金を受ければ、今後勲章がもらえないというダメージはあるわけですが、ストレートに自分の財布が傷むわけではない。ところがそこに代表訴訟というものをからませることによって、代表訴訟の被告に社長、あるいは副社長というのを訴えていく。例えば日立製作所の下水道事業団事件というのは、会社が払った罰金を会長・社長・副社長に、株主オンブズマン等が請求するという形で、最初は和解でしたけれども、最後に1億円を払うという形になる。こういうケースが出てくると、「な

るほど会社の罰金というのは、俺の財布にも影響があるんだ」という、これを法と経済学というのかどうか知りませんが、少なくとも行動パターンの中に、自分の損得ということが入ってくる。そうなってくると、「やめましょう」ということになって、談合はよそうという方向に行く。そういうふうに考えていくと、やはり人間というのは、何らかの痛みと言いますか、制裁というのを自分の立場で受けないと、本当に動きはしないものだという法実務家の感覚から言いますと、そういう意味で様々な切り口で、この法と経済学というのは活用できるし、このことの知識あるいは切り口というのを、そういう法曹が増えていくだけで、多分今の裁判制度なり、法律制度というものがさらに効率化していく一つのきっかけになるのではないかと、こんなふうに私は思うんです。以上です。

常木 どうも本当に興味深いお話しで、ありがとうございました。では次に同じ質問でございませうが、深山先生の方からもコメント頂ければ幸いです。

深山 法実務と法と経済学との関係と言いますと、私が知っているのは、先ほどの経歴から明らかかなように、裁判実務、裁判官としての仕事、それから今やっている立法の関係の仕事、どちらも法実務だと思います。

まずこれはだいぶ話が違ふと思うんですが、裁判官が判決をして紛争を解決すると。和解等々もありますが……。しばしば法律の解釈を巡って、どういう決断をするかということを考えます。その時に、一般的には私自身もそうでしたが、ある意味では当然のことですが、個別の紛争の具体的な妥当な解決はどうかということ、一番実質的な価値判断としては大きなものとして考えます。もちろん条文の文意にぴったりと当たっているものは、それは立法者の政策的判断そのもののわけですから、その通り判決しますし、最高裁判例で確定しているという分野についても、それにぴたっと当たるケースについては、ほぼそれに準じたような判断をしますが……。裁判なるもの

は、しばしばそうではない、色々な考え、解釈が分かれているというところが問われる。裁判官としてはどれかの解釈を、当該の事案に選択して適用しなければいけないということになります。その際に何を基準に考えるのかということですが、これは裁判官だった私が言うのもおかしいのですが明確ではありません。俗っぽく言えば、リーガルマインドで解釈を選択するということかもしれませんが……。これもなかなか曰く言い難くて、何らかそういう実態、リーガルマインドというものがあるだろうという気が私もするんですが……。まあ実質は様々なことを双方勘案するぐらいのことしか言いようがないんだと思います。その時にこういう解釈を採るということの一つの法曹像、ルールを作るわけですがけれども、その個別事案を超えて、当該制度について、そういう解釈、そういうルールを想像した時に、一体どういう効果があるのか。個別事案ではどっちが勝ったり負けたりというのはもちろんとしてですね、生ずるのかということ、今まであまり裁判官というのは考えてこなかったんじゃないかと思えます。1個1個の解決の妥当性ということで、リーガルマインド・健全な法常識で、最終的には解釈的な決断をしていくということ、まあ集積としてどうなっているのかという問題はあるにしろ、個別の事案でそのモヤモヤとした健全な法常識、あるいはリーガルマインドみたいなものを、より分析的に考えるということはなかったような気がします。最もこれは事案によりけりですが、先ほど公害事件の話が出ていましたが、ああいう集団訴訟や、あるいは誰が考えても政策的な大きな意味を持つというような訴訟、あるいは最高裁判所で新しい判例を打ち出すというような時には、私どもが下級審でやっていたのとは少し違う解釈態度をとっているだろうと思います。ですからそういう時には、まさにストレートな形で、おそらくは議論がなされるのであろうと思いますが、個別の小さな事件と言ってはおかしいですが、ごく普通の事件については、そのモヤモヤしたところについて、切り口があまりなかった。その時

の一つの有益な切り口が法と経済学的なものの考え方、あるいは分析だろうと思います。

ちなみに最高裁などでは、少し違うことを考えるのではないかと言ったのは、これは私学生時代に聞いた話ですけれども、有名な利息制限法の過払い利息の返還請求を認めたという判例が随分昔に出ました。これは利息制限法違反の高利を取っていた場合に、それをそのまま払っていると、そうすると利息制限法を超えた部分については、それを元本に充当するというのをまず最高裁は認めました。それで元本がどんどん減っていくと、ある時期から過払いになってくる。それを今度は不当利息だということで返還請求まで認めるのかということになって、それは認めるという最高裁の判例が出たわけですが……。その時にこれは当時の大学の先生から聞いた話ですが、実質的に一番議論になったのは、この判断をした時に、金融の閉塞を生じないかと。高利貸しから金を借りざるを得ない。他に金融を受ける手段を持たない国民にとって、その金融の閉塞を生じた社会的にはかえってマイナスになるのではないかと……。個別事案ではもちろん元本充当を認めれば、その人は大いに結構に決まっているわけですがけれども、そういうことが伝え聞くところによると、最高裁の大法廷判決の時には一番の議論になったという話を聞きました。

そういうことをやはり最高裁は一種の立法に近いことをしますので、おそらくお考えになるんだろうと思いますし、先ほど出たような大規模な集団訴訟で、誰が考えても経済社会に大きなインパクトを与えるような訴訟になりますと、これは当事者の主張を立証化するのも、そういうところにどうしても……。つまり経済的にどういうインパクトを持つか。経済社会にこういう判断・結論をとったら、こういうことになってしまうということを有利に考える方が主張していく。それに動かされて、裁判所もそういう検討をした上で、判決をしていく。こういうことにはなると思いますので、徐々にそういう考え方というのは、色々なところで取り入れられているのでしょ

う……。今後はより個別的な、例えば先ほど言った正当事由をどう解釈するかとか、これはごくごく小さな、よくある借家の明け渡し訴訟などで問題になることですが……。そういう場合でもどういう解釈態度をとるかという時の一つのアプローチのしかたとして、比較的検証可能な論理として、こういう法と経済学の観点からの主張なり立証というのが、久保利先生が言われたことと同じですが、されていくのではないかと……。そういう意味では、大いに今後は関係が深まるのではないかと思います。

立法において、法と経済学が果たす役割というのは、これは解釈以上に大きいと思います。それはまた後で取り上げられるかもしれませんが、とりあえずはまず裁判実務の方だけで勘弁させてもらいます。

常木 どうもありがとうございます。

今深山先生の方から、立法の問題ということを少し提起されておりますので、少しそちらの方にも議論の視点を移動させてみようかなと思っているわけです。

先ほど鈴木祿彌先生のご挨拶で、「もはや経済学には社会政策はないんだ」というお話しがありまして、八代先生の方から、「それはけしからん」というご反論もあったわけですが……。 (笑) まあ経済学が本当に経済政策をできるかどうかと言うと、常識的に考えればやはりできるんだろうと私も思っているのですが……。鈴木先生がおっしゃられた大河内先生とか、私から見ると伝説の人のような昔の人なので、どういう意図でそういうふうに使われたのか把握できないところはありますが、もちろん今の経済学でも、経済政策にそれほど経済学は役に立たないと言う人もいるのかもしれませんが、ただ、一般に言えば、やはり役に立つと言う人の方が圧倒的に多いんじゃないかと思います。そうやって経済政策を、ただ社会に対して有効に進めていく上で、やはり法律上の色々な枠組みとか、様々な制約、それは悪いものばかりではなくて、必要な制約というものも当然あるわけでありまして、そういうものと



の関わりというものを無視して、要するに具体的な法体系上における執行ということと独立に、ただ簡単なり難しいなり、色々な数式を使って、「こういう結論が出てきたよ」と、「だからこれはやりなさい」と言ってもなかなかうまくいかない。そういう問題がどうしても出てまいります。そういう点につきまして、この際これまで特に規制緩和等との関連で、非常に積極的な発言をしてきていらっしゃる八代先生の方から、まず経済学において政策とは何ぞやと、それは可能であるかというようなことと、あとそれがいわゆる立法との関連で、どういうふうに方向性を整理していくべきものなのかといったことをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

八代 その前に、決して鈴木先生にそんな失礼なことを言った覚えはないので……。ぜひ誤解を解きたいということだけでございます。

それから今ご質問と言うか、頂いた点というのは、非常に大きなポイントでありますけれども、「経済政策とは何か」という時に、私が習ったのは、やはり市場の失敗というものがあるわけですね。これは経済学者というのは、よく自由放任主義者だと誤解されるのですが、決してそんなことはないわけで……。どんな経済学の入門書にも、必ず市場の失敗というのは書いてあります。公害等の外部不経済はその典型ですし、それから景気循環というものもこれはある意味では市場の失敗であるわけです。広い意味のですね。ですからそういうことがあった時には、当然政府の介入が必要であって、外部効果を内部化したり、あるいは情報の非対称性を補うような規制をしたり、あるいは減税とか公共投資で景気を安定化させるということは経済政策でやります。ただ今の当面の問題点というのは、ちょうど市場が失敗するように、政府も失敗するわけなんですね。つまり政府も万能ではない。よく「市場は万能ではない」ということを言われるんですが、政府も万能ではない。どちらも万能ではないわけで、どちらの失敗がより大きいかで、セカンドベストで考えなければいけないというのが現状ではないかと思えます。

例えば景気循環を流すんだとって公共投資をすると。しかしいったん始めた公共投資をなかなか止めることはできない。また政治的な圧力によって、必要のない公共投資がどんどん増えていく。かえって政府が逆に言えば経済を混乱に陥れたと。そうであれば、事前の策として何が必要かというのも、今の経済政策の大きな課題だろうと思われれます。

それから立法との関係で言えば、先ほど八田さんの方から借地借家法というテーマが出ましたが、それと極めて似ているのが、今議論になっております解雇法の制定というところですね。どういう時に経営者は労働者を解雇していいかということで、これは実は労働基準法には明確に書いてありまして、30日前に予告をすれば解雇していいと。つまり1ヶ月分の賃金を保障すればいつでも自由に解雇できるというのが今の法律が言っていることであります。ただこれはあまりにもひどいではないかということから、仮にそういうことをしたら、解雇権の濫用だという濫用法理というのができてきて、これがまた逆に極めて厳しくしている。つまり経営者の判断を縛っているわけですね。つまり、本当に解雇の必要性が経営上あるのかどうか。あったとしても正規社員を解雇することを回避するために、あらゆる努力をしたかどうか。それから当然ねらい打ちの解雇はいけない。組合と協議しなさいという4要件であるわけなんですけど……。このうちあとの二つは手続きですから、ねらい打ちしてはいけません。組合運動をしたから解雇するなんていうのは当然許されない。また組合と事前に協議しなさい。これは当たり前なんですけど、本当にその企業が労働者を解雇する必要があったかどうかを、裁判官がどうやって判断できるのか。別に裁判官だけではなくて、経済学者だって判断できないわけでありまして……。そういう判断できないことを無理矢理強制することが、かえってマイナスをもたらすんじゃないかと……。つまりよく言われることですが、解雇無効の判決を勝ち取った時には企業はつぶれていて、どっちみち失業したというようなこと

すらあるわけでありませぬ。それからもっと大きな問題というのは、その与える外部不経済効果であるわけだして、例えばパートの人をまず解雇しなければいけないとか、新規雇用を抑制すると。今ある人の雇用を守るために、例えば新しく雇用を増やせない、あるいはいったん雇ってしまえば、雇用保障があるわけですから、極めて企業は慎重にならざるを得ない。そういう意味で、必要以上に雇用機会が減ってします。若年者がしわ寄せを受けると。こういう問題をどうするかというのは、まさに借地借家法と同じようなものであります。ですからそのような形で、やはりある法律のコストベネフィットということを考えなくてはいけないのは、経済政策でもあり、立法過程でもあろうかと思いますが……。その時に私がこういう議論を色々な方としている時に気が付いたことは、経済学の論理と法律の論理がそれほど極端に違っているわけではないと思います。違っているのは前提なんですよ。つまり経済学者は、基本的に人々は合理的に行動すると思っている。法学者はそう思っていない。裁判なんていうのは、だいたい非合理的な人が起こす場合が多いわけで、会社法は別ですけども、民法とか刑法なんかは、変な人が起こすわけですから、裁判所はだいたいそういう人を想定しているわけで……。みんなが合理的行動をするという経済学者の前提がいかにも非現実的に思える。しかしこちらから思うと、一部の非合理的な行動をする人を前提に法律を作られたらかなわないわけで、これは普通の善良な人がみんな迷惑を受けるわけですね。ですから、そういう何を前提に考えるかというのが、実は立法過程における法律と経済学の一番大きな違いじゃないか。これはどこかで妥協せざるを得ないんじゃないかと思われませぬ。ですから極端なひどいケースについて、厳罰で臨むと同時に、普通の合理的な行動をする人には、できるだけ迷惑をかけないような法律を作る。それは一種の事前規制から事後規制へという、いわゆる規制改革の一つの基本的考え方にも等しいと思いますが……。そういう形をできるだけ取るような形で経済政策

も作っていく。解雇法をどう作るかというのは、立法論だけではなくて、一つの今の雇用対策でもあるわけだして、これは一つの経済政策ではないかと思ひませぬ。そういうような形で、もっと現実の制度に経済学者も注目した上で、その制度の効果を横並びに見る。借地借家法、それからこういう解雇法、あるいは他にもあると思ひませぬが、倒産法なんかもある意味で一種の解雇に近いような面もあるんじゃないかと思ひませぬが……。やはりそういう横並びで違う法律を見ていけるとというのが、一つの法と経済学の大きなポイントではないかと思ひませぬ。

常木 どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、やはりこれまで経済政策に関して非常に積極的な発言をしていらっしやいました八田先生の方からもご意見を伺えればと思ひませぬ。

八田 先ほどの鈴木祿彌先生の社会政策ですけども、社会政策は近代経済学の非常に大きなトピックで、研究も非常に盛んに進められていると思ひませぬので、隅谷先生どこでどうお考えになったのかちょっとわかりませぬが、日本がアメリカなんか比べて多少遅れているという面はあると思ひませぬ。例えば生活保護を受け取った人が、その働いた分だけ生活保護を減らされると。要するに税率100%なんですよ。限界税率が100%なんです。だから日本では生活保護をいったんもらってしまうと、働くインセンティブが与えられてなくて、そこにじーっとしていた方がいい。アメリカでは連邦政府の制度も、州の制度も、そこに何とか働く意欲を与えようとして、100%減らさない仕組みを色々考えている。そしてそれに關する様々な経済分析が盛んに行われています。それは一つの例です。八代さんのおっしゃったことに加えての……。それで、この分配のことが立法過程では重要だと思ひませぬが……。先ほど申し上げたことにも關係するんですけど、一つの政策で何もかにも達成しようとするとうまくいかない。政策手段のいくつかに、それぞれ目的を割り当てて、ある政策手段は分配について、必ずしも望ま

しくない効果があるかもしれないけれども、分配の強制は別の政策手段ですよ。例えば先ほどの生活保護の改善みたいな政策手段を再分配には使うと。しかし、他の効率化を達成するための目的は、そういう再分配のことを考慮しないでやると。そういう役割分担をすることが立法過程において非常にすっきりした議論ができるようになるんじゃないかと思うんです。例えば、電力の自由化なんかで、非常に混んでいるところでは、電力の料金を高くしろと。あるいは需要地にあまり発電所がないところでは、電力の料金を高くしましょうと……。そういう提案があるわけですがけれども、それに対する反論は、「それはユニバーサルサービスの概念に反する」と。だから全国一律の価格にすべきだと……。どんな田舎でもこういう基本的なサービスというのは、等しく受けられるようにしなければいけない。当然本当の田舎だったら、送電線が延々といかなければならないわけですから、コストに合わせれば高くなるのでしょうが、そういうところも等しくしなければいけないという議論がある。しかし、そんなことを言っていたら、東京は食糧も高いし、住宅費も高いから、そういう生活にもっとも基本的な物価が高いんだから、地方から東京の人は援助してもらわなければいけないということになってしまう。要するに「全く社会主義で行け」ということになるわけですね。要するに適材適所で、ある田舎の電力が高いところはあるかもしれないけれども、そこは食糧が安い。東京は食糧が高いかもしれないけれども、他の物は安いという……。そういうおそらく役割分担が必要で、そこで人々は好きなのところに移動すればいいと、そういうふう考えた上で、所得の再分配を……。本当に貧乏な人にはきちんとした再分配をしましょうという、別な仕組みが必要だろうと思うんです。そういう考え方というのは、結局法律、要するに得した人と損した人の損得を勘定するという話だと思えます。これが一番端的に出てくるのは、こういうことだと思いますね。

私は学生によく言うんですが、ここにサンマさ

んという人がいて、船を持っていてサンマをとっている。こっちにバナナさんという人がいて、バナナの木を持っていてバナナをとっている。両方が交換してバナナとサンマを食べている。そこにリンゴさんという人が現れて、リンゴが実はできるということがわかった。ただバナナさんは別にリンゴを食べたくないし、リンゴさんはバナナを食べたくない。サンマさんは両方食べたい。そういうときにどうするかと言うと、リンゴさんも市場に入れてあげようじゃないかと参加させると、サンマさんは絶対にハッピーになるんですね。今までバナナだけしか食べられなかったのに、リンゴも食べられるようになる。リンゴさんはもちろん嬉しい。サンマも食べられるようになるし……。ところがバナナさんはどうなるんだろうと。今までサンマさんを独占していたのに、今度はリンゴさんと競争しなければいけないわけですから、今までほどはいい比率でもってバナナを交換してもらえないわけです。だから2人得して、1人損したわけです。この時にどうしたらいいかという立法問題が、先ほどの久保利さんのおっしゃった水掛け論になり得るんですね。経済学はその時に、「いや、得した人の得を全部足し合わせると、損した人の損よりも大きいんだよ」ということが言えるんですね。さて、それが言えるというのが経済学なんですけど、それを実際に使うかどうかというところの判断で、非常に大きな問題がある。もしこれが途上国で、3人しか本当にいないという時には、明らかに得した人が得して、損した人が損するわけですが、これをやるべきかどうかというのは大問題で……。こんなのは決めようがないということが大いに起きると思うし、ひょっとしたら、損するバナナさんの生活状態を見て判断しなければいけないということがある。ところがこういう改革・自由化がしょっちゅう起きると。どんなに損するかもしれないし、得するかもしれない、そういうことがいつも起きると。貿易の自由化もあるし、資本の自由化もあるし、金利の自由化もある。そういう社会にいるのなら、ひょっとしたらひどい目に会うかもしれない。何も

しないでじーっとしているのと、いつも積極的に効率化施策をやっていく社会と、長い目で比べてどっちがいいかという話なんですね。それを社会によってどちらかを選択すべきなので、「じゃあ効率化政策をやっていこうよ」と、そして「再分配をどうしても必要になれば別の手段をとろうよ」ということを、いっぺん基準として判断・採用してしまうと、立法過程は非常にすっきりしたものになるだろうと思うんです。

実はそういう考え方の基礎のところでの選択をどうするかということに、この法と経済学が貢献するのではないかなというふうに思っています。

常木 どうもありがとうございます。それでは経済学者の方2人にまずお伺いしましたので、同じ質問ですが法学者の立場から神田先生にも一言コメント頂ければと思います。

神田 立法学と言いますか立法ですね。現実の立法について法と経済学がどのような意味を持つかと言われますと、私はやや違和感があって...。議論自体は非常に役に立つと言うか、法と経済学の議論というのは、色々な意味で有益だと思うんですが、立法として何を選択するかと言うのは、最後は投票と言うか、民主主義の下でのある種のルールで決めることですので、日本国民全体が経済学者であればともかく、あるいは国会議員全員が経済学者であればともかく、これは八田先生が最後におっしゃったことなんですが、最後は価値観の選択になるわけです。それは私のこれまでの経験で言いますと、分野にもよると思うんですが、私が主として携わってきました金融とか商法とかという分野というのは、案外アメリカでは法と経済学というのは、立法する時にはあまり成功していません。まあ経済学的な議論というのは当然行われているんですが.....。そして日本でもどちらかと言うと成功しそうに思うんですが、案外そうでもないというのが実感としてあります。また、アメリカで私が法と経済学を習った時も、ちょっとこれも色々な流派がありますけれども、立法の議論をする時には、議論として有益ではあ

るけれども、最後決めるのはボートだと.....。だからその時の価値観というのは、今八田先生が詳しくご説明されたような2人得して1人損するという時には、1人損する人を守れという人の声の方が多ければ、そちらが勝ってそういう立法がなされるんだということを嫌と言うほど教え込まれたことがあります。「だからあなたは実証的な研究をしろ」と.....。これはシカゴ学派的な影響を受けすぎているのかもしれませんが、そういうふうに教えられました。

まあこれは全然専門の話とも違うんですが、どうも日本語で、経済学の分野ではいいと思うんですが、資源配分上の効率性と言うんでしょうか、ロケイティブ・エフィシエンシーという、効率性という言葉が非常に日本語では悪いですね。エフィシエンシーという言葉は、おそらく中立とかいい意味だと思いますが.....。経済学の関係者を除くと、効率性というのは「何だ効率か.....」というのが、日本語としては非常にマイナスの表現でして、あまり一般受けしない言葉なので、何か別の言葉を考えた方がいいと思うんですが...。あるいは最適とか、オプティマルという、これも非常に日本語として良なくて、何か色のない、物事を個性を無視して、ただ数字化して足し合わせたようなイメージを受けるような日本語になっているというので、私は効率性という言葉を使うたびに、使う人が立法過程では不利になっていると思います。

それよりも、やはり立法過程では弱者保護とか.....。これも先ほどからご説明ありました間接効果をあれしない弱者保護論というのが非常に強いですね。ですから例えば最近の不良債権問題というのが金融の分野ではありますけれども、銀行の不良債権を処理するために、銀行は厳格な査定をして、簡単に言うと「危ないところには貸すな」と、「きちんと貸し出しの審査をしろ」という議論をするわけですけれども、立法とか政策をとる時になると、「しかし、中小企業へは貸せ」と.....。「貸し渋るな」という方が勝つんですね。最後は.....。しかしその結果、間接効果として、先

ほど八田先生の言われた、日本の中小企業というのは公共工事と同じように、社会で一番競争力がなくなっていると思うんですけども、そういう保護策の結果です……。そういう間接効果は、別に全然考慮されませんので、投票になれば弱者保護の方が勝ちます。ですから、そういう意味では……。私はその弱者保護の方が勝つというのは間違っているところと言うつもりも全くありません。と言うのは、立法する時はそれは、それぞれの事項によって違うと思いますが、価値観で決まることですから、必ずしも資源配分の効率性と言うか、あまりうまく言えませんが、今までお話しが出ていたような価値観だけからポートするひとがマジョリティだとは思えないからです。そういう意味では悲観的と言うべきなのかもしれないんですが……。まあしかしちょっと話を変えて、表現を変えますと、先ほどから八田先生や八代先生がおっしゃっているように、やはり物事のロジックということと、それから何が真の争点なのかということのを明らかにした上で投票してもらうというか、意志決定してもらうという意味では、法と経済学の議論というのは随分役立ってきたし、これからも役立つように思います。以上です。

常木 どうもありがとうございます。今度はだんだん話が重厚になってまいりまして、非常になかなか難しい問題になっているという感じが致しますが……。

次にやはり、要するに今の神田先生のお話にもありましたように、価値観の問題であるとした時に、最終的にはデモクラシーの下では、これは国民の決断である、という問題が出てくると思えますが……。ただ具体的に立法過程を通ずる際に、直接に国民が色々な政策について1個1個関与しているということはあまりないわけで、言うまでもなく、立法実務の流れの中で、色々なことが決まってくると思うのでありますが……。少しそういう観点も含めて、そういう問題に日々接しているらっしゃる深山先生の方からご意見を伺えれば幸いです。

深山 立法過程を仕事にしているわけですが、当然のことながら立法過程で最も重要なことは、立法的な決定権限が誰にあるかと、法律であれば国会にあるわけで……。私たちがやっていることは、その原案を作るという仕事です。従って、国会で法律として成立して初めて意味があることですので、いかに理論的に優れた法律、あるいは立派な法制度であっても、法律として成立しないということではほとんど意味がない。そういう意味では、最も重要な判断が、国会における投票行動の結論であるというのはその通りです。ただ私自身が仕事にしている原案を作るという仕事ですが、これは「ある法律を改正しろ」と、「ある制度を見直せ」という声があるということがもちろん前提となって見直す、改正の作業が始まるわけですが、その声自体が右の方へ見直せという声と、左の方へ見直せという声と、そもそもそこでだいたいどう見直すべきなのか、何をどう変えるのかということ自体で、世の中の意見というのは多様です。従って、まず細かなことはともかくとして、この制度を廃止するなり、あるいは別の形の制度に変えるなり、そういう政策決定をしないと、立案、原案を作りようがないという問題があります。ですから、法務省では、ご存じの方も多いと思いますが、法制審議会という審議会で、専門家や各界の方を集めて、基本的などういう方向での見直しをするかという点について、それぞれのご意見をお聞きした上で、多くの方が「この方向でこの制度を見直せ」という方向で議論を始めようということになります。

しかし、こういうふうな事象に対して、こういう結論になるように見直すべきだということろまでが、仮にそういう形で決まったとしても、それを法的な手続きなり制度でどう実現するかというのは多様な選択肢があります。私たちも比較法的に、他の国では同じ問題にどういうシステムで対応しているのかということも調べますし、類似の利益状況の時に、他の法律ではどういうシステムでそれを解決しているのかというようなことも調べます。いわば法技術的に色々なシステム

で、今言った「ある事象にこういう結論になるようなシステム」というのは論理的にはたくさん考えられます。その中でどれかを選択すると……。そして実際に法律案として国会に提出していくということになります。その時に一番迷うのが、同じことをやりたいという、動機が同じでいくつもの制度……。ドイツに倣えばこういうやり方がある、アメリカに倣えばこういうやり方がある、あるいは他の法律のこのシステムになるとこういうやり方があると、いくつも併存した時にどうやってそれを選ぶかということです。これはまあ最終的には審議会の議論などでも、そういうことがしばしば議論になって……。私がやってきた倒産法の立法でも、例えば一つの制度、総論はみな賛成。各論で「これを実現するために四つぐらいの色々なやり方が基本的にありますが、どれにしましょうか」と言うと、意見は大きく分かれていくというようなことはしばしばあります。どれかを選ぶ時にいったいそれは何を基準に考えているのかと、はたと自分自身のことを含めて考えると、それぞれの人のやはり経験の何となく蓄積とか、あるいはそれぞれの人の置かれた立場……。経済界から来た方、労働団体から来た方、学者としてこういう分野をずっと研究された方……。これは失礼な言い方かもしれませんが、アメリカ法に非常に詳しい方は、ついアメリカのシステムがいいんじゃないかと……。ドイツ法に詳しい方は、ドイツのシステムがいいんじゃないかと言いがちなような気もしますし……。そういうそれぞれの人の法律にずっと接してきた経験の蓄積みたいなことと、もっと言えば最後は直感みたいなものもあるかもしれないと思います。それでこのシステムを選ぼうと……。

こういう基本的には、大きな意味で同じルールを作りたいという時に、どういうシステムが最もいいんだろうかということを検討する時の、一つのアプローチのしかたとして、この法と経済学というのは役立つのではないかと。ですからこれまでもいくつかの分野では、法と経済学の観点から「この制度はこう改めるべきだ」、あるいは「廃

止すべきだ」とか、色々な提言がされています。ただ、正直言ってそれはまだ非常に少ないので、具体的に私たちがこういう制度を作ろうと思った時に、すぐ使えるような知見がすでに存在しているということはほとんどない、まあめったにないと言った方がいいかもしれませんね、と思います。

あまり抽象的な話ばかりしてもあれなんで……。例えばどういう制度でそういうことを考えるかと言うと……。私が担当した民事再生法という法律がありますが、これには担保権消滅制度というのがあります。担保権というのは、ご存じの通り、法廷の事由以外で消滅しません。弁済をして担保権が消える、競売をして消える、あとは民法上滌除という制度がありますので、滌除で抵当権が消えるというようなことはありますが、むやみやたらに担保物件というのは消滅できない。担保物件が消滅するというのは民法の教科書を見ると、これとこれとこれしかないと書いてあります。それに一つ新たなものを付け加えようという話です。これは詳しい議論をしていると時間が足りませんので、そういうニーズがあるということについては、審議会の各界の方もおおかたそうだろうと……。一定の場合には企業再建をこの手続きで果たすために、担保を消してしまえる新たな担保消滅のシステムが必要だということは合意ができています。ではそのためにどういう仕組みが考えられるのかというようなことを、素案を提供するのが我々法務省の人間の仕事です。実は比較法的に言っても、この制度についてあまり比較法的にいい知見が得られなかった。他の先進国で、動揺のニーズに応えるようなぴたっとした制度があったわけではありません。ただ日本では常識的に考えても競売制度があります。競売は自己計略ができませんけれども、自己計略ができる競売みたいなものを考えれば、競売手続きを少し変えれば何とかなるんじゃないかと……。あるいは滌除という先ほど言った制度。これを少しモデファイすれば同じニーズに応えられるのではないかと……。それから倒産法制固有のものとして、会

社更生法に商事留置権に限った消滅制度というのがすでにあります。これをモデファイして抵当権等にも使えるようにしたらいいんじゃないかと……。まあ色々なシステムを考えました。それをまた議論をして、一つ新たな制度を作りましたが……。こういう時に、それぞれの制度をとった時に、どういうことが世の中で起こるのかということが、なかなか予測がつかないということがあります。そもそもこの制度自体についても、最初は異論もあつたぐらいですし、結局あるこういうシステムを作るということで、今もう実定法化していますが、できたものに対して世の中一般から濫用されるのではないかとということが非常に言われました。その濫用形態も人によって言うことが違うんですね。こういう形で濫用する人が必ずいるとか、こういう形で非常にしばしば使われて、本来の目的が達し得ないとか、あるいはこういう形で金融実務に大きな悪影響を与えるということを、金融実務家・弁護士さん・学者、あるいは政治家の先生も含めてですけれども、色々なことを言われました。それらについてどれが正当で、どれがそれなりに合理的な予測なのかというものの、判断がなかなかつかない。そこが実は立法する時に非常に悩ましいところで……。私はよく言っていたんですが、「実験してみたい」と……。どこかの一部の地域で、3年ぐらいこの制度を使ってみてみたいと思いました。倒産法では、しばしばこういう小さな一つの制度だけではなくて、大きく変えることもありますけれども、実験的にやってみてみたいと思うことがしばしばございました。現にアメリカなどでは、倒産法に限らず、民事の手続き上では、実験的な運用をいくつかの裁判所でやる、あるいは地域でやるということをやっていますし、現在特区の制度なども、ある意味それと似たような発想なのかもしれませんが……。なかなか日本では、システムを実験的にやって、「失敗してすみません」と言って、違うことをするというのを許してもらえないような雰囲気がありまして……。そういう時に、こういうシステムが新たに世の中に投入された時に、人々がどう行

動するんだらうかということ、あるいはどんな経済的な影響があるんだらうかということについての物差し、あるいは評価の議論というものが、我々の外に分厚くあれば非常に精度の高い立法ができるんじゃないかと思いましたが……。この法と経済学の学会ができ、議論が発展する中で、そういうような形で、精度の高いと言いますか、予測可能性通りの立法になるべく近づくという形で立法ができれば、これは非常に大きな成果になるんじゃないかと思っております。

常木 どうもありがとうございます。だいぶ時間が詰まってまいりましたが、もうあといくつか論点を提示したいと思うんでありますが……。

一つは、これも先ほどから少しずつ出ているお話しではございますが、いわゆる士業とか侍業というものがございまして、弁護士でありますとか、司法書士・税理士・弁理士・行政書士といった方々の法実務というものが存在するわけですが……。それが法と経済学の浸透によって、どういう効果を持つかということ……。先ほどから少しずつお話しに出ていると思いますが、少しまた久保利先生からそういう点についてご意見伺えればと思います。

久保利 これもどこかで試してもらわないとなかなか結論が出ないような話だと思っております……。少なくとも先行きどうなるかということを考えれば、まず弁護士について言うと、2010年からは3000人を超える弁護士がどんどん出てくる。おそらく2018年には5万人ないしは6万人という状態が出てくるんだらうと、そういう状態の中で、今2万人しかいない弁護士が、非常に激しい競争状態に陥るということは当然だらうと思っております。その中でやはりロースクールというものが非常に脚光を浴びるだらうし、おそらくこの法と経済学会も、これをにらんで立ち上げたというところは多分あり得るだらうと……。その場合に多くのロースクールでこの学問を、これは選択か必修かわかりませんが、教育することになるだらう。当然そこを出て巣立っていく弁護士達というのは、この手法と言うか、この学問をしっかりと学

んで出ていくということになる。そうなった時に、弁護士はそれで法実務家と言っても、単なる訴訟弁護士ではなくて、企業の中にも入っていくでしょうし、地方公共団体、あるいは国家公務員の中にも行くでしょうし、あるいはジャーナリスト……。今日も大勢お見えですけども……。今日お見えのジャーナリストで、弁護士の資格をお持ちの方は多分いらっしゃらないはずで……。しかし弁護士でありながらジャーナリストになっていく、当然司法記者なんていうのはみんな弁護士の資格があるというふうに多分なっていくのかなあと……。政治家も当然そうですし、政治家の政策秘書というのもそうだろうし……。様々な形で広がっていく。当然その人達の基礎的な能力として、法解釈学だけではなくて、法と経済学による分析力というものを身につけて出ていく。そうやってきた時に、例えば弁理士さんとか、税理士さん、行政書士さん……。司法書士さんは深山さんに後でおっしゃって頂くとして……。どうなるかと……。司法書士もある意味で言うと、すでに簡裁の代理権というものはお持ちになるわけですから、当然ある種の弁護士の業務は持っていくことになると思います。そうやってくると、やはり日本中かなりドラスチックに弁護士、あるいは隣接職種の人達の仕事のあり方というのも変わっていくのではないかと。一つは、今まで各士業と呼ばれるものが、ほとんどが代理申請業務だったということは言えると思います。その申請代理ということ、誰かを代理して申請をする。国会に対して何らかの申請をするという役割、これが大きく変わっていく……。つまり紛争処理という部分に動いていくのではないかと。紛争処理という形になっていけば、例えばそれは裁判所ではなくても、ADRであるとか、様々な紛争解決機関というものに、それぞれの資格で出席になるというようなことがある。場合によってはそのADRで裁く側に回るということもあるかもしれない。その時に、的確な判断をするという時に、細かい条文の解釈だけで決めるのか、もう少し広い視野を持った経済学的な知見も含めて判断をしていくのかと問わ

れた時に、多分ここで士業同士の競争関係が出てくると思います。そうすると、「どうもさんの士業でやっているADRには行かない方がいいよ」と、「あそこは非常に偏頗な、通達ばかり重んじて、まともな法律を中心にする解決をしてくれないよ」とか、あるいは「あそこはやたら法律のガチガチの論者ばかりで、背後にある経済的な事情というものをさっぱりわからんよ」というふうに言われる……。そうやってくるとやはりこれも問題だと……。そういう点で、私はどう変わるかと言われるとなかなか的確な回答ができませんが、ものすごく変わるだろうと……。変わったところで様々な競争が始まって、バトルロイヤルではありませんけれども、多分各士業乱れて、競争関係になっていくんだろうと……。その時にやはり必要な能力と言いますか、視点として経済学と法、この関係をどういうふうに見極めるかということが大切なのではないか。おそらく今日お見えの多くの士業の方々も、おそらくそういうことになるだろうということで、先見性をお持ちで今日お見えになって、こういう話を聞いて、各士業にお戻りになってぜひ多く会員になるようにとお薦めになるのだと思いますし、私もそれを期待して発言しているわけですが……。そういう非常に大競争時代、これが各士業にとって始まる、その幕開けが2004年のロースクールの開校ということではないかと……。

私が属しております第二東京弁護士会は、埼玉県の大宮で佐藤栄という学校法人と提携を致しました。2004年開校を目指して、今一生懸命がんばっていますが、今日その顧問の宮澤先生もお見えですが、少なくとも我々は、法社会学及び法と経済学、これについてはぜひ先端科目というのか、展開科目というのかわかりませんが、あるいはむしろこれが法律の基礎科目と言うべきかもしれないかもしれませんが……。そういう科目として開催をしていきたい、開校していきたいと考えております。答えになったかどうかわかりませんが……。

常木 どうも本当にありがとうございます。それでは深山先生の方からも同じ質問ですが、少し



コメントを頂けますでしょうか。

深山 ほとんどの士業について久保利先生が言われたので……。司法書士は、確かに監督省庁が法務省だということで残ったのかもしれませんが。司法書士は今の司法制度改革の中で、弁護士の簡易版と言いますか、それに準ずるような形の簡易な事件についての訴訟代理権等々の権限の拡大が順次図られていく方向にありますので、弁護士の皆さんと同じような意味で、紛争に単なる代書屋ではなくて、代理人として法律の解釈を述べたり、立証を考えたりというような形で、軽微な事件ではあるでしょうけれども、同種のそれに準ずるような職務を行っていくという方向にだんだんなっていくと思います。先ほどの久保利先生の話ではないですが、その弁護士さん、あるいは司法書士の皆さんが、裁判所に対して法的な紛争について一定の解釈を主張し、その適用を求めて司法活動をしていくという時に、この法と経済学の視点と言いますか、そういうものが今後はますます強くなる、あるいは影響力を持つようになるだろうという意味で、その業務とは無関係ではないと思います。

それからもう少し広く言えば、こういう士業、特に弁護士さんの数の大幅な増大ということで、今まで法律に非常に特化した分野にだけ、その分野だけのピンポイントの専門家として弁護士を活用するという社会から、アメリカほどになるかどうかはともかくとして、法曹が社会の様々な場面に浸透する割合が極めて短期間に大きく増大すると……。そうしますと、これまで私自身もそうですが、法曹・法律家というのは、経済学を知らなくて当たり前で、それで胸を張っているようなところもありましたけれども、そういう形で生き残れてこられたのは、本当に狭い範囲の、しかし深い知識だけでしか取り扱わないと……。しかもそれしか数がないという時代の産物で、数が大幅に増加して、社会で果たす役割が増えれば、そういう経済学とは無縁の法律学、あるいはもっと言えば法律の解釈だけで飯を食べていくというのは、一般的な意味でだんだん困難になると…

…。そういう意味でも、この時期にこういう学会ができて、少しずつ法と経済学の知見が法律家全体に広まっていくというのは、誠に時期を得たことじゃないかと思います。

常木 どうもありがとうございます。

それでは、また少し質問の中身を変えたいんですが……。今はどちらかと言うと、主に司法実務の方に話が来ましたが……。やはり先ほどから申し上げておりますように、他の方実務に関しても、やはり法と経済学というのは少し何か貢献できることがあるのではないかと……。もちろんそれは、官庁であるとか自治体の業務ですね。その他国会あるいは、その他の公的機関の業務というのが、今後何か影響を受けるのかどうか。そういう意味で今規制緩和とか、緩和と言うよりはむしろ改革と言った方が正確だと思いますが……。そういうものがかなり本格的に動き出しているという事情がございますので、そういうものとの関わりも含めまして、少し先生方のご意見をお伺いしたいと考えております。それでまた八代先生の方からお伺いできればと思います。

八代 今立法ということが言われておりますが、立法という時に、例えば環境法のように何もないところに新たな法律を作るという場合もありますが、ほとんどの場合は既存の法律を改正していく。改正する必要があるかないか、あるいは改正するとすればどうすればいいかという意味で、今不断に立法のニーズというのは強まっていると思います。

その時に規制改革ということになるのですが、これまでは規制改革と言うと、各省庁が自分の所管している法律を少しずつ変えていく。審議会に諮りながらと……。そういうのが一つの典型だったわけですが、過去10年ぐらい前から規制改革委員会とか、名前は違いますが、今総合規制改革会議ということで、かなりある意味ではうるさいおじさんと言いますか、おばさんと言うか、とにかく各省庁の政策に文句を付けて、「もっと法律を改正しろ」といううるさく言う組織が出ておまして……。私も過去5年ほどやっておりますけれ

ども、ここにも神田先生、八田先生、いずれもそれぞれの分野でやっておられますが、そういう組織ができておまして、これが結構各省を悩ませております。特に昨年、規制改革特区、構造改革特区というものができまして、これは福井先生が切り込み隊長みたいなことをやっておまして、各省から大いに嫌われておりますが……。これが先ほど深山さんがおっしゃった実験ということなんです。つまり、今の法律を変えようという時に、どう変えていいかわからない。それぞれ一理あるという時に、実験してみようというのはある意味ごく常識的な考え方なんです。これが猛烈な反発に会う。つまり一国二制度は許し難い、法の下に平等に反するとかですね。ある省庁の人が言ったことで私は非常に感心したのは、「法律というのは、その時点で最善のものである」と、「従って二つはあり得ない」というロジックで、なるほどと思ったのですが……。「しかし何が最善かわからない時にどうしたらいいんですか」というふうに逆に聞いてしまったのですが……。「そういうことはあり得ない」という一言で言われてしまったのですが……。現にあるわけですね。それからもう一つ、厚生労働省の人は、「特区は結構です」と、「どこかでやってください」と……。「ただ、身体生命に関わるものについては、そんなものはだめですよ」と……。要するに人の命を実験台にするのか、モルモットにするのかということと言われるわけですが、しかし、生命身体に関わるものだからこそ、最善のものを常に求めなければいけない。例えばよく言われる例ですが、救急車の中で一定の医行為をする。つまり、例えば呼吸困難に陥っている患者には管を入れるわけですがけれども、「そういうことをしたら患者が死んでしまうじゃないか」というのと、「何もしなかったら病院に着くまでに死んでしまうじゃないか」という、これはどちらも正論なわけですね。ですからどっちを、やった方がいいか、やらない方がいいかというのは、やはりやってみてどっちか統計的に患者の命が助かったかで勝負するより仕方ないのですが……。そういう不確

実なものに対してデータを集めて、ベストのものをやろうというのは、アメリカでは当たり前のように言われておりますが、日本では極めてこれまで否定されてきたことである。そういう「あるべき論」と「実態論」とのギャップを埋めるためにも、最適な規制というものをどのように作るのかと……。最適な規制がわからない時は実験でやってみよう……。そのようなことが徐々に今しかし浸透しているかと思えます。

その時に大事なのはやはり評価でありまして、先ほども森嶋先生がおっしゃったと思いますが……。特区を作ってみたと。しかしそれは1年以内に評価しなければいけないので、その評価の手法をどうするかということも、今突貫工事でやっているわけですね。例えば我々も株式会社の参入問題というのがありまして、病院とか学校とか農業に株式会社を導入すべきかどうかといことで……。これは経済学者に聞けば、「そんなのは当たり前でしょう」と、参入規制は全て悪なんであって、要するに参入はできるだけ自由化する。あとは事後規制で、情報公開とかセーフティネットをやればいいのかというのがほぼコンセンサスなんです……。しかし、では具体的に株式会社を参入させたら、どれだけ具体的な効果があるかと言われると、まあちょっとかなり難しい面があるわけで、どうそれを計るのかという手法というのは、今開発中なわけですね。

一つ言われるのは、例えば資本金を合理的に使えるというようなことなんです。つまり福祉とか教育の分野というのは、学校法人とか社会福祉法人とか、非営利の法人ががんばってまして、この非営利の法人を作るためには、まず多大の資本を寄付しなければいけないんです。それで初めて非営利事業として認められて、それに対して政府が援助をするというロジックになっている。それは結構なんです。そのためには膨大な資本を凍結しなければいけない。事業に失敗したら返ってこないわけですね。ある意味で経済学的に言えば、これは非常に資本コストの高いやり方であると……。株式会社であれば、最小の資本で、し

かも出資者は流動性のある程度確保したままで投資できるから、もっと簡単に学校や福祉施設ができるんだというようなことを言うわけですが……。それに対して規制官庁の方は、簡単にできるなら簡単に撤退するだろうということを言うわけです。夜逃げされてはたまらないということ言うわけですね。ですから、社会福祉法人とか学校法人が、多大な資産を凍結させる、寄付させるというのは一種の担保であると。それによって、その事業にとにかく、儲からなくてもとにかく人々のためにやれということ強制できるんだというロジックであって……。これはまあある意味では、せつかく我々が少ない資本で学校を建てられるということを一生懸命実証しても、「だからだめなんだ」と言われたらこれはどうしようもないわけでありまして……。やはりそういうのを法と経済の観点からもっと議論して頂いてやらなければいけないのではないかと。すぐに撤退すると言われても、だからすぐ入ってこられるわけで、体質規制は参入規制につながるというのは経済学のロジックである。だからここの企業が撤退しても他の企業が埋めればいいんじゃないかというのが我々のロジックなんです……。そうは言っても、ある学校にいる学生、社会福祉施設にいる老人は、そう簡単には代われないんだから、やはり一つたりともつぶれてはいけないという別のロジックがある。まあこういうロジックとロジックの対立というものを、いかにしてうまく調整するかというのが今の規制改革でのおもしろ論議であります。ぜひそういうことで、多くの方に参加して頂いて、味方を増やしたいと思います。敵も増えるかもしれませんが……。

常木 どうもありがとうございます。それでは、先ほどの議論とも少し関連すると思いますので、また神田先生の方からもコメント頂ければと思います。

神田 私も八代先生や八田先生と一緒に総合規制改革会議というのをやっています。今八代先生からご紹介ありましたようなこっけいな、何と一般から見たらこっけいな議論を役所との

あいだでやっているんですが……。私は八代先生のお話で尽きていると思うんですが、ちょっと違った面から規制改革の経験ということで申し上げたいと思うんですが……。

規制改革というのは、法と経済学とか何とかいう次元の問題ではなくて、闘いなんですね。私に言わせれば……。ですから学者がやるべきことではないと思うんですが。では何故やるのかというのは時間がないと思うんですが……。何故闘いかという、規制を変えていくのは、言うまでもないことですが、すでに存在している規制によって作られた世界があり、それを一般に既得権益と言っているんですが、その既得権益、まあこれは官と民とで区別しなければいけません……。少なくとも民の世界に立つ場合には、その既得権益を持つ民、これは団体であったり、一部の業界であったり色々ありますが、当然損得で行動しますから、法と経済学であれなんであれ、理屈を聞く耳はないんですね。ですから例えば医療の分野に株式会社という形態を、これは強制ではありません、株式会社形態で経営してもよろしいという選択肢を導入しようということで、まあ公聴会と言うか、公開討論と呼んでいるんですが……。そういうことをしますと、関係諸団体が出てきて何と言うかという、まず反対の前に2文字が必ずつくんです。「絶対反対」から始まるんです。(笑) それで次に出てくる理屈は、「いやそんな株式会社形態を持ち込んだら、金儲けに走る。医者が患者の利益よりも金儲けを優先する」と。「従って絶対反対で、あってはならないことだ」と……。「ではアメリカはどうなっているんですか」と言うと、「アメリカの医者は金儲けをしている」と……。ですからこれは滑稽な議論なんです。要は損得ですから、何を言ったって聞く気がないわけですね。ですから私は闘いだと思っています。ただ、では何故そういうのに我々は参加しているかと言うと、実はそこが官と民との違うところでして……。民は損得で動くんですが、官は損得でも動きますが、理屈での議論というのが日本の伝統的な慣行になっているわけです。従っ

て、役所の方は、やはりこちらが理屈を言うと、まあ何と言うんでしょうか、それをいい意味で言えば理解して、それに理屈をもって応えてくれるということで……。実は私どもが議論をしている相手というのも、民ではありませんで、それぞれの省庁ということになるわけです。先ほどの特区の場合でも基本的にはそうなわけです。従って、これは官と官とのいわば争いと言うか、その議論をしているのが総合規制改革会議とかいう組織に限って言えばそういうことなんです……。そこでは従って、これは理屈の付く方が勝つということに建前はなっているわけです。そこで先ほどの「ああ言えばこう言う」という屁理屈がいっぱい出てきて、こっけいな議論をしているんですが、一般人から見るとですね……。そういう滑稽な議論を繰り返し私どもはしてきたということなんです。まあこれは言うまでもなく、滑稽な議論を積み重ねることによって、少しでも日本を良くしようというつもりでやってはいるわけで……。そういう意味で法と経済学というのは、あまり私は関係ないと思うんですけども……。まあ規制改革というものの議論を進めていく上では、ぜひ法と経済学の視点も含めて、今後も理屈の議論というのは、もっと日本では重視して行って欲しいと思っています。

常木 どうもありがとうございます。それでは同じ質問ですが、最後の締めという形で八田先生にご意見伺えればと思います。

八田 締めになるかどうかわかりませんが……。せっかく深山さんがいらっしゃるんで、法制審議会との関係について申し上げようと思うのですが……。先ほど効率という、言葉がちょっと悪いと言われたのですが、まあとりあえずこれを使うよりしょうがないのですが……。その効率という、得する人と損する人の両方を比べて、どっちが得するかというので、一つの基準をやったらどうかと……。それでそれを採用するのは、結局は価値観であるということをお願いしたのですが……。しかしまあ、日本のような国では、結局は、好むと好まざるとを問わず、そういう価値観

を実際は採用しているんですね。貿易の自由化もやっているし、資本の自由化もやっているし、それから道路の投資をしようと思ったら、やはり問題は色々な地方に再分配が行っていることなんで、そうじゃなくて、きちんと費用便益分析をやって、損得をきちんと勘定してやる方が望ましいという、まあ多くの意見の一致がおそらくあるのだと思うんですよ。それで、それを実際に審議会ですらどうやってやるかという時に、例えば去年総合規制改革会議と法務省とで色々議論があった問題で、例えば中古マンションの建て替えの要件をどうするかと。建て替え決議ができるのが、伝統的には、法律改正の前には、一応老朽化した場合には建て替えることができるということだったわけです。老朽化の定義が非常にあいまいだったために、もう非常に立て替えが難しかった。それで結局は4/5が賛成すれば建て替えてもいいことにしたらいいじゃないかというのが、総合規制改革会議の考えで……。それに対して法制審は最初のうち、30年経ったものについては4/5でいいと、30年未満のものについては基本的には全会一致だと。そういう案で来たわけですね。その30年というのが何故必要なのかと言うと、私はこれはどうもどこかの利害関係とか、民間の強い意志とかそういうんじゃないと思うんですね。やはり法律へのこだわりなんですよ。前に「老朽化したものに対して」という条件を付けたんだから、それを要するには、一応30年というようなものを代わりに入れてやらなければいけない。「では25年、20年でどうか」と言う、「もう30年で決めちゃったんだから、30年で行きたい」と……。その辺は一切の理屈がない世界なんですよ。これは要するにプロとしての法律家のこだわりなんです。それをどうやって法律家が正当化するかと言うと、びっくり仰天なんです。アンケートでやるわけです。色々な業界なんかアンケートを回して、「どういうご意見でしょうか」と……。で「これが多数です」と言うわけです。それが私は、先ほどの効率性のような判断と全く相容れないものだと思うんですね。これに似たようなこと

は借地借家法の改正の時にもありまして、借地借家法をどのように改正したらいいかというのを、色々な業界団体にアンケートを出す。それから大学にも出してきたんです。私は当時大阪大学の社会経済研究所におりましたが、法学部長に「あれ、どう答えましたか」と聞かれたので、「いや、あんなものは無視しましたよ」と。だって私の研究所で、それについてどう考えるかなんて千差万別ですし、そんな組織として意見を持つべきでないし、組織としてそんな意見があるわけがない。ただ法学部長は意見を出したというわけです。その人は何も知らない人なんですよね。本当にそういう意見を集約して何になるんだろうという気がしています。だから、そういう意見を集約すべきではなくて、むしろやはり元来の目的、そこに住んでいる人達にとって何がもっとも望ましいのかと……。要するに僕らの言葉で言えば効率ですよ。得する人と損する人の利益を比べると……。その観点を徹底させることで、随分色々なことが改善されるんじゃないかと思うし、もし予測が不可能ならば、それこそ複数の研究者なり研究機関に依頼して、そういうものをやらせて、しかもそれらの責任を非常に明確にして公表してやると……。そういうようなことが、これからの立法過程で必要になってくるんじゃないかと思えます。

常木 どうもありがとうございます。最後は非常に厳しいコメントもありましたが……。(笑)もう時間がすっかりなくなってしまいました。最後におしまいのご挨拶も兼ねまして、それぞれの先生方に、1分から2分ぐらいで法と経済学の今後に対する期待というようなことをコメントして頂けるとありがたいのですが……。最初に深山先生の方からお願いします。

深山 今非常に厳しいご意見がありまして、私自身が担当したわけではありませんが、経緯は存じておりますので……。ただ会場の方に誤解にならないように……。結局のところは4/5だけの立法が成立しております。法制審議会もそういう形の答申を最後はして、国会ですでに法律が成立しております。まあどういふふうな手順で立法する

のかと……。法制審議会のあり方や議事の進め方も含めてですが、これは別に固定的なものではありません。今日の厳しいご意見も含めて、外部的な色々なご意見が法制審議会にこれまでも多々寄せられておりますし、少しずつは……。まあ役所のやることですから、1日にして革命的に変わるということとはなかなかないのですが、法案の立案作業のあり方自体も見直すべきでしょうし、少しずつはやっているつもりですので、今後こうご期待というところです。

私自身が法と経済学に何を期待するかということですが、先ほどより色々お話ししたように、立法の過程で法と経済学のアプローチが、色々な途中での判断に有益な形で資するだろうという感じがしておりますので……。今の我が国の法と経済学で、個別的に取り上げられた法制度というのは、もう今日主要なものは全て出てきたような気がします。逆に言うとそれ以外にあまりたくさんあるわけではありません。様々な法領域について、様々な議論が蓄積しているアメリカとは、だいぶ大きく状況が違うように思います。立法の担当をしている側からすると、より多くの分野でより活発な議論がされていくということ。それから例えばですが、短期貸借制度という法と経済学の観点から随分ご批判を受けている制度なども、今回配する法案をこの国会で出す予定です。その結果どういふことになったかという検証作業などもぜひ行っていくことによって、より実りのある議論が多くの方で展開されることを期待しております。

常木 ありがとうございます。では八代先生お願いします。

八代 法と経済学というのは、お互いに法学と経済学がそれぞれ乗り入れることで、相手側から学ぶというのが最大の目的だと思いますが、私はそれだけではなくて、例えば経済学にとって、法と経済学をやることによって、経済学自身の発展にもプラスになる面があるんじゃないかと思っております。それは規制改革の議論で、やはり各省庁と議論しておりますと、一番の基本は、「個

人は合理的な行動をするかしないか」にかかるんで、ここは経済学では公理なんですね。するものと決めて作っているわけですから、それを疑われたらもう話にならないわけでした……。しかしそれは先ほど森嶋先生もおっしゃったと思いますが、そこが一番の基本で……。仮定すれば問題が解決するわけではないというのはおっしゃる通りです。ですから、これからやはり我々は、消費者がどの程度正しく判断できるか、つまり個々の判断で間違えることは当然あると思います。ただ間違え続けることはないと……。騙されることはあっても騙され続けることはないと……。あるいは、個人は騙されても、集団としてはやはり騙されることはないんじゃないか。これは石油ショックの例でも明らかですが、第一次石油ショックの時は、日本人はものすごい大混乱を起こして、トイレトペーパーを買い占めたりしたわけですね。しかし第二次オイルショックの時は、極めて合理的に行動したわけですから……。そういう学習効果というのは現にあるわけです。ですからある意味で我々は、経済学の公理としている合理的行動の中身を、もっとケースバイケースに深く追求するというようなことも一つの法と経済学をやることの効用ではないかと思えます。同じことが企業の行動にも言えると思えますし、それはまた会社法にも影響するんじゃないかと思っております。

常木 ありがとうございます。それでは久保利先生お願いします。

久保利 コーポラス・ガバナンスの議論も色々しますと、アメリカの場合には非常に実証的なコーポラス・ガバナンスが十分機能している会社がどれだけの利益が上がり、株価がどうなるかというふうな、様々な実証的研究がたくさんあるわけですね。ところが日本の場合、例えば今一番問題になっている委員会等設置会社になるかならないかというところについても、全部空中戦ばかりで、具体的にそれになるとどういう具体的なメリットがあって、どんなふうな経営形態で、結果どうなるんだらうかということについてのデータが何にもないわけです。その点で今日生ま

れたばかりの子どもに、生まれた途端に「這えば立て」と、「立てば歩め」というふうなことで、次から次へと重たいことを言って大変恐縮でございますが、ぜひ具体的な多くのガバナンスの実証的な問題に、ぜひ先生方が取り組んで頂いて、実証的なデータを持った研究発表というものを、次々と出して頂けないだろうか……。そうするとそれは、おそらく法解釈・立法論、全てを含めて、「このデータによれば」という議論ができて、実りのあるものになるんだらうというふうに考えておりますので、大変次から次へと過大な要求で恐縮でございますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

常木 どうもありがとうございます。それでは神田先生よろしくお願ひします。

神田 冒頭で申し上げました1991年にアメリカのロー・アンド・エコノミクス・アソシエーションというのができたのですが、その時の創立総会と、今日の記念講演以下をずっと伺っていて、非常に大きな違いが一つあるように思いました。それは今日の流れは、冒頭の浜田先生は例外なんです、その後の流れは、法と経済学というのは割と実践的な学問じゃないかと……。またそういう実践的な何かを期待するというような雰囲気があって、森嶋先生からも3年5年ぐらゐのあいだには、環境温暖化問題について何か「法と経済学会」から、学問的な何か回答が出るというのではないかというご指摘がありましたし、また深山さんからも、先ほどの例えば再生法の担保権消滅請求の制度というものについて、法と経済学の見地から何かできないかと……。そのように色々あったのですが、私はちょっとそれは期待過剰と言うか……。私も期待はしたいですけれども、まああまり過剰な期待は、アメリカの経験からもおそらく3年5年のあいだに答えは出ないと思ひますし……。ただ、過小な期待をするというのもそれは間違いですので、私がむしろ申し上げたいのは、実践的な学問であるという面も当然あると思うんですが、と同時に、理論的アカデミックな学問として、法と経済学というのが日本でももっと深

まって欲しいと思います。これについてはもちろん実証研究も含まれますけれど……。まあそういうことを言いますと、いつも久保利先生から、「だから学者は役に立たない」といつも言われ続けているんですが、まあ役に立たないからこそ学問であって。(笑) これはまた奇妙に言い合いになるんですが……。まあ私は、すぐには役に立たないと言っているんですけども……。特に、私のように商法とか民法、実定法と言っているんですが、こういう分野は昔から実践の学問だと言われていまして、ですから役に立たないことを言うと、法学者のあいだでも非常にバカにされてきたというのはあるのですが……。私はその中で、役に立たないことをするという、ちょっと表現は悪いんですが、すぐには役に立たない、でもそういうアカデミックな研究で……。アメリカのロー・アンド・エコノミクスというのは、それが私は本質だと思っていますので、まあ私としては、それをぜひこの学会に望みたい。もちろん実践的な面を否定するつもりは全くありませんし、それがひいては、すぐには役に立たないでしょうけれども、いずれ実践的にも役に立つという意味での基礎研究というのも、ぜひ重視して頂きたいというのが私の個人的な希望です。

常木 どうも本当に貴重なご意見ありがとうございます。最後に八田先生に、この法と経済学の将来ということについて簡単にコメント頂ければと思います。

八田 私はインター・デスピアンなりな学会としては、都市住宅学会という学会に参加させて頂いたのですが、これは経済学者と法律家とそれから建築学・都市計画の方がいっしょになった学会なんですけど……。そこで雑誌に出てくるアカデミックな論文からも非常に学ぶことは多かったんですが、とにかく他の分野の人が何を考えているかというのがわかると。それからこういうようなシンポジウムを、色々な表題についてやりまして……。特に初期においては、実に学ぶところが多

かった。何も本当に他の分野について知らないんだという感じを持ちました。そして、お互い様だったと思うんですが、知識について学ぶこともやはり非常に役に立ちました。他の分野について、このことについて、この方がこういう専門家だということがわかる。それから、実際にプラクティスしていらっしゃる方から問題意識を伺うということにも役に立ちました。それから、何よりもものの考え方について、色々違うということがわかるということも役に立ちました。それから、時には雑誌で「都市住宅学を学ぶための経済学入門」とかいう特集を書いたり、「都市住宅学を学ぶための法学入門」とか「建築学入門」とか……。要するに他の分野の人でも、ある程度別の分野の方法論や意執が早わかりできるようなことなんかがあって、それは大変に役に立ちました。この「法と経済学会」というのも、まさにそういうことが法律と経済学のあいだで期待できるんじゃないかと思って大いに期待しているところです。

常木 どうもありがとうございました。時間がオーバーしてしまいましたが、議論は本当に尽きないという感じで、非常に超越的な深いものから、現実の先端に至るまで、非常に多くの議論が提起されて、これだけで切ってしまうのはもったいないような感じがしますが……。これからこの学会が進んでいく上で、今日出てきた色々な問題を一つ一つ取り上げながら、またこういうコンファレンスやあるいは専門の論文等々で意見を深めていく形で、この学会をより良いものにしていきたいと考えております。どうもパネリストの皆様本当にお忙しいところありがとうございました。

司会 どうも長時間に渡りましてありがとうございました。本日「法と経済学会」、1時から設立総会、そして記念シンポジウム「法と経済学の課題と展望」、これに関します本会場でのプログラムは全て終了致します。長時間に渡りどうもありがとうございました。

## 学会ニュース

### 法と経済学会・設立総会

1. 日時：2003年2月15日（土）13:00～13:30

2. 場所：発明会館・地下1階ホール

3. 次第

(1)開 会

(2)挨拶

(3)議長選任

(4)審 議

第1号議案 法と経済学会の設立について

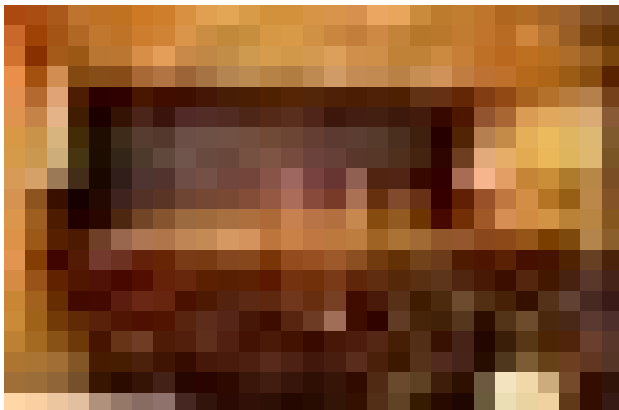
第2号議案 法と経済学会2002・2003年度事業計画

第3号議案 法と経済学会2002・2003年度収支予算書

(5)事務連絡

(6)来賓挨拶

(7)閉 会



第1～3号議案につき、議決した

#### 資料1

第1号議案 法と経済学会の設立について

別紙1を設立趣旨、別紙2を会則、別紙3を構成員として法と経済学会を設立する。

#### 別紙1

法と経済学会・設立趣意書

(82頁に別掲)

#### 別紙2

法と経済学会・会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、法と経済学会 (Japan Law and Economics Association) という。

(事務局)

第2条 本会は、事務所を東京都に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、法と経済学に関する研究及び研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関連学会との連携を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) 機関誌その他の図書の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学会との連絡提携
- (6) 法と経済学に関する国際的な交流
- (7) 法と経済学に関する教育
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成するため理事会が適当と認める事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、第28条の規則の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還し



ない。

(資格の変更)

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

(会員の権利)

第10条 会員は、本会が刊行する学会誌のその他刊行物の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

2 会長は、会員が会費を6か月以上滞納したときは、前項に定める会員の権利を停止することができる。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

(除名)

第12条 会長は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

#### 第4章 役員等

(役員)

第13条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 20名以上40名以内、内1名を会長、2名を副会長とする。
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、会長及び副会長は理事となる。

2 会長及び副会長は、第28条の規則の定めるところにより、正会員の中から選任する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して総会の権限にかかる事項以外の事項を決議し、執行するほか、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任する

ことができる。

4 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

(役員任期)

第16条 会長の任期は1年、副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。

2 理事及び監事の任期は2年とし、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第17条 会長は、役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事情があるときは、理事会の議決を経て、総会の議決に基づきこれを解任することができる。

(委員会)

第18条 本会は、会務の運営又は第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定する。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第19条 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

#### 第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

(招集)

第21条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

(議決)

第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、書面をもって、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

第6章 会計

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第27条 本会を解散する場合は、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(規則)

第28条 この会則の施行に必要な規則は、理事会が定める。

附則

(会計等に関する経過措置)

第1条 本会の設立当初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、2003年2月15日から2004年3月31日までとする。

(会員等に関する経過措置)

第2条 設立総会前に法と経済学会設立発起人会によって正会員及び賛助会員として認められた者は、第7条の規定にかかわらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員及び賛助会員になるものとする。

(役員等に関する経過措置)

第3条 本会の設立当初の役員及びその任期は、第14条第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事(会長) 浜田 宏一(任期2004年3月31日まで)  
 理事(副会長) 森脇 昭夫(任期2004年3月31日まで)  
 (但し、副会長職は2005年3月31日まで)  
 理事(副会長) 八田 達夫(任期2005年3月31日まで)  
 理事 青木 昌彦(任期2005年3月31日まで)  
 理事 阿部 泰隆(任期2005年3月31日まで)

理事 安念 潤司(任期2005年3月31日まで)  
 理事 伊藤 秀史(任期2005年3月31日まで)  
 理事 井堀 利宏(任期2005年3月31日まで)  
 理事 岩崎 政明(任期2005年3月31日まで)  
 理事 宇佐美 誠(任期2005年3月31日まで)  
 理事 内田 貴(任期2005年3月31日まで)  
 理事 太田 勝造(任期2005年3月31日まで)  
 理事 落合 誠一(任期2005年3月31日まで)  
 理事 金本 良嗣(任期2005年3月31日まで)  
 理事 河上 正二(任期2005年3月31日まで)  
 理事 川濱 昇(任期2005年3月31日まで)  
 理事 神田 秀樹(任期2005年3月31日まで)  
 理事 岸本 哲也(任期2005年3月31日まで)  
 理事 久米 良昭(任期2005年3月31日まで)  
 理事 倉澤 資成(任期2005年3月31日まで)  
 理事 古城 誠(任期2005年3月31日まで)  
 理事 小林 秀之(任期2005年3月31日まで)  
 理事 鈴村 興太郎(任期2005年3月31日まで)  
 理事 田中 成明(任期2005年3月31日まで)  
 理事 棚瀬 孝雄(任期2005年3月31日まで)  
 理事 常木 淳(任期2005年3月31日まで)  
 理事 林田 清明(任期2005年3月31日まで)  
 理事 樋口 美雄(任期2005年3月31日まで)  
 理事 深尾 光洋(任期2005年3月31日まで)  
 理事 福井 秀夫(任期2005年3月31日まで)  
 理事 福島 隆司(任期2005年3月31日まで)  
 理事 細江 守紀(任期2005年3月31日まで)  
 理事 増井 良啓(任期2005年3月31日まで)  
 理事 松浦 好治(任期2005年3月31日まで)  
 理事 松村 敏弘(任期2005年3月31日まで)  
 理事 宮澤 節生(任期2005年3月31日まで)  
 理事 八代 尚宏(任期2005年3月31日まで)  
 理事 柳川 範之(任期2005年3月31日まで)  
 理事 矢野 誠(任期2005年3月31日まで)  
 理事 山崎 福寿(任期2005年3月31日まで)

監事 畠中 薫里(任期2005年3月31日まで)  
 監事 松浦 以津子(任期2005年3月31日まで)

別紙3

法と経済学会・会員名簿

(2003年2月15日現在、氏名50音順・敬称略)

(掲載略)

資料2

第2号議案 法と経済学会2002・2003年度事業計画

1. 学術講演会、シンポジウム等の開催

会員相互の交流のため、2003年6～7月を目

途として学術講演会を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー等を開催する。

2. 機関誌の刊行

電子メディアの活用を図りつつ、機関誌を定期的に刊行する。

3. 法と経済学に関する学術研究の推進

学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌に掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

- 第2号議案 会費等について(規則)
- 第3号議案 常務理事の選任について
- 第4号議案 今後の活動計画について

(4)事務連絡

(5)閉会

第1号~4号議案につき、議決した

資料3

第3号議案 法と経済学会2002・2003年度収支予算書

自 2003年2月15日  
至 2004年3月31日  
(単位:円)

収入の部		
大科目	中科目	予算額
会費収入	正会員会費収入	4,350,000
	賛助会員会費収入	600,000
	寄付金収入	40,000
雑収入	受取利息等	10,000
	収入合計	5,000,000

支出の部		
大科目	中科目	予算額
管理費	給料手当	2,000,000
	会議費	600,000
	旅費交通費	300,000
	通信運搬費	100,000
	消耗品費	100,000
	印刷費	100,000
事業費	機関誌刊行費	500,000
	名簿発行費	200,000
	研究会費	1,000,000
予備費	予備費	100,000
	支出合計	5,000,000

資料1

第1号議案

会長及び副会長の選挙、任期等について(規則)

2003年2月15日 理事会決

第1条 本規則は、法と経済学会会則(以下「会則」という)第14条の選挙について、会則第28条に基づき定める。

第2条 副会長は、理事会が作成した候補者のうちから、正会員の投票によって選出する。

第3条 前任の副会長が、翌年度の会長となる。

第4条 会長が任期途中で欠けたときは、前任の副会長が会長となり、1期に限り、会長に再任される。

資料2

第2号議案 会費等について(規則)

2003年2月15日 理事会決

第1条 本規則は、法と経済学会会則(以下「会則」という)第8条第1項の入会金及び会費について、会則第28条に基づき定める。

第2条 入会金は、当面の間、これを徴収しない。

第3条 会費は、当面の間、別表1の通りとする。

法と経済学会・第1回理事会

1. 日時 2003年2月15日(土) 13:20~13:30

2. 場所 発明会館・7階クラブ

3. 次第

(1)開会

(2)議長選任

(3)審議

第1号議案 会長及び副会長の選挙、任期等について(規則)

別表1 会員の種別・年会費

会員種別	年会費		備考
	メールアドレス所有	メールアドレスなし	
正会員	6,000円/年	10,000円/年	一般会費
	3,000円/年	7,000円/年	学生会費
賛助会員	30,000円/年・口		

大学院修士課程及び博士課程在籍中の者で、申し出があり、かつ、常勤の職を持たない者

資料3

第3号議案 常務理事の選任について

設立発起人・世話人会幹事であった理事を、会則第15条第3項の規定にもとづき、常務理事に選任した。

資料4

第4号議案 今後の活動計画について

学会活動の速やかな立ち上げのため、下記の3委員会の設置（人選、所掌事項に係る検討課題等）等について検討する担当理事を選任した。

担当理事におかれては、必要な検討を行い、その結果について次回理事会で報告いただきたい。

記

1. 総務企画委員会（仮称）

（検討課題）

第1回学術講演会の開催要領（2003年6月を目途として）

理事会・委員会の運営規則

謝金、交通費等の支払い基準等

納税事業者としての届け出等

会費納入に係る自動引き落とし方式の導入

会員拡大方策 他

2. 学術委員会（仮称）

（検討課題）

論文審査規定及び応募要領の策定

自主研究の推進方策 他

3. 編集委員会（仮称）

（検討課題）

機関誌の刊行方法等

第1号機関誌等の編集企画策定 他

2. 場所 政策研究大学院大学政策研究プロジェクトセンター

3. 議題

(1) 総務企画委員会関係

全国大会の開催について(運営体制、プログラム等)

日時：2003年7月12日（土）

会場：成蹊大学（東京都武蔵野市）

事務局体制について(業務内容、予算等)

(2) 学術委員会関係

論文審査について

自主研究会について

(3) 編集委員会関係開会

機関誌の発行について

以上につき、審議検討を行った

法と経済学会・第2回理事会

1. 日時 2003年4月21日(月)10:00～13:00

2. 場所 政策研究大学院大学政策研究プロジェクトセンター

3. 議題

(1) 法と経済学セミナーについて

(2) 学会ホームページについて

(3) 全国大会の開催について

(4) 「法と経済学研究(ジャーナル)」について

以上につき、審議検討を行った

法と経済学会・第3回理事会

1. 日時 2003年6月6日(金)10:00～13:00

2. 場所 政策研究大学院大学政策研究プロジェクトセンター

3. 議題

(1) 全国大会の開催について

以上につき、審議検討を行った

法と経済学会・第4回理事会

1. 日時 2003年7月12日(土)12:00～13:00

2. 場所 成蹊大学・10号館第会議室

3. 議題

(1) 第1回全国大会開催状況について

(2) 第2回全国大会(2004年度)について

法と経済学会・第1回常務理事会

1. 日時 2003年3月25日(火)12:00～15:00

日時：2004年7月3日(土)～4日(土)

場所：学術総合センター(一橋講堂)

(3)学会運営検討事項について

「法と経済学研究」(略称：ジャーナル)について

「法と経済学会誌」(略称：ニューズレター)について

自主研究会、セミナーの開催について

(4)会員状況について

以上につき、審議検討を行った

講師：マーク・ラムザイヤ先生

テーマ：「Empirical Research in Law & Economics: Examples from the Current Corporate Governance Debate

(法と経済学における実証的研究について：コーポレート・ガバナンスをめぐる現在の議論を例として)」

(4)2004年度全国大会について

日時：2004年7月3～4日(土、日)

場所：学術総合センター(一橋講堂)

主催校：東京大学

以上につき、審議検討を行った

## 法と経済学会・第5回理事会

1. 日時 2003年10月16日(木)14:00～15:00
2. 場所 相互二番町ビル(東京都千代田区)
3. 議題

(1)会員状況報告

会員数、会費納入状況

会員名簿の作成(ウェブ上)

(2)会費口座振替(自動引落)の移行に伴う会費の改定について

2004年度以降の会費

会員種別	年会費		備考
	メールアドレス所有	メールアドレスなし	
正会員	6,000円 / 年	10,000円 / 年	一般会費(口座振替利用)
	8,000円 / 年	12,000円 / 年	一般会費(振込利用)
	3,000円 / 年	7,000円 / 年	学生会費(口座振替利用)
	5,000円 / 年	9,000円 / 年	学生会費(振込利用)
賛助会員	30,000円/年・口		

大学院修士課程及び博士課程在籍中

(3)法と経済学セミナーについて

第1回 法と経済学セミナー

日時：2003年10月16日(木)15:00～17:00

場所：相互二番町ビル(東京都千代田区)

講師：太田勝造先生

テーマ：「社会秩序の法的制禦」

第2回 法と経済学セミナー

日時：2003年12月1日(月)

場所：政策研究大学院大学(若松校舎)

## 法と経済学会・第6回理事会

1. 日時 2004年3月9日(火)14:00～16:00
2. 場所 政策研究大学院若松校舎・3階会議室C
3. 議題

(1)2004年度全国大会について

実行委員会、プログラム委員会体制について

実行委員長：太田勝造

プログラム委員長：福島隆司

研究発表論文の募集について

シンポジウムの企画について

(2)総務企画案件について

委員の選任について

今後のセミナーの企画について

会費徴収の徹底について

(3)広報出版案件について

委員の選任について

「法と経済学会誌(ニューズレター)」の発行について

(3)学術編集案件について

投稿論文の募集について

「法と経済学研究(ジャーナル)」の発行について

(4)定例総会の開催について

日時：2004年7月3日(土) (全国大会併催)

場所：学術総合センター(一橋講堂)

以上につき、審議検討を行った

## 法と経済学会・設立趣意書

法は、私人間・私人と権力主体の間の紛争を解決し、社会的秩序を維持するとともに、行政の適法性を確保するなど、経済社会のあらゆる局面で重要な役割を果たしている。法の社会的・経済的影響を広く、正確に分析することは、立法や法解釈の精度を高め、法の機能を高めるうえで意義をもつ。従来日本では必ずしも十分には行われてきていないこのような分析を、より理論的・実証的に深めていくことは、学術的にも、実務的にも有益である。

従来、日本の法学は、成文化された実定法の意味を探求する解釈学を中心として発達してきた。議会で成立した法律や条例を与件とし、当事者間の利益衡量や判例の動向等を踏まえて、複雑な法体系の論理整合的な解釈として最も適切なものは何かをめぐって論議がなされてきたのである。しかし、現存する法の整合性を確保し複数の価値の衝突を調整する場合、複数の解釈間でその優劣を論理的に決することは困難となる。また、立法に当たっての制度設計がどのような効果を経済社会にもたらすかについて判断する枠組みはこれまで十分には提供されてこなかった。

一方経済学は、ある法の下で希少な資源が無駄遣いされずに活用されているか否かという資源配分の効率性を分析し、どの主体がどの程度利得し、どの主体がどの程度損失を被っているのかという所得分配の公正について分析を蓄積してきた。しかし、日本では実際の法や判例を素材とした経済学的研究の蓄積は未だ少なく、法解釈学で争点となってきたような具体的な論点は、経済学における確立された研究対象とはなっていない。立法作業に当たって経済学的知見が活用されることも、これまでまれであった。

これに対して米国では、民事法、刑事法、公法を問わず、法の経済効果を主としてミクロ経済学の手法を活用して分析する「法と経済学」が、経済学・法学の双方からの取り組みによって発達を遂げてきた。ロースクールの教育にも取り入れられ、「法と経済学」が現実の裁判実務や立法に具体的な影響を及ぼすことも多く見られる。

日本でも、法の経済分析の成果が蓄積されつつあるが、一部の領域にとどまり、法の重要分野を網羅するには程遠いのが実情である。また、「法と経済学」の方法論は、法学界においても経済学界においても共有されているとは言い難い。法令や判例が社会的な富の増減にどのような影響を与えるのか、どの主体の利得をどれだけ増やし、またはどれだけ損なうのか、こうした「法と経済学」の知見をより多くの分野にわたって蓄積していくことは、法学、経済学双方に未知の知見を提供するとともに、知識や情報の共有を図るためのネットワーク機能をもつとともに、新しい学際的研究活動として学術的意義を持つであろう。「法と経済学」は、現実の法解釈や裁判実務をできるだけ客観的なものとしていくためにも大きな役割を果たすであろう。さらに、「法と経済学」は、法令の立案に当たっても、その影響を実証的に予測する有力な手段を提供するであろう。

これらを踏まえ、「法と経済学」の理論及び応用に関する学術的活動を振興するとともに、関連研究者・実務家の研究に関するネットワークの形成を図ることを目的として「法と経済学会」を設立することとする。

## 法と経済学会・役員名簿

(2003年2月15日現在、氏名50音順・敬称略)

理事・会長	浜田	宏一	イエール大学経済学部教授
理事・副会長	森	昭夫	名古屋大学名誉教授・(財)地球環境戦略研究機関理事長
理事・副会長	八田	達夫	東京大学空間情報科学研究センター教授
理事	青木	昌彦	スタンフォード大学経済産業研究所長・教授
理事	阿部	泰隆	神戸大学大学院法学研究科教授
理事	安念	潤司	成蹊大学法学部教授
理事	伊藤	秀史	一橋大学大学院商学研究科教授
理事	井堀	利宏	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	岩崎	政明	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
理事	宇佐美	誠	中京大学法学部教授
理事	内田	貴	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	太田	勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	落合	誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	金本	良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	河上	正二	東北大学大学院法学研究科研究科長・教授
理事	川濱	昇	京都大学大学院法学研究科教授
理事	神田	秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	岸本	哲也	神戸大学大学院経済学研究科教授
理事	久米	良昭	那須大学都市経済学部教授
理事	倉澤	資成	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
理事	古城	誠	上智大学法学部教授
理事	小林	秀之	上智大学法学部教授
理事	鈴木	興太郎	一橋大学経済研究所教授
理事	田中	成明	京都大学大学院法学研究科教授
理事	棚瀬	孝雄	京都大学大学院法学研究科教授
理事	常木	淳	大阪大学社会経済研究所教授
理事	林田	清明	北海道大学大学院法学研究科教授
理事	樋口	美雄	慶應義塾大学商学部教授
理事	深尾	光洋	慶應義塾大学商学部教授
理事	福井	秀夫	政策研究大学院大学教授
理事	福島	隆司	政策研究大学院大学教授
理事	細江	守紀	九州大学大学院経済学研究院研究科長・教授
理事	増井	良啓	東京大学大学院法学政治学研究科助教授
理事	松浦	好治	名古屋大学大学院法学研究科教授
理事	松村	敏弘	東京大学社会科学研究所助教授
理事	宮澤	節生	早稲田大学法学部教授
理事	八代	尚宏	(社)日本経済研究センター理事長
理事	柳川	範之	東京大学大学院経済学研究科助教授
理事	矢野	誠	慶應義塾大学経済学部教授
理事	山崎	福寿	上智大学経済学部教授
監事	畠中	薫里	政策研究大学院大学助教授
監事	松浦	以津子	愛知大学法学部教授